

(表紙)

追 録 舊 記 雜 録	吉 貴 公	自 六 月
	繼 豐 公	元 文 四 年
	宗 信 公	至 十 二 月
	卷 八 十 四	

1322

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをくいよく御機けんよく入らせられりや、き  
 かせられたくおほしめしり、三月六日の御日附にて  
 御返事、外ニ御悦の御ふミ御細くくと仰被進、かた  
 しけなくおほしめしり、何もくよろしく御申上被  
 成りへくり、めてたくかしく、

土用なからことの外御あつさに御座り得とも、まつく  
 その御地

(全書)  
 總州様初させられ御機嫌よく、あつさの御障も御座不被

成り哉、きかせられたくおほしめしり、此御地高名輪にて

御前様御機けんよく

太守様

姫君様 御子様かた御機けんよく入らせられり、さては  
 此御箱之内ゑちこち、み、土用の御左右きかせられり御  
 事迄に、相かハらす進しられり御事に御座り、此よしよ  
 ろしく御申あけ被成りへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文四年

お

ひち鳴(龜房)

隼

人さま

とみ

しま津(久道)

權さへもんさま

岡た

人、藤え

1323

全上

御札令披見り、就酷暑之節

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相伺之り、益御安  
 全御儀外間可御心易り、随功鑑節一箱被獻之り、各申談  
 遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、

朱カキ  
元文四年 六月十八日

松平左近將監

乘邑判

(島津吉貴)  
松平上總入道

全上

御札令披見外、就酷暑之節

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相伺之外、益御安  
全之御事候間可御心易外、随而齧節一箱被獻之外、遂披  
露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力キ  
元文四年 六月十八日

松平能登守 乘賢判

松平上總入道

全上

なをく嶋津主・小林中太兵衛下りの時分は御事つ  
てあそはし被進外へハ御禮仰しんしられ、誠こく  
御念いらせられ外御事こ思しめし外、菊姫様御事も  
たかなはへ入らせられ、

御前様へ御たいめん被成御にきくしく御いわる被  
成、めてたく御悦に覺しめし外、なを又御悦と御座  
外て御ふみ進しられ、

公方様を端午の御祝義進しられ外御悦仰まいらせら  
れ、かたしけなく思しめし外、

太守様も御機嫌よく幾久しく御はいりやうあそは  
し外やうこと、いわるくいらせられ外、何もく

よろしく御申上外へく外、めてたくかしく、

御ふみのやう忝覺しめし外、仰被進外通、土用中ことの  
ほかなるあつさにて御座外得とも、先く

總州様御機嫌よく□<sup>本マ、(成カ)</sup>らせられ、あつさの御障も御座不被  
成外由きかせられ、かすく御めてたくおほしめし外、  
爰御程にも

御前様も御機けんよく

太守様

姫君様 御子様かたにも御機嫌よくいらせられ外御事こ  
御座外、さては土用中御左右きかせられ外との御事にて、  
御もく録の通り進しられ、かすくかたしけなくおほし  
めし外、めてたく幾久しくと祝入らせられ外、此よしよ  
ろしく御申あげ被成まいらせられ外、めてたくかしく、

朱力キ  
元文四年

ひち嶋

嶋津

人さま

とみ

權左衛門さま

岡た

人々御返事

藤え

今朝琉球布一箱・砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・泡盛酒二壺被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔元文四年〕六月十八日 乘賢判

松平大隅守殿 (島津勝忠) 乘賢

〔在右裏〕松平能登守

1327 全上

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔元文四年〕六月十八日 乘邑判

松平大隅守殿 乘邑

〔在右裏〕松平左近將監

1328 継豊公御譜中

正文在文庫

端午之

御内書可相渡<sub>レ</sub>間、明日五半時 御城<sub>レ</sub>家來可被差出<sub>レ</sub>、以上、

〔元文四年〕六月廿四日 松平左近將監

松平大隅守殿

1329 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、五月八日

公方様東叡山 御靈前 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤<sub>レ</sub>、紙面之趣各申談及 上聞<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔朱力手〕元文四年 七月七日 松平伊豆守 信祝判

松平上總入道

1330 継豊公御譜中

正文在文庫

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段

之御仕合外、恐く謹言、

〔元文四年〕  
七月六日

信祝判

松平大隅守殿

信祝

松平伊豆守

1331 全上

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之候、遂披露外處一段  
之御仕合外、恐く謹言、

〔元文四年〕  
七月六日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

松平能登守

1332 全御譜中

元文四年己未七月二十二日

吉宗公使徳山五兵衛（秀栄）御使賜御鷹所捉之雲雀三十於芝第一、  
乃鳥居伊賀守忠胤代ニ繼豐ニ勤事、

1333 吉貴公御譜中

正文在島津肥前忠紀

嶋津（黄）玄蕃殿

嶋津（赤）壯之助殿

嶋津（白）兵庫殿

右御一門之儀格別被仰付外付外ハ、八朔進上物玄蕃殿・  
兵庫殿儀者、向後御對面所下之敷居より三帖目頭ニ有、  
奏者番請取渡有之ハ様ニ被仰付、進上之次第當分御間柄  
付外、右連名之通ニ被仰付外、至以後者右三家御間柄次  
第、時々之座席次第進上可有之ハ、  
但壯之助殿よりハ以後進上物有之候節、右之通被仰付  
外、

右之旨御承知可被成外、以上、

元文四年  
七月

左京（攝津久馬）

1334 越前島津氏忠紀譜中

同年七月二十四日有レ命、貴備・壯之助・久門者國之懿

親而其等異ニ于他、故八朔進上之御太刀於ニ城中對面所下  
之闕三疊頭ニ、就ニ奏者番役ニ可レ捧レ之、然壯之助幼稚居ニ  
住 城内ニ、故未レ及レ勤ニ公事ニ、成長之後當如レ命、顯

娃久周使<sub>三</sub>有川孝右衛門貞純傳<sub>三</sub>之於山澤盛香<sub>一</sub>也、見<sub>三</sub>于左<sub>一</sub>、

1335

鳴津玄蕃殿

鳴津壯之助殿

鳴津兵庫殿

右御一門之儀格別被仰付<sub>レ</sub>付<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>者、八朔進上物玄蕃殿・兵庫殿儀者、向後御對面所下之敷居より三帖目頭<sub>ニ</sub>有<sub>レ</sub>、奏者番請取渡有<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>様<sub>ニ</sub>被仰付、進上之次第當分御間柄付<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>、右連名之通<sub>ニ</sub>被仰付<sub>レ</sub>、至以後者右三家御間柄次第、時<sub>ニ</sub>之座席次第進上可有<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>、

但壯之助殿よりハ以後進上物有<sub>レ</sub>之候節、右之通被仰付<sub>レ</sub>、  
右之旨御承知可被成<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>、以上、

朱印

元文四年己未七月廿四日

七月

左京

繼豐公御譜中

正文在文庫

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>ニ</sub>謹言<sub>一</sub>、

(朱)

「元文四年」

八月四日

忠良判

松平大隅守殿

忠良

(朱)  
一在右裏  
本多中務大輔

1337

全上

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被獻<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>ニ</sub>謹言<sub>一</sub>、

(朱)

「元文四年」

八月四日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(朱)  
一在右裏  
松平能登守

1338

全御譜中

元文四年己未八月四日

大樹吉宗公令<sub>三</sub>執政松平左近將監乘邑<sub>一</sub>曰、繼豐嗣適又三

(朱)  
郎忠顯也、嘗<sub>レ</sub>以爲<sub>二</sub>

竹姫君之猶子<sub>一</sub>故、自<sub>三</sub>忠顯<sub>一</sub>以往適子代代當<sub>レ</sub>冒<sub>三</sub>松平號<sub>一</sub>

1339

也、乗邑即傳令於副執政水野壹岐守忠定、忠定乃來芝郎、達台命於繼豐及忠顯、事詳于左、

全上

正文在文庫

松平大隅守

松平大隅守嫡子嶋津又三郎事 御稱號被下り迄者嶋津名乗外得共、

竹姫君様御猶子にも被成り事の間、改 御稱號ハ被下間敷の間、此節より松平名乗りの様ニ可被致り、尤向後御稱號被下間敷の間、代々右之通嫡子ハ松平名乗りの様ニとの御事、

1340 宗信公御譜中

同四年己未八月四日有

吉宗公之台命、忠顯以爲竹姫君猶子、今般賜松平稱號、嫡子代々可稱之也、執政松平左近將監乘呂奉之、水野壹岐守忠定來于芝郎傳之繼豐及忠顯、事詳載于後、

1341 正文在文庫

松平大隅守嫡子嶋津又三郎事御稱號被下候迄者嶋津名乗外得共、

竹姫君様御猶子ニ被成り事候間、改御稱號者被下間敷の間、此節より松平名乗候之様ニ可被致り、尤向後

御稱號者被下間敷候間、代々右之通嫡子者松平名乗りの様ニとの御事、

〔元文四年〕

〔在口裏〕 松平大隅守

1342

宗信公御譜中 寫正文在文庫

今八時水野壹岐守様より御用付御見廻被成り、御中途より御使被遣、追付御出被成り、拙者儀者高輪に詰居り付、福山平太夫安村罷出り得者 太守様に御逢被成度外、御病中之儀外故、若御差支表被成御座候ハ、又三郎様に御逢可被成旨被仰聞候付 太守様に申上、太守様 又三郎様御逢被遊候處、又三郎様松平 御稱號御名乗被成、御代々御嫡子様の儀者松平御名乗被成候様ニ別紙寫之通 上意之旨、松平左近將監様より壹岐守様に被仰達、此段御傳被成候様ニと御承り旨

太守様 又三郎様御承知被遊、御受御禮被仰上候處、左近將監様に可被仰達旨御挨拶にあり、

一別紙御書付本書御持

太守様 又三郎様御一所に 御守殿に御入、 姫君様に御吹聴御禮被仰上候、

一私儀早く高輪より罷歸、壹岐守様御前に罷出候處、右通被仰出り段目出度被思召り、御國元には及宜申上旨被仰聞り、

一右に付先則日御禮之儀右躰之先例を以、壹岐守様に奉得御差圖候處、左之通に可然旨被仰聞 太守様より

ハ御名代嶋津但馬守殿、 又三郎様に老御身(自力)御老中様・松平右京大夫様に御禮御廻被遊り、若御年寄様に

太守様方の御使者拙者相勤、 又三郎様より老鎌田源左衛門御使者に御禮被仰上候、壹岐守様に老 又三郎様御見廻被成、但馬守殿には御出御禮被仰上り、御

側衆に老物頭御使者に御禮被仰達り、御口上書寫追ふ差越可申り、

一壹岐守様より 總州様御禮之儀老御承知被成候に、被仰上に可有之旨被仰聞り付、成程其通御座り、使札・飛札、献上物等之儀共相伺ひる薩州に申越、御禮

被仰上儀に御座候旨申上り得者、左近將監様より定め總州様に及御承知被成に可有之旨、御沙汰爲有之由承知仕り付、早速 太守様より 總州様に老可被仰越り、

右通左近將監様御沙汰之儀にハ、今日但馬守殿 太守様御名代被相動り御口上之内に、 總州様に及早速可被仰越との趣相入り可宜哉之旨申上り得者、御口上書之内に書載候に及間敷り、但馬守殿口上に其譯

被仰達方可然旨御差圖にあり、但馬守殿に申入、左近將監様迄に右之通被仰入り、

一壹岐守様緩く被成御座、御掛合等被召上御立被成り、

一右付 太守様 又三郎様より御禮御献上物等之儀老明日奉伺答御座り、 總州様御勤等之儀老明日奉伺、相

知次第追ひ何分に及可申越り、

一御守殿より右御祝儀御文被進候旨承知仕り付、明日急御使差立申答り、其節猶又委細之儀可申越り、

一右付 御三殿様に詰合之諸御役人今日御祝儀申上、其外明日惣出仕に御祝儀申上候様を申渡り、私共より其元は御祝儀之儀老明日便に申上答り、

右之通 上意御承知被遊り付、早く爲可被聞召、極く急飛脚を以申越り候 總州様御女中方に可被申上

候、

右通 上意之趣結構成御儀恐悦御同意奉存外、此段  
申越外、以上、

(卷)  
〔二元文四年〕 八月四日

樺山主計(欠切)

嶋津 左殿

穎娃 左京殿

堀 四郎太夫殿

比志嶋 隼人殿

嶋津權左衛門殿

宗信公御譜中

寫正文在文庫

寫

私嫡子又三郎儀、此度より松平之御稱號名乘候様こと被  
仰出外付、左之通獻上物仕、御禮申上度奉存候、私儀病  
氣之事御座外間、名代を以御禮申上こと可有御座候、同  
氏上總入道より於國元承知仕外上、以使札獻上物可仕  
候哉、御差圖被成可被下外、

獻上物

公方様に

松平又三郎

御太刀・金馬代

卷物十

大納言様に

御太刀・金馬代

卷物十

公方様に

御太刀・金馬代

綿三十把

大納言様に

御太刀・金馬代

綿三十把

公方様に

御太刀・金馬代

大納言様に

御太刀・金馬代

以上

(卷)  
〔二元文四年〕

八月五日

松平大隅守

(卷)「押札ニ而」  
被差上不及外、

松平大隅守

松平上總入道



全上

寫正文在文庫

寫

松平大隅守家ニ由ル者次男以下ハ分地不仕、陪臣ニ致來ル由、前以被申聞ル事ニ由故、次男以下ハ老御稱號之儀不及御沙汰ノ間、此旨及可被相達置ル、

(卷)

「元文四年八月」

宗信公御譜中

正文在文庫

去年九月十日別紙御書付之通、松平左近將監様より水野壹岐守様迄御承知被成、此御方様ハ被仰達、被成御承知候段者、壹岐守様より左近將監様ハ被仰上ル由、江戸方御到來有之ル、以上、

(卷)

「元文五年申正月二十三日」

正月

左京

継豊公御譜中

頃日母堂勢州桑名城主松平越中守源定(重脱)之女、實尾頼女也病在ニ牀褥一、就レ日大漸、竟今茲以三元文四年己未八月五日ニ掩ニ粧於東武高輪第一、法

諱靈龍院殿潛顯妙能日淵大姉也、翌六日

大樹吉宗公使ニ増山河内守正任一弔ニ慰之於芝邸一、同十一日向晚院殿靈柩出ニ於高輪第一、入ニ于武州谷中瑞林寺一、其翌十二日之夜修ニ葬儀于瑞林寺一、

吉貴公御譜中

今歲吉貴之夫人靈龍院勢州桑名城主松平越中守定重之息女也、嬰病以元禄七年甲戌四月二十一日歿于吉貴矣浸劇治療不レ驗、竟以三元文四年八月五日ニ卒ニ去于江都高輪邸一、同七日 上使増山河内守來ニ賁于芝邸一傳ニ懇篤之旨一、天英院殿亦賜ニ賻贈ニ白銀厚訪ニ尋之一、同十一日

遺體出ニ高輪館ニ至ニ于谷中瑞林寺一、島津右平太久郷從ニ于靈柩一、既而翌十二日葬送焉、瑞林寺現住圓其日信上人爲ニ引導師一、法號靈龍院殿潛顯妙能日淵大姉、樺山主計久初奉ニ持靈牌一、同二十一日訃音聞ニ于薩府一、於是吉貴使ニ池田仙右衛門純苗勳ニ代香先是純苗爲吉貴尋病弱之使、而繼居于東武故命代香、復以ニ米良藤右衛門則棚ニ馳于江府一弔之、十一月二十三日納ニ

齒骨於壺中一、發ニ高輪館ニ赴ニ甲州身延山淺草蓮光寺隱送之宿ニ惠恩院瑞林寺也、宿坊也、於ニ久遠寺ニ葬ニ葬事一、安置牌位一建ニ立石塔納齒骨及牌位於壺、中又入之石函葬之、永代寄ニ附日牌料一矣惟非營葬式耳、爲或中陰或永、世日牌及月牌料寄持賣金百兩、越十月十九日曉天靈髮發ニ瑞林寺一、經ニ歷東海濃州中國豐

州之驛、十二月朔日夜到、着于魔府福昌寺、即納之廟堂、安牌建塔、翌二日爲追福修梵儀、時島津登久置詣于廟所、勤燒香使、先是建靈龍院殿之牌位於谷中瑞林寺、雖建今歲十月五日爲開眼供養矣、

1350

吉貴公御譜中

正文在文庫

全御譜中

正文在文庫

妻女死去之段及 高聞り處、可爲愁傷と被 思召り、此由可相達旨依 上意如此り、恐く謹言、

朱力半  
元文四年 八月七日

本多中務大輔 忠良判

松平伊豆守 信祝判

松平左近將監 乗邑判

松平上總入道

全上

1349

妻女死去之段及言上り處、可爲愁傷と被 思召り、此由可相達旨依 御誼如此り、恐く謹言、

朱力半  
元文四年 八月七日

松平能登守 乘賢判

松平上總入道

段々朝夕ひやゝかになりまいらせり半まゝ、隨分御障あそはしりはぬやうこと思しめしり、なにもよく心得申せとの御事ニ御さり、かしく、

一位様より申せとの御事ニ御座り、まつく

成りへくり、

上總入道様御もふきの内、なにの御障も遊しりハすりや、きかせられたく思しめしり、なにかと思しめし出し参らせられり半と御噂御意遊しり、扱は此御目錄の通り御慰こも被成り半かと御たつねましの御事迄こまいらせられり、かしく、

朱力半  
元文四年

6

松平

上總入道様

人々御中

秀小路 櫻井 植松

吉貴公御譜中

扣正文在右筆所

一筆致啓上候、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅

奉存外、將亦同氏大隅守嫡子又三郎儀

竹姫君様御猶子ニ及被成外事之間、此節より松平名乘外

様可仕旨、尤向後 御稱號老被下間敷外間、代々嫡子老

松平名乘外様被 仰出外由承知仕、於私難有仕合奉存外、

右御禮爲可申上呈使札外、御序之刻

御前可然様御執成所仰候、恐惶、

朱力キ

元文四年

八月廿一日

松平左近將監様

松平伊豆守様

本多中務大輔様

松平能登守様

松平右京大夫様

人々、呈使札外間如此御座外  
人々、

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、六月

九日

公方様東叡山

淨園院様御位牌所 御參詣之儀被承之、恐悅旨尤外、紙

面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ

元文四年

八月廿六日

松平上總入道

本多中務大輔

忠良判

全御譜中

扣正文在右筆所

一筆致啓上候、私妻死去仕外段

公方様 大納言様及高聞

上意之趣御奉書被成下、從

大納言様及 御詫之趣御奉書被成下、難有仕合奉存外、

右御禮爲可申上呈使札外、御序之刻

御前可然様御執成所仰候、恐惶、

朱力キ

元文四年

八月廿六日

松平左近將監様

松平伊豆守様

1354

全上

扣正文在右筆所

御奉書致拜見候、私妻死去仕<sub>レ</sub>段及 高聞 上意之趣、難有仕合奉存<sub>レ</sub>、此段爲可申上如斯御座候、恐惶、

朱力半 元文四年 八月廿六日

御本丸

松平左近將監様

松平伊豆守様

本多中務太輔様

人々

1355

吉貴公御譜中

扣正文在右筆所

御奉書致拜見候、私妻死去仕<sub>レ</sub>段及言上 御詫之趣、難有仕合奉存<sub>レ</sub>、此段爲可申上如斯御座候、恐惶、

朱力半

元文四年

八月廿六日

1356

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅旨尤<sub>レ</sub>、將又同氏大隅守嫡子又三郎儀

竹姫君様御猶子ニ及被成<sub>レ</sub>事<sub>レ</sub>之間、此節より松平名乘<sub>レ</sub>様可仕<sub>レ</sub>、尤向後 御稱號悉被下間敷<sub>レ</sub>間、代<sub>レ</sub>嫡子老松平名乘<sub>レ</sub>様被 仰出<sub>レ</sub>段被承之、難有由得其意<sub>レ</sub>、依之爲御禮被差越使者<sub>レ</sub>、紙面之趣各申談及 上聞<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力半

元文四年

九月廿三日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

1357

全上

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅旨尤<sub>レ</sub>、將亦同氏大隅守嫡子又三郎儀

西丸

松平能登守様

人々

竹姫君様御猶子被成り事、間、從此節松平名乗候様可仕、尤向後、御稱號者被下間鋪之條、代々嫡子若松平名乗候様被仰出、段被承之、難有由得其意、依之爲御禮被差越使者、紙面趣及言上、恐々謹言、

朱カキ  
元文四年 九月廿三日

松平能登守  
乘賢判  
松平上總入道

全上

なをく御表よりも御禮御申上被成りへとも、なを又御申上被成り通よろしく申上まいらせりへくり、  
めてかしく、

八月廿一日付にて御ふみ下されり、

公方様

大納言様 竹千代様ますく御機嫌よく御座なされ、御めて度覺しめしり由、將又御同氏大隅守殿御嫡子又三郎殿御事

殿御事

竹姫君様御猶子にも被成り御事ニ、間、此節より松平御名乗、尤向後御稱號ハ下されましく、代々御嫡子ハ松平御名乗候様ニ仰出されり御事ニ御承知なされ、有かたく覺しめしり由、右之御禮

大納言様へ御申上被成りたく覺しめしり由、御ふみのおもむきよろしくひろう致まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文四年

松平  
上總入道様  
御返事  
豊岡  
八嶋  
浦尾

全上

上總入道様にも有かたく思しめし被成りよし、御禮仰上られ御念入せられり御事、御満足ニ思しめしり、誠ニ幾久しく萬々年も御はん昌被成り候こといわる入思しめしり、なにもよく申せとの御事ニ御さり、  
めてたくかしく、

八月廿一日御日付にて御ふみ下され披露致参らせり、まつく

公方様

大納言様

竹千代様御機嫌克ならせられ御めてたさ  
一位様にも御機嫌よくならせられり、御心易思召被成へくり、さやうに御座りへハ、又三郎さま御事

竹姫君様御猶子ニも被遊り御事ニ御座りまゝ、此節より松たいら御名乗被成り様ことの御事、向後御稱號ハ下されましくひまゝ、代々御嫡子は松平御名乗被成り様こと被仰出、めてたくかしく、

朱力キ  
二元文四年

松平

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

植松

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく何もよろ敷申上りへくり、めてたくかしく、

八月廿一日付にて御文下されり、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌克御座なされ、御めてたく思召り由、しかれハ八月四日

公方様より奥さま御病氣につきりて、御尋として御懇の上意にて忝思召り由、御禮御申あけなされり御文の通、よろ敷申あけりへくり、めてたくかしく、

朱力キ  
二元文四年

豊岡

お

松平

上總入道様

御返事

八嶋

浦尾

全上

かすく忝思召被成り由、御禮仰上られ御文の様、披露致まいらせりへハ御満足ニ思召り、よく申せとの御事ニ御座り、以上、

八月廿一日の御日附にて御ふみ被下り、まつく

一位様御機嫌能被爲成、御めて度思召被成り由、扱ハ奥さま御病氣ニ付、八月四日御文にて御尋にて、翌五日御拜領物も被成、かしく、

朱力キ  
二元文四年

松平

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

植松

吉貴公御譜中

扣正文在右筆所

一筆申上まいらせり、

一位様より亡妻へ御香燵下され、御懇の御意の趣承知

仕り、有かたき仕合にそんし奉り、右御禮申上たく、  
此よし御序の折から、よろしく御とりなしたのミ入そん  
しまいらせり、かしく、

朱力キ  
元文四年  
九月廿五日

おたの御方

おかた殿

藤 枝殿

(采)  
「右之通亡妻と書可申り、御名を書りハ此方重シ外方ニ相聞得

り、大玄院様も亡父薩摩守と歟、古薩摩守歟と相認

公義向へ被差出事り、陽和院御名被書出外儀者、御存生之内

より 陽和院様と申上り故、御名を書り而も不苦との 御意

ニ而外間、亡妻と書調可申り、右朱書之通ハ磯を御書付被遣

外間記置之外事」

1363 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、妻女死去付の從

公方様 大納言様以

上使、同氏大隅守に御懇之

上意之趣、難有由得其意り、紙面之趣各申談及 上聞候、

恐く謹言、

朱力キ  
元文四年  
九月廿五日

松平左近將監  
乘邑判

松平上總入道

1364 全上

御札令披見り、妻女死去付先頃從

公方様 大納言様以

上使、同氏大隅守に御懇之

上意之趣被承之、難有由得其意り、紙面之通令承知り、

恐く謹言、

朱力キ  
元文四年  
九月廿五日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

1365 越前島津氏忠紀譜中

元文四年九月二十五日 繼豐公賜履ニ重富之印章於壯

之助、開之于左、

1366

薩摩國鹿兒嶋郡之内、大隅國始羅郡之内、其方知行所今  
度號重富、一所之地申付之訖、到于子孫全可令領知之狀

如件、

元文四年九月廿五日

繼豐(花押 No.1)

嶋津壯之助殿

1367

同年十月有<sub>レ</sub>命、郡奉行大野鐵兵衛・仁禮彦右衛門、山奉行肥後與三右衛門・城井三左衛門到<sub>二</sub>于重富、集帖佐・吉田兩鄉之諸役數輩、依<sub>レ</sub>圖定<sub>二</sub>其方境、而他日家臣等移<sub>レ</sub>居於其地<sub>一</sub>之時告<sub>二</sub>于官、所<sub>レ</sub>定方境無<sub>二</sub>失却<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>附<sub>レ</sub>之、有<sub>二</sub>證書、開<sub>二</sub>于左、

1368

今度重富引渡有<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>處、當分者重富に役<sub>レ</sub>不罷居、帖佐・吉田預り<sub>二</sub>被仰付置<sub>レ</sub>り故、此節若右兩所役<sub>レ</sub>に引渡置<sub>レ</sub>り、以後重富に役<sub>レ</sub>罷移<sub>レ</sub>り節若兩所申出<sub>レ</sub>り上、今度究置<sub>レ</sub>り境立之通、重富役<sub>レ</sub>に引渡答<sub>レ</sub>り、此段爲見合<sub>二</sub>御座<sub>レ</sub>り、以上、

朱印  
元文四年 未十月三日

郡奉行 大野 鐵兵衛

右 同仁 禮彦 右衛門

山奉行 肥後與三 右衛門

右 同城井 三左衛門

1369

繼豐公御譜中

正文在島津周防忠紀

薩摩國鹿兒嶋郡之内、大隅國始羅郡之内、其方知行所今度號重富、一所之地申付之訖、到于子孫全可令領知之狀如件、

元文四年九月廿五日

繼豐御判

嶋津壯之助殿

1370

繼豐公御譜中

正文在琉球國司

爲年始之嘉儀被差渡使簡、殊目錄之通贈給之、入念<sub>レ</sub>段祝<sub>レ</sub>着<sub>レ</sub>り、猶期後喜之時<sub>レ</sub>、恐惶不宣、

九月廿五日 中將繼豐御判

謹上 中山王

1371

全上

芳翰令披見<sub>レ</sub>り、

竹千代様御誕生付<sub>レ</sub>り



公方様 大納言様 竹千代様は御祝儀献上付御目錄之通被下、且又使者本部王子に表拜領物被仰付、重疊難有之旨尤之事り、依之被差渡平良親方、目錄之表贈給之、令祝着り、恐惶不宣、

〔元文四年〕 九月廿五日 中將繼豐御判

謹上 中山王

1372 繼豐公御譜中

正文在文庫

〔吉宗養女、伊達宗村等〕  
利根姫君様就御安産、爲御祝儀以使者如目錄被獻之り、遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、

〔元文四年〕 九月廿七日 乘邑判

松平大隅守殿

〔在右裏〕  
乘邑  
松平左近將監

1373 爲重陽之祝儀、小袖一重到來欣覺候、委曲松平伊豆守可

述り也、

〔元文四年〕 九月廿七日 ○〔印文「吉宗」〕

薩摩

中將殿

1374 全上

爲重陽之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之り、遂披露候之處一段之御仕合り、恐々謹言、

〔元文四年〕 九月廿七日 松平能登守 乘賢判

松平大隅守殿

1375 繼豐公御譜中

正文在琉球國國司

一簡令啓り、

竹千代様御誕生付の御祝儀献上相濟、拜領物有之り、爲御禮今般使翰被差渡り、依之右書翰以次使者差上り處、被遂披露、奉書相渡り間差越之り、恐惶不宣、

〔元文四年〕 十月朔日 中將繼豐御判

謹上 中山王

吉貴公御譜中  
正文在文庫

1377 全上  
御札令披見外、妻女死去付外  
公方様 大納言様  
上意之趣以奉書相達、難有由得其意外、依之被差越使者  
外、紙面之通及言上外、恐く謹言、  
朱力平  
元文四年 十月五日  
松平上總入道  
松平能登守 乘賢判

吉貴公御譜中  
正文在文庫

御札令披見外、妻女死去付外  
公方様 大納言様  
上意之趣以奉書相達、難有由得其意外、依之被差越使者  
外、紙面之通各申談及 上聞外、恐く謹言、  
朱力平  
元文四年 十月五日  
松平上總入道  
松平伊豆守 信祝判

吉貴公御譜中  
正文在文庫

右同文向人より同宛一通有之略ス

松平  
上總入道様 御返事  
豊岡 八嶋 浦尾

八月廿六日付にて御ふミ下され外、御てまへ様おくさま  
御死去被成り段

公方様 大納言様上聞こ及ひ 上意のおもむき御奉書被  
遣、

大納言様よりも御詫のおもむき御奉書被遣、有かたく覺  
しめしり由、右の御禮

大納言様へ御申上被成たきとの御事、御表より御申上被  
成り得とも、なを又御申上成り由、御ふミの通よろしく  
ひろう致まいらせ外、かしく、  
朱力平  
元文四年

八月廿六日付にて御ふミ下され外、御手前様おくさま御  
死去付て、今月七日

公方様 大納言様より 上使増山(正色)河内守にて、御同姓大

隅守殿へ御懇の 上意を御蒙り段有かたく覺しめしり  
由、

大納言様へ御申上被成り御ふみの趣、よろしく申上まい  
らせられり、右之段御表よりも御申上被成りとの御事、  
猶又よろしく申上まいらせり、かしく、

<sup>(朱カキ)</sup>  
「元文四年」

松平

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

うら尾

1380

全上

御文のやう披露致りへ若御満足ニ思しめしり、よく

申せとの御事ニ御座り、以上、

御文被下り、奥さま御死去ニ付

公方様

大納言様より御念比の

上意之趣御奉書御戴被成、難有思召被成之由、御禮仰上

られ、かしく、

<sup>(朱カキ)</sup>

「元文四年」

秀小路

松平

上總入道様

御返事  
人々御中

さくらい

うへ松

1381

全上

何もよく申せとの御事ニ御さり、かしく、

御ふみ下され披露致しまいらせり、おくさま御死去被成

り節、御悔の爲

御意の趣忝思召被成り由御禮仰上られ、御念入参らせり

御事ニ思召り、かしく、

<sup>(朱カキ)</sup>

「元文四年」

松たいら

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

うへ松

1382

全上

八月廿六日御日付にて御ふみ下され披露致まいらせり、

奥さま御かくれ被成り付、同月七日

公方様

大納言様より増山河内守 上使にて 大隅守様へ御懇の

上意之段、 上總入道様にも難有思召被成りよし、右の

御禮仰上られ、誠ニ御念入らせられ御事思しめし、  
なにも宜しく申せとの御事ニ御さ、かしく、

朱カキ  
元文四年

お

松たいら

上總入道様  
御返事  
ニテ

秀小路

櫻井

植松

人々御中

1383

全上

八月廿六日御日付にて御ふミ下され、披露致しまいらせ  
り、同月五日奥さま御死去被成りニ付、大隅守様へ御く  
やミおほせられ、御國元にて 上總入様ニもきか  
せられ、かたしけなく思召被成りよし、御禮仰上られ御  
念入せられ御事ニおほしめし、なにも能く申せとの  
御事ニ御さ、かしく、

朱カキ  
元文四年

お

松平

上總入道様  
御返事  
ニテ

秀小路

櫻井

植松

人々御中

1384

吉貴公御譜中

正文在文庫

何も申せとの御事ニ御さ、めてたくかしく、

御ふミ下され披露致しまいらせり、

一位様御機嫌よく被爲成めてたく思召り由、扱は 上總  
入道様へ朦氣御たつねの御事までニ御目録の通まいらせ  
られ、忝思しめし被成りよし御禮仰上られ、御念  
入参らせり御事ニ思召り、めてたくかしく、

朱カキ  
元文四年

お

松平

上總入道様  
御返事  
ニテ

秀小路

櫻井

うえ松

人々御中

1385

吉貴公御譜中

正文在文庫

九月廿五日御ふミ下され披露致しまいらせり、

一位様より靈龍院殿へ御香奠参らせられ御事、上總入  
道様御國許にて御聞被成、御懇の 御意の趣、かたしけ  
なく思しめし被成りよし御禮仰上られ、御念入らせられ  
御事ニ思召り、なにもよく心得りて申せとの御事ニ御

さひ、かしく、  
朱カキ  
元文四年

松たいら  
上總入道様にて  
人々御中  
植松  
秀小路  
櫻井

1386  
継豊公御譜中

正文在文庫

重陽之

御内書可相渡り間、明日五半時 御城に家來可被差出り、

以上、

〔元文四年〕  
十月廿日  
松平伊豆守

松平大隅守殿

1387  
継豊公御譜中

同年十一月朔日

竹千代君所行御髮置之禮也、以故厥翌二日繼豊獻下二

種一荷于

竹千代君、同品于

吉宗公及

家重公上奉賀之、且進呈一種五百匹于御部屋、各以

使者于二

竹千代君

家重公也西彦太郎純孚、于二

吉宗公福山平太夫安村也、兩使各爲假番頭役勤之、

同日

竹千代君使永井伊賀守直陳賜一種一荷于繼豊、直陳  
來于芝第二申命、島津但馬守忠就代繼豊奉之、

1388  
全上

正文在文庫

竹千代様御髮置爲御祝儀、

大納言様 竹千代様以使者如目錄被獻之、遂披露り

處一段之御仕合、恐々謹言、

〔元文四年〕  
十一月二日  
乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

〔在右裏〕  
松平能登守

1389

吉貴公御譜中

正文在文庫

竹千代様御髮置爲御祝儀、以使者如目錄被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力<sub>ナ</sub>  
元文四年 十一月二日

松平上總入道

本多中務大輔  
忠良判

1390

全上

竹千代様御髮置爲御祝儀、

大納言様 竹千代様<sub>レ</sub>以使者如目錄被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>

段一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力<sub>ナ</sub>  
元文四年 十一月二日

松平上總入道

松平能登守  
乘賢判

1391

宗信公御譜中

正文在文庫

竹千代様御髮置爲御祝儀、以使者如目錄進上之候、遂披露<sub>レ</sub>處一段之仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(卷)  
「元文四年」 十一月二日

忠良判

1392

全上

竹千代様御髮置爲御祝儀、

大納言様 竹千代様<sub>レ</sub>以使者如目錄進上之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(卷)  
「元文四年」 十一月二日

乘賢判

(朱)  
「在口裏」

(萬津赤信)  
松平又三郎殿

(朱)  
「在右裏」

本多中務大輔

忠良

(朱)  
「在口裏」

松平又三郎殿

(朱)  
「在右裏」

松平能登守

乘賢

1393

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅

旨尤<sub>レ</sub>、將又今度

利根姫君様御安産之段被承之、目出度被存由得其意<sub>レ</sub>、

依之被差越使者外、紙面之趣各申談及、上聞外、恐々謹言、

朱力キ  
元文四年 十一月七日 本多中務大輔 忠良判

松平上總入道

1394 御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅  
旨尤外、將又今度

利根姫君様御安産之段被承之、目出度被存由得其意外、  
依之被差越使者外、紙面趣及言上外、恐々謹言、

朱力キ  
元文四年 十一月七日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

1395 繼豊公御譜中

今茲十一月十八日行三菊姫紐解禮於芝守殿、以故繼豊以三

女使二獻一種一荷于

大樹吉宗公、御肴一折于

右大將家重公上也、

全上

1397

扣正文在文庫

朱力キ 御返答朱書  
去ル十六日日本多中務大輔様より御留守居被召呼、相良  
本中被申越越二、承知仕達 貴聞候、右付 御意之趣元「申遣候」  
彌一兵衛罷出外處、

又三郎様御元服被仰付儀可有之外間、御改被成外御名  
二程并御名乗下之字可被書出外、且又御献上物表被相  
同外様被仰渡外付、御改被成外御名并御献上物等御向  
書、別紙四通先例を以致吟味、

太守様達 貴聞、水野壹岐守様は御内談被仰進、昨十  
八日中務大輔様は彌一兵衛二の被差出外處、首尾好御  
受取被置外旨彌一兵衛申出外、

一御名御名乗下之字之儀付外

朱力キ 本文、御名御名乗下之字之儀付而被差出候別紙之通被聞召置候、且又  
總州様被 仰出置外付、其段達  
姫君様被備 御覽、又三郎様は申上置候由達 貴聞置候

貴聞別紙之通被差出外、先例者御名一被書出事外得共、  
此節左右之通被仰渡外付、二被書出外、

一右被差出外御書付 姫君様ニ表備 御覽、

又三郎様ニ表申上置外、

一右付外 御元服之節御勤等之次第御稽古牧野越中守様  
朱力キ 本文、御元服之節御勤等之次第御稽古守様は御稽古之儀御願可然と被申  
は御願被成可然と申談奉伺、壹岐守様は表被遂 御内  
談、被相候候上越中守様は被仰進、御受合之段是又被聞召置候  
談外處、弥越中守様は御稽古可然旨被仰進、昨日彌一  
兵衛二の被仰進外處御受合二の、來廿四日御出可被成

旨御返答ニ御出被成善御座外、

一於 御城先半様御登 城之節、御頼可被置御用席之御方  
(采)本文、於、御城先半様御登、城之節、可被置御用席之御方様之儀、別様之儀、嶋津但馬守殿、嶋津山城守殿及委細申入置、紙御名書達、御用御頼などの様ニ紙御頼ハ及間候様、

段々吟味仕外處、別紙御名書之通御留守居申出外、松平  
右御名書之内ニ書御一類様も被成御座候侍、右名書之御人致様江御頼被成候陸奥守様・松平越前守様・松平大膳大夫様御事者、但馬

守殿 一山城守殿より及右御方様江御頼被成方及可有御  
段一酒被仰込、御同席之内、又三郎様御座上、御座下之御方江御頼被成方直との、御意候、問を隔紙而書夫々之御指南も難被成善候、御近ク候御指

座哉と爲被仰聞儀御座外、私共及別紙御名書之御人數  
兩度被成附儀ニ終故、右之酒ニ候、且又來年四月御奉侍之御方、別紙御名書様江御頼被成方ニ可有御座哉と申談、御留守居より

申出外書付差越外間、被相伺 御意之趣可被申越外、  
之御人致江御頼之儀も方ニ申渡候酒ニ而、又三郎様御座上、御座下之御方江御頼被成候ニ可申越段、御意候、御元服被游候ハ無程五箇句之御禮御頼

右申越候條可被達 貴聞外、右次第御座外得者近日中  
も可有御座候、左候ハ差懸來年頭御請及御座候へ者、亦來年頭より、殿中御元服可被、仰出と恐悅御同意奉存外、右付御手當等

之儀若段々申渡置事御座外、追付 御元服御日限被仰  
之儀御頼可被成候ニ候、被、思召上候、此段式日御使ニ申越候而書年頭内ニ事不相違善候、急飛脚ニ而申越旨是又被、仰出候侍、飛脚差立申越事候、

出外節、其段早々可申上外、先此段爲可申上急飛脚を  
本文、近日、御元服可被、仰出と恐悅御同意奉存候、彌而御日限被、仰出候以申越外、仰渡書付一通、御同書四通、酒一兵衛首尾

御同席様御名前伺之座に有之外付此座畧ス、  
御左右侍候、右付、仰渡書付一通、御同書四通、首尾書七通、御同席様御書七通御留守居差出外、御同席様之御名書壹通差越外、

〔元文四年〕十一月十九日 (采) 樺山主計

〔十二月七日〕

〔上〕

1396

(采) 嶋津 本殿  
〔下〕 穎娃 左京殿  
堀四郎太夫殿

嶋津大藏

吉貴公御譜中  
正文在文庫

返々重陽の御祝義御使者にて御もくろくのことく  
進しられり、めてたくかたしけなく思しめしり、何  
もよろしく御申上成られりへくり、かしく、

時分から次第ニ御ひえくしくなりまいらせり、まづ  
その御地にて 總州様御機嫌よく被爲入、となた様  
も御き嫌よくいらせられり御事、かすく御めて度お  
ほしめしり、こゝ御ほとこても、太守様も御き嫌よく  
いらせられ 姫君様 御子様方にも御機嫌よくいらせら  
れり御事ニ御さり、又三郎様御事、此度松平御稱號御は  
いりやうあそハしり、かすくめて度御悦ニおほしめし  
り、 總州様にもさそ御悦ニ思しめさせられりハんとお  
なし御事に 太守様 姫君様にも御悦ニ思しめしり、誠  
こいく久しく萬々年之御繁昌あそハし、御めてたき御



事のミかきりあらずといわる入らせられり、此よしよろしく御申上成られまいらせりへくり、よくく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

朱力キ  
元文四年

ひし嶋 人さま  
嶋津 岡田  
權左衛門さま 人々  
藤え

全上

いく久しく萬々年御兄弟さまなから御めてたさと祝  
入せられり、かすく御悦におほしめしり、御ちか  
くニ御さりハ、又三郎様 菊姫様御せい人のほ  
とも御たいめんあそハしり半にと御噂さまあそハし  
り、ことの外ひゑまいらせりま、なをく御障も  
あらせられりハす、御機嫌よきやうにと思しめしり、  
何もくよろしく御申上成りへくり、めてたくかし  
く、

寒中なからことのほか御ひえくしく御座り得とも、ま  
つくその御地 總州様御機嫌よく入らせられ、寒氣の  
御障もあらせられりはすりや、きかせられたく思しめし

り、爰御程にも

大守様御機嫌よく寒氣の御障もあらせられりハす、いよ  
く御快入せられり、 姫君様 御子様かたにも御機嫌  
よく御座あそはしり、さては此御もく錄の通、寒中の御  
左右きかせられり御事まてにしんしられり、幾久しく萬  
く年あひかはらすとの御事迄ニおほしめしり、此よし  
よろしく御申あけ被成りへくり、十一月十八日にハ菊姫  
様御ひもときあそハし、御賑くしく御いわるあそハし、  
公方様

大納言様よりも 上使、その外御あなたこなたよりも御  
使しし(ん脱也)られり、一入御にきくしく御いわるあそはし  
總州様よりも御使者にて御もくろくの通進しられり、か  
たしけなくおほしめしり、めてたくかしく、

朱力キ  
元文四年

ひし嶋 人さま  
嶋津 岡田  
權左衛門さま 人々  
藤え

吉貴公御譜中  
扣正文在右筆所

1401

一筆致啓上候、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅奉存外、將又今月二日從

竹千代様御髮置之爲御祝儀、上使以永井伊賀守、同氏大隅守に一種一荷拜領被仰付、私に及一種一荷頂戴之任、重疊難有仕合奉存外、右御禮爲可申上呈愚札候、御序之刻 御前可然様御執成所仰候、恐惶、

朱力半  
元文四年 十一月廿五日

松平左近將監様

御本丸 松平伊豆守様

本多中務大輔様

西丸 松平能登守様

御格書 松平右京太夫様

人々 呈愚札候之間如斯御座外

繼豊公御譜中

扣正文在文庫

又三郎様御元服相濟、五節句又若月次之御登 城御願、

御登 城被遊御事ニ相成外節、例月御宮・御佛殿に御參詣之儀、御留守居なとに御並様之御參詣被成形成承合外

1402

而及、其御方様之御志次第御參詣被成事外故、究る者相

知間鋪外、

太守様老

常憲院様御代 御出生之儀ニ被成御座外故

太守様御同様ニ老被成間敷御事外、依之御宮に老毎月敷、

正・五・九月・四月敷、御佛殿(十日脱力)老十四日・晦日、此三

ヶ日老正・五・九月敷又老 御正忌迄敷、正月老御宮并

御忌日毎ニ 御參詣被遊外様ニと被 思召上外間、右之

内何れ之筋ニ成共 又三郎様思召次第被遊可然外、右之

次第外故、もはや御部屋栖様方之被成形成間敷外、

乍然水野壹岐守様は老右之趣御内談及可有之事外由 御

意外、此旨被達 貴聞 又三郎様は可被申上候、以上、

(朱)  
「元文四年」 十一月七日 穎娃左京

(朱)  
「元文四年」 十一月七日 嶋津 左

(朱)  
嶋津大藏殿

(朱)  
樺山主計殿

(朱)  
「本文承知仕、太守様 薩州様達 貴聞、別紙之通御參詣可被遊と被 思召外由、薩州様被仰出、壹岐守様

へ佐久間會庵ニ御内談被仰進外處、思召之通御同意  
之旨被仰進外、本文 總州様御意之趣、十日・十四日・  
晦日此三ヶ日老正・五・九月歟、又老御正忌日迄歟、  
御同様之 御參詣之筋ニ外得共、正月御佛殿御忌日毎  
被遊 御參詣、四月廿九日・晦日・十月十四日御忌日  
付御參詣外得老、

有章院様 文昭院様老一年兩度ニ有

常憲院様老正月一度之 御參詣之筈外、

常憲院様御忌日 薩州様御精進之儀ニ付有、 總州様

御意之趣主計奉承知外趣及御座外故、十日御佛詣之儀

老、正・五・九月被遊 御參詣方可然哉之旨、私共よ

り及爲申上儀ニ御座外、且又本文正月御宮井御忌日毎

ニ被遊 御參詣外様被 思召上外旨被申越外、是老八

日・廿日・廿四日も御參詣被遊可然之 思召ニ可有

御座哉、又老十七日・十日・十四日廿九日御忌日毎、

正月老御參詣被遊外様ニとの思召可有御座哉、各承知

之趣可被申越外、當年之儀老舊臘御元服付有之 御參

詣別紙之通被遊外、以上、

〔別紙〕

〔本文書八一四〇一号文書ノ行間朱書ナリ〕

東叡山 御宮に

十七日

右正 五 九月 四月

東叡山 増上寺 御佛殿に

十日

右正 五 九月

十四日廿九日

右正月 十月 四月

1403

繼豊公御譜中

正文在文庫

同氏又三郎儀元服被 仰付外間、明十一日五半時 御城

に罷出外様可被致外、且亦其方及爲名代以嶋津但馬守御

禮可被申上外、以上、

〔元文四年〕

十二月十日

本多中務大輔

松平伊豆守

松平左近將監

松平大隅守殿

1404

全御譜中

1405

宗信公御譜中

正文在文庫

御實名

本命土

宗御諱字

宗信

宗字屬金被生命宮土配復以金局之信字則與宗金相爲

比並而爲土生金是善之善者歟

晉

歸納

元文四年己未十二月十一日

臣町田俊雄謹考

今茲元文四年己未十二月十一日承<sub>レ</sub>執政之奉書、島津但馬守忠就代<sub>ニ</sub>繼豐<sub>一</sub>伴<sub>ニ</sub>又三郎忠顯<sub>一</sub>登<sub>レ</sub>營、於<sub>ニ</sub>黒書院<sub>一</sub>

吉宗公加<sub>ニ</sub>首服於忠顯<sub>一</sub>、乃賜<sub>ニ</sub>御諱宗字折紙<sub>一</sub>、改稱<sub>ニ</sub>松平薩摩守宗信<sub>一</sub>、是日敍<sub>ニ</sub>從四位下<sub>一</sub>任<sub>ニ</sub>侍從<sub>一</sub>也、是故忠就復

代<sub>ニ</sub>繼豐<sub>一</sub>獻<sub>レ</sub>御太刀一腰・綿三十把・御馬代黃金十兩于

吉宗公、御太刀一腰・馬代黃金十兩于

家重公<sub>上</sub>奉<sub>レ</sub>拜<sub>ニ</sub>謝焉<sub>一</sub>、載詳<sub>ニ</sub>于宗信之譜中<sub>一</sub>、

命、敍<sub>ニ</sub>從四位下<sub>一</sub>任<sub>ニ</sub>侍從<sub>一</sub>、重拜<sub>ニ</sub>謁

台頭<sub>ニ</sub>奉<sub>レ</sub>申<sub>ニ</sub>謝之<sub>一</sub>、乘邑奏<sub>ニ</sub>達之<sub>一</sub>、宗信亦獻<sub>レ</sub>御太刀一

腰・御刀一腰<sub>近前</sub>・綿緬十卷・白銀三十枚・御馬一疋<sub>背裸于</sub>

吉宗公、御太刀一腰・御刀一腰<sub>信</sub>・白銀三十枚・御馬

一疋<sub>背裸于中</sub>

家重公<sub>上</sub>此時公御止宿于小宮、故不能登<sub>西條</sub>且忠就代<sub>ニ</sub>繼豐<sub>一</sub>

獻<sub>レ</sub>御太刀一腰・綿三十把・御馬代黃金一枚于<sub>中</sub>

吉宗公、御太刀一腰・御馬代黃金一枚于<sub>中</sub>

家重公<sub>上</sub>奉<sub>レ</sub>申<sub>ニ</sub>謝前條<sub>一</sub>退去、

全上

1407

全上

正文在文庫

宗

元文四未十二月十一日 吉宗(花押)

No.10

松平薩摩守とのへ

全上

扣正文在家老座

御黒書院

(島津宗信)  
松平又三郎

御縁類こゝ 御目見、小サ刀之儘御下段御敷居之内 御

右之方着座、此時御字之折紙老中可相渡け之間罷出頂戴、

御次間に被持退、此時

上意之趣老中申達之、其後以進物御縁類こゝの御禮、御次

間に退座、進物引之、重る御下段御敷居之内 御右之方

着座、御盃 御前に被 召上、其御盃御銚子こ載之、御

下段中央こ御酌扣有之時御次に退、小サ刀取之罷出頂戴、

御肴被下之復座、加在之時御道具可被下之間、頂戴の道

具持之御次間に退、被下り道具を差ける罷出、御縁類こ

の御禮、御次間にたちけりの道具を置、小サ刀帶之罷出、

一獻加御禮いたされ退去、

松平大隅守  
名代 嶋津但馬守

以進物御縁類こゝの御禮、老中御挨拶言上之、退去、

御盃

大久保對馬守  
(教明)

御引渡

御肴

御捨土器

薩摩守  
引渡足打

御酌

御加

大岡

蔭田

阿部

本多

鳴津

佐野

(志延)  
右近

(宗長)  
和泉守

(忠勝)  
周防守

(久松)  
玄蕃

(茂康)  
山城守

(茂康)  
兵衛尉

宗信公御譜中  
正文在文庫

上卿 今城中納言

元文四年十二月十一日 宣旨

源宗信

宣敍從五位下

藏人權右中辨兼左衛門權佐藤原頼要奉

(米)  
口 宣案

全上

正文在文庫

源朝臣宗信

右可從五位下

中務、表節兵欄、宣勤羽衛、精誠無懈、夙夜在公、宣授  
榮爵、用旌寵章、可依前件、主者施行、

元文四年十二月十一日

(天皇御覽)

二品 中務卿 職 仁親 王宣

正四位下行中務大輔兼美濃權守藤原朝臣光全奉

從四位下行中務少輔安陪朝臣泰孝行

正二位行權大納言臣(大炊御門)經秀

正二位行權大納言臣(三條)利季

正二位行權大納言臣(德大寺)實憲

從二位行權大納言臣(久我)通兄

從二位行權大納言臣(廣幡)長忠

從二位行權大納言臣(靦)兼潔

從二位行權大納言臣(坊城)俊將

正三位行權大納言臣(今出川)誠季

正三位行權大納言臣(近衛)內前

正三位行權大納言臣(廣司)基輝

從二位行權中納言臣(阿野)實權

正三位行權中納言臣(飛鳥井)雅香

正三位行權中納言臣(今城)定種

正三位行權中納言兼左衛門督臣(中山)榮親

權中納言從三位兼行右衛門督臣(万里小路)種房

權中納言從三位臣(東)基楨

權中納言從三位臣(柳)本マ、

權中納言從三位兼行左兵衛督臣(原)光綱

權中納言從三位臣(廣)兼胤

權中納言從三位臣等言

制書如右、請奉

制、附外施行、謹言、

元文四年十二月十一日

制可

月日辰時正五位上行大外記兼掃部頭造酒正

中原朝臣師守

右中辨顯道

關白從一位行左大臣朝臣(一條兼春)

太政大臣關

右大臣正二位兼行左近衛大將朝臣(一條道春)

內大臣正二位兼行右近衛大將朝臣(花山院常雅)

二品兵部卿貞建親王

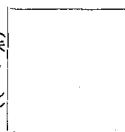
正四位上行右大辨規長

告從五位下源朝臣宗信奉

制書如右符到奉行

兵部大輔關

兵部少輔關



(天皇御璽)

大錄

少錄

少錄

元文四年十二月十一日

1411 宗信公御譜中

正文在文庫

上卿 中山中納言

元文四年十二月十一日 宣旨

從五位下源宗信

宣任薩摩守

藏人左少辨藤原清胤奉

(朱) 在口裏

宣案

全上

正文在文庫

從五位下源朝臣宗信

正三位行權中納言兼左衛門督藤原朝臣榮親宣、奉  
敕、件人宜令任薩摩守者、

元文四年十二月十一日大外記兼掃部頭造酒正中原朝臣

師守奉

1413 全上

正文在文庫

上卿 久我大納言

元文四年十二月十一日 宣旨

從五位下源宗信

宣敕從四位下

藏人頭右大辨藤原規長奉

(朱) 在口裏

宣案

1414 全上

正文在文庫

從五位下源朝臣宗信

右可從四位下

中務、恪勤守規、機直達義、益竭忠謀、不成功効、宜授

寵章、以申榮級、可依前件、主者施行、

元文四年十二月十一日

天皇御意

二品中務卿職仁親王宣

正四位下中務大輔兼美濃權守藤原朝臣光全奉

從四位下行中務少輔安陪朝臣泰孝行

正二位行權大納言臣 經秀

正二位行權大納言臣 利季

正二位行權大納言臣 實憲

從二位行權大納言臣 通兄

從二位行權大納言臣 長忠

從二位行權大納言臣 兼潔

從二位行權大納言臣 俊將

正三位行權大納言臣 誠季

正三位行權大納言臣 內前

正三位行權大納言臣 基輝

從二位行權中納言臣 實惟

正三位行權中納言臣 雅香

正三位行權中納言臣 定種

正三位行權中納言兼左衛門督臣 榮親

權中納言從三位兼行右衛門督臣 植房

權中納言從三位臣 基楨

權中納言從三位臣 本<sub>マ</sub>、

權中納言從三位兼左兵衛督臣 光綱

權中納言從三位臣 兼胤

權中納言從三位臣等言

制書如右、請奉

制、附外施行、謹言、

元文四年十二月十一日

制可

月日辰時正五位上行大外記兼掃部頭造酒正

中原朝臣師守

右中辨顯道

關白從一位行左大臣朝臣

太政大臣關

右大臣正二位兼行左近衛大將朝臣

內大臣正二位兼行右近衛大將朝臣

二品兵部卿貞建親王

正四位上行右大辨規長

告從四位下源朝臣宗信奉

制書如右符到奉行

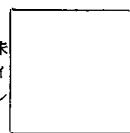


兵部大輔關  
兵部少輔關

敕、件人宣令任侍從者、

元文四年十二月十一日大外記兼掃部頭造酒正中原朝臣

師守奉



(天皇御璽)

大錄

少錄

少錄

宋イ

元文四年十二月十一日

1417

全上

正文在文庫

從五位下

上卿

今城中納言

職事

葉室權右中辨

薩摩守

上卿

中山中納言

職事

烏丸左少辨

1415

全上

正文在文庫

上卿 大炊御門大納言

元文四年十二月十一日 宣旨

從四位下源宗信朝臣

宣任侍從

藏人頭右近衛權中將兼美作權守源重熙奉

(卷  
一在口裏)

口 宣案

1418

全上

正文在文庫

從四位下

上卿

久我大納言

職事

甘露寺頭右大辨

侍從

上卿

大炊御門大納言

1416

全上

正文在文庫

從四位下源朝臣宗信

正二位行權大納言藤原朝臣經秀宣、奉

職事

庭田頭中將

繼豊公御譜中

扣正文在文庫

御献上物并御城女中衆に御贈物左之通

公方様に

御太刀

御刀備前國近景

縮緬

白銀

御馬栗毛  
關州鹿屋野枚

大納言様に

御太刀

御刀信國

白銀

御馬栗毛  
關州野間野枚

右薩州様より  
(島津宗信)

公方様に

御太刀

綿

御馬代黃金十兩

一疋

大納言様に

御太刀

一腰

御馬代黃金十兩

一疋

右太守様より  
(島津維繼)

一薩州様より御献上之御太刀・巻物於蘇鐵之間、御坊主

組頭宇田川玄休に御留守居西八太郎より相渡、御刀老

御坊主組頭熊井宗甫に右同席に相渡、白銀老於中之

口拂方御納戸組頭佐野武右衛門様に相渡り、

一御馬之儀老御馬方寄高崎惣右衛門・御留守居代弟子丸

喜兵衛案内に、御本丸御馬方諏訪部文右衛門様御請

取被成り、

一太守様より御献上物不殘於蘇鐵之間、御坊主組頭宇田

川玄休に八太郎より相渡り、

一白銀二枚宛御本丸御老女衆 三人

一同一枚宛 右同表使衆 四人

右 御兩殿様より被遣り付、於中之口火之番組頭高木

金石衛門に八太郎相渡り、

一大納言様小菅に 御止宿御成故 御献上物 御本丸に

相納り付、 御兩殿様より御太刀・御馬代金

御本丸於蘇鐵之間、御當番之御奏者番高木主水正（正應）様御家來小野澤平右衛門（八太郎相渡り、

一大納言様に御献上之御刀

御本丸於蘇鐵之間、御同朋頭原田順阿彌様御受取被成  
り、白銀表於御本丸相納り付、中之口（二）の拂方御納戸  
組頭佐野武右衛門様に八太郎相渡り、

一西御丸に御献上之御馬老御馬方寄肥後與左衛門・御留  
守居代清水源右衛門案内（二）の西御丸御馬方田中主膳（元應）  
様御受取被成り、

一公方様より 薩州様に御拜領之御腰物并御土器之 御  
盃御同朋頭原田順阿彌様蘇鐵之間に御持下り御渡被成  
り付、御留守居寄野村太郎左衛門相受取、御腰物老御  
馬廻川田仲右衛門、御盃老御右筆内田仲左衛門に相  
渡、兩人宰領（二）の致持参り、

一御一字御折紙老御目附能勢甚四郎様蘇鐵之間（賴）に被成  
（朱）本文御一字折紙並御拜領之御腰物折紙於御老座御配録奉行尾玉右衛門に  
御渡り付、太郎左衛門相請取、仲左衛門に相渡、仲左  
（相渡候事）  
衛門宰領（二）の相下、

御内證御勤左之通

一公方様 大納言様 竹千代様に、  
太守様 薩州様より當日女使（二）の御禮被仰上り、不及

御献上物り、

一生綱一折宛

一御樽一荷宛

一位様に

太守様

薩州様より

右老 御女中様方に御献上物之儀表立被相伺り處、御  
献上物不及旨被仰渡り得共、

薩州様表立初め

御目見被遊り節、御内々より

太守様 薩州様より生綱一折・御樽一荷宛御文を以被  
獻り付、右例之通此節表被獻度由、二御丸御用人衆に  
大藏・主計より手紙を以相伺り處、先例之通可被獻旨  
御返答有之、十二月十三日御献上相濟り、

一總州様御献上物御勤等之儀老

總州様御方問合之場有之也、

（朱）  
「元文四年」

1420

吉貴公御譜中  
正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、十月十四日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤り、紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱カキ  
元文四年 十二月十八日 松平左近將監 乘邑判

松平上總入道

1421

全御譜中

扣正文在右筆所

一筆申上まいらせり、

公方様 大納言様 竹千代様 一位様ますく御機嫌よく御座なされ、恐れなからめてたくそんし奉りり、しかれハ先月十八日菊紐直の御祝儀として、

公方様より 上使豊岡殿

大納言様より 上使梅その殿にて、同氏大すみの守・菊へ拜領物仰付られりよし承知仕り、有かたき仕合にそんし奉りり、右御禮申上たく御序のおりから

御前よろしく御とりなしたのミ入そんしまいらせり、めてたくかしく、

なをくいかほともよろしきやうに御さたたのミそんしまいらせり、めてかしく、

朱カキ  
元文四年 十二月十八日

公方様 大納言様御方へハ右の御禮 大納言様御方ニハ やしまさま 大納言様へ申上たくと調 一位様御名除也 うら尾さま

秀 小路さま 申給へ

さくらゐさま

一位様御方

うへ 松さま 申給へ

1422

継豊公御譜中

正文在文庫

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之り、遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、

朱 元文四年 十二月十八日 乘邑判

松平大隅守殿

乘邑

(朱) 松平左近將監

全上

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之、遂披露候之處一段之御仕合、恐々謹言、

〔元文四年〕十二月十八日 乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

〔在右裏〕  
松平能登守

繼豊公御譜中  
扣正文在文庫

大隅守嫡子

〔爲祖宋信〕  
松平薩摩守

五節句出仕可爲願之通、各々御禮ニ奉  
御目見被致、以後、被相越之様可被致、  
一月次出仕者十五歳より罷出候様可被致、

右御請

私嫡子薩摩守五節句出仕可爲願之通、右御禮之儀  
御目見仕、以後可罷越、且又月次出仕者十五歳より  
罷出候様可仕旨被仰渡承知之仕、難有仕合奉存、  
此段申上、以上、

十二月廿四日

〔島津總督〕  
御名

右之通翌朝左近將監様に御留守居西八太郎御使者ニ御請被仰出、事、  
但則日者夜入、付、翌朝御請被仰上、

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦  
旨尤、將又先月二日從

竹千代様御髮置爲御祝儀、以上使同氏大隅守且其方儀  
御樽肴拜領之、重疊難有由得其意、紙面之趣各申談及  
上聞、恐々謹言、

〔朱力平〕  
元文四年 十二月廿五日

松平上總入道

松平左近將監

乘邑判

全上

御札令披見、  
公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦  
旨尤、將亦先月二日從

竹千代様御髮置爲御祝儀、以上使同氏大隅守且其方儀御樽着拜領之、重疊難有由得其意外、紙面之趣及言上り、

恐く謹言、

朱カキ  
元文四年 十二月廿五日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

1427  
全上

なをく御表より御禮御申上被成りへとも、なを又御申上なされりとの御事、何もくよろしく申上りへくり、かしく、

十一月廿五日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様 竹千代様御機嫌好御座なされ、御めて度覺し

めしり由、しかれば今月二日

竹千代様より 御髮置の御祝儀として 上使永井伊賀守(直徳)

を以、御同氏大すミの守殿へ壹種一荷御拜領被成、御手まへさまも同し御事ニ御祝儀御拜領なされ、忝覺し召りよし、御禮御申上被成御ふミの通、よろしく申あげり

へくり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文四年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

やしま

うらを

1428  
吉貴公御譜中

正文在文庫

何もよく申せとの御事ニ御座り、めてたくかしく、十一月廿五日御ふミ被下披露いたしまいらせり、まつ

公方様

大納言様

竹千代様御機嫌よく被爲成、

一位様御機嫌よく被爲成、めて度思しめしり由、さてハ

十一月二日

竹千代様より 御髮置の御祝儀、 上使永井伊賀守ヲも

て御もくろくの通大隅守様へ御拜領被成、上總入道様へも御もくろくの通御拜領被成、有かたく思しめしりよし御禮仰上られ、御満足ニ覺しめしり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文四年

松平

上總入道様

御返事  
にて  
人々御中

秀小路

櫻井

うゑ松

6

1429

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相同外、益御安全

之御儀外間可御心易外、随ゝ鯛一箱被獻之候、各申談遂

披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱カキ

元文四年

十二月廿五日

松平左近將監

乗邑判

松平上總入道

1430

全上

御札令披見外、就寒中

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相同外、益御安

全御事外間可御心易外、随ゝ鯛一箱被獻外、遂披露外

處一段之御仕合外、恐々謹言、

1431

朱カキ  
元文四年

十二月廿五日

松平能登守

乗賢判

松平上總入道

吉貴公御譜中

正文在文庫

何もよく申せとの御事ニ御座外、めてたくかしく、

十二月廿五日御日附にて御ふみ被下披露いたしまいらせ

外、先く

公方様

大納言様

竹千代様

一位様御機嫌よく被爲成、めて度思しめし外由、さてハ

十一月朔日

竹千代様御髮置の御祝義御首尾能相濟外段、めて度覺し

めし被成外よし御祝義仰上られ、御満足ニ覺しめし外、

めてたくかしく、

朱カキ

元文四年

十二月廿六日

6

松平

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

戀豊公御譜中  
扣正文在文庫

一去ル十八日 御守殿に從

公方様、浦尾様御出之節

(采) 御返答

御君様に御申被成り、去ル十一日  
本文之趣致承知一、達 貴聞候処、御仕廻方別而御旨尾能被成御座候。付、  
段、上意有之候旨、委由被申越座 薩州様達 貴聞候処、及再篇 上意之

薩州様御元服相濟り以後、早速大奥に

公方様御入被遊、御老女衆に

上意御座外者、今日薩摩守元服に付の仕廻別の宜外、  
被申遊候、其段者、御君様ニ達 御座候様有之可然と 御意有之候間、其  
心得名にお富殿迄可被申遊候、右 上意之趣 御女中様方には被聞召、御満

御上ニ委仕廻何様可有之哉と 御心ニ御掛被遊御座

外、其方杯委鼠貞之事外得老心遣外半と被 思召上外

故、早 上意有之、落着外様こと被 思召上外、萬端

仕舞宜おとなくれもせず無殘所能仕廻る外間、落着

外様こと 上意る外、殊之外御譽被遊外由被申上外、

御君様ニ委別の御落着被遊、御満悦被思召上外旨お富

殿ニ承知仕外、

一去ル廿一日 御本丸大奥に

御君様より之爲御使お富殿被上外節、御目見被仰付、

御君様より被 仰上外趣、お富殿方被申上外以後

うゑ松

上意外者 薩州様御元服之節別の御仕廻宜外、此段

御君様 太守様ニ委お富殿より可被申上外、御近く被

參外様こと 上意有之、御近く被相進外處、御元服之

節御仕廻之儀無殘所能御仕廻る外、御年及御十二之

御事ニ候得者、御取廻し宜外及 御前ニ之御勤

委段有之儀る、御六ヶ敷御所作る外故、 御上

ニ委別の御心ニ御掛被遊御座外處ニ、御賢慮之外都の

之御仕廻殊之外宜被成御座、御おとなくれも不被成諸

事御氣も付、其場ノの御勤方隨分御相應ニ御仕廻被

成、御清發御生付無殘所御仕廻と 御上ニ委御安堵被

遊、一段被 思召上外、脇方ニ委別の御仕廻宜取沙

汰致事と被 聞召上外、此旨委申上外ハ、

御君様ニ委嚙御安堵御満足被成、

太守様ニ委其通可被 思召上外間、能く申上外様こと

上意有之候付、御請被申上候、 御前被相下外節、又々

御前近被進外様 上意外、右同前之趣再篇 上意ニ

殊之外御譽被遊外旨

御君様に被申上、 御君様ニ委重疊 上意之趣被 聞

召上被遊御安堵外旨、お富殿直ニ被申聞承知仕、

太守様ニ委右之趣委細申上被遊御安堵外、



總州様ニ表右段之趣者可申上由、お富殿へ申達置り、  
一右 上意付の者 太守様御承知被成、御禮被仰上筋ニ  
表可有御座哉と申談

御守殿に相伺外處、豊岡様此内

御守殿に 上使御出之節、右之御禮

姫君様より被仰上

太守様 薩州様より之御禮表御頼被成被仰上相濟り旨

承知仕り、此段表申越外、

右之通再篇之、上意無殘所結構之御事、恐悦御同意

奉存候、此段申越外條可被達 貴聞り、以上、

〔元文四年〕 正月廿五日 〔末〕 十二月廿六日 〔末〕 樺山主計

〔上〕 鳴津大藏

鳴津 李殿

穎娃 左京殿

堀 四郎大夫殿

比志嶋 隼人殿

鳴津權左衛門殿

1435

捉之鶴一羽於芝邸一也、島津但馬守忠就代ニ繼豐一勤事、

全上

正文在文庫

爲歳暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲本多中務大輔  
可述り也、

〔元文四年〕 十二月

吉宗公 墨印

薩摩

中將殿

1436

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤り、將亦先月朔日、

竹千代様御髮置御祝儀相濟り段被承之、目出度被存由得

其意り、依之被差越使者り、紙面之趣各申談及 上聞候、

恐々謹言、

朱力半

元文四年 十二月廿七日

松平左近將監

乘邑判

1434

全御譜中

同年十二月二十七日以 上使松平新八郎 御使 賜御鷹所

竹千代様は御破魔弓一飾以使者被獻之、首尾好遂披露

全上

繼體公御譜中

正文在文庫

爲歳暮之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之、遂披露  
處一段之御仕合候、恐々謹言、

(卷)

「元文四年」

十二月廿七日

松平能登守

乘賢判

松平大隅守殿

全上

松平上總入道

御札令披見、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅

旨尤、將又先月朔日

竹千代様御髪置御祝儀相濟、段被承之、目出度被存由得  
其意、依之被差越使者、紙面趣及言上、恐々謹言、

(朱)

元文四年

十二月廿七日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

吉貴公御譜中

正文在文庫

返々寒氣も強御さひま、なを御機嫌よきやうに  
とおほしめし、めてたくかしく、

ことのほか寒氣強御座り得とも、まつ

總州様御機嫌よくいらせられ、寒氣の御障もあらせられ  
りハす、きかせられ度おほしめし、爰御程にても  
太守様初させられ

姫君様 薩摩守様 菊姫様御機嫌よくいらせられ、

薩摩守様御元服御官位、何も御首尾よく御する、と被

爲 仰付、かす御めてたくおほしめし、

薩摩守様もことのほか御おとなしさま、萬事御公儀も  
よふあそはし御事、いかほとか御めてたく御悦におほ

しめし御事に御座り、

候、恐々謹言、

(卷)

「元文四年」

十二月廿八日

乘賢判

松平大隅守殿

(朱)

松平能登守

乘賢

總州様ニもさそく御悦ニおほしめさせられ半と、御  
噂さまあそハし御事ニ御座外、さしたる御事もあらせ  
られ外ハす外へとも、右之御悦仰しんしられたさ、此よ  
しよろしく御申あけまいらせ外へく外、めてたくかしく、

朱カキ  
元文四年

6

ひち嶋  
隼 人さま  
とみ  
しま津  
をかた  
権左衛門さま  
人々  
ふちえ

考フルニ

元文四年十二月十一日宗信公御元服、薩摩守ト御改名トアリ、参照スヘシ

全上

なをく寒氣の節なを御障なきやうこと覺しめし  
外、めてたくかしく、

仰のことくにて御文之様仰被進外通、歳暮の御祝儀御め  
てたさ、となたも同じ御事ニ祝入らせられ外、まつく  
總州様御機嫌好入らせられ、そのほかとなた様ニも御機  
嫌よく、くれの御しう義御にきくしく御いわるあそハ  
し御事、かすく御めてたくおほしめし外、こく御ほ  
とにも

太守様初させられ、御揃遊はし御機けんよく、御賑々敷  
御いわる遊はし外、歳暮の御祝義仰進しられ、かたしけ  
なくおほしめし外、此よしよろしく御申上被成外へく外、  
めてたくかしく、

朱カキ  
元文四年

6

ひち嶋  
はや とさま  
とみ  
しま津  
岡た  
権さへもんさま  
人々  
藤え

繼豐公御譜中  
扣正文在文庫

宗信公御譜中  
正文在文庫

吉書

嘉辰令月歎無極萬歲千秋樂未央

君か代は千世ともさゝし天のとや

いつる月日のかきりなけれは

〔元文五年〕  
正月元日

松平薩摩守  
宗信御判

追 録 舊 記 雜 録 卷八十五	吉貴公	繼豐公	宗信公
	元文五年		

(表紙)

扣正文在文庫

一昨二日 薩州様御登

本文被申御禮致承知 薩州様御女中様方迄 貴聞候処、御元服以後初御持城、御白書院於御縁類、御用番松平伊豆守様より今日

参太刀ニ同年頭御礼被仰上候処、御取廻等諸事首尾御仕振被遊御着座被、仰付之旨被仰渡、御禮被仰上、

上意候處をも御承知被成、御禮被遊候  
一公方様 大納言様大御廣間に出御、御持参太刀ニ御禮被 仰上 直御着座、御引渡御給御盃御頂戴、御時

服御拜領ニ御退座被成御下、直

西御丸に御上御禮被仰上御下、櫻田御屋敷に 御入御

支度替被遊、御老中様方・松平右京大夫様は御着座被

仰出、御頂戴物之御禮、年頭之御祝儀被相込被仰違置

私嫡子薩摩守五節句出仕奉願外通被仰渡り、左外御禮  
二老

御目見仕以外可罷出旨、被仰渡り御書付之趣を以、上  
已出仕

御目見仕外節御禮可致伺公候、年頭御祝儀可罷出外得共、  
其節老右之御禮差扣可申外、此段御届申違候、以上、

〔元文五年〕 正月朔日 御名

右御書附御用番松平伊豆守様江御留守居ニ而被差出外、

全上

ハ、

一 水野壹岐守様に及被遊御見廻御禮被仰達、其外之若御年寄様方に老主計御使者ニ御禮被仰達、御側衆老物頭御使者ニ御禮被仰達ハ、

一 太守様よりハ御老中様方・右京太夫様に御留守居御使者を以御禮被仰上ハ、

一 公方様 大納言様 一位様に 太守様 薩州様より御内證より御文を以御禮被 仰上、

竹千代様に老

大納言様御方御文之内ニ御書加御禮被仰上ハ、

一 御着座被 仰渡り付る者 總州様より御禮御勤之儀、

(宋)本文、御並様方ニ承合、似寄候例書相添被差出置候、油面其段可被申越旨  
總州様御元服以後年頭御着座被 仰渡り節、寛陽院

得其意候

様方之御勤之儀、古帳段、見合申り得共相見得不申ハ、

依之水野壹岐守様に御内談被仰進ハ、御用番様に御

伺被成可然と被仰進、御伺書被差出ハ、似寄ハ先例、

且又御並様方右躰之例及可有之外間、御伺書ニ被相添

可差出旨被仰聞ハ、御留守居申出ハ、御並方様承

合、似寄ハ例書相添被差出ニ可有御座ハ、追ハ何

分ニ及可申越ハ、

一 御持參太刀、御着座之御人數別紙之通ニ、松平陸奥<sup>(吉)</sup>

<sup>(村)</sup>守様御父子様・松平大膳大夫様兼御頼被置ハ、昨

日御登 城被成ハ儀猶又被仰達置ハ、於御城 出御前

以御勤之次第、御三人様別御丁寧ニ御稽古之御引進

被成ハ、上杉民部太輔様御事 薩州様御差次之御着座

ハ故、民部大輔様に御氣を被付ハ様と御頼之儀、御着

座被 仰渡り以後被仰達ハ、但馬守殿<sup>(島津忠政)</sup>に被仰合置、

於 御城但馬守殿より右之趣大膳大夫様に被仰達、民

部大輔様に老大膳大夫様方被仰入ハ、

一 陸奥守様御下被成ハ節、本田孫右衛門御廊下ニ詰居ハ

處、御直 薩州様御仕廻諸事別宜被成御座、一段被

思召ハ、此段 太守様に申上ハ様被仰付ハ由申出ハ、

但 右付 太守様より御挨拶御留守居を以被仰進ハ、

一 昨日お富の方 御城に被罷上ハ付、今日

薩州様御持參太刀ニ御禮被仰上ハ付る者、首尾能御

仕廻被成ハ様と被 思召ハ段

姫君様より被仰上ハ付、 太守様より及御同前被仰上

方可宜と被思召、其通お富の方に被仰付ハ旨承知仕ハ、

於 御城御老女衆よりお富の方に御申達ハ、御表御

規式相添  
公方様御奥に御入被遊 薩州様御持參太刀、御頂戴物

之御仕廻別る宜被成御座、御大慶被遊り旨 上意り間、

姫君様に可被申上旨承知之由、お富の方より私共には

御申聞り、

一 御守殿は昨日西尾(忠尚)隱岐守様御上り、佐野六右衛門殿は

被仰達り、薩州様 御前(重)に御仕廻別る能被成御

座り、其段

姫君様に被申上り様と被仰り由、六右衛門殿より致承

知り、

一 水野壹岐守様より 薩州様初る御着座之爲御祝詞、御

使者被進、御家老中に表 御意之趣覺書之通り由に、

御使者より御取次に相渡り趣左之通、

今日初る 薩摩守殿御着座被成、萬端御仕廻等無殘

所被爲濟、御様子表宜御座り旨、於 御城何れ表御

囀表御座りる別る目出度存り、此段申入り、

一 今日表御本丸に御守殿方御年寄衆御使に被差上り付、

昨日 薩州様御着座被 仰渡、首尾克御仕廻被成、御

満悦被成り段御禮旁被仰上り間、 太守様 薩州様よ

り表右同前、猶亦御禮被仰上可然と

姫君様被 思召上り付、其通被仰付り旨承知仕り、

一 但馬守殿に表昨朝 御出前御屋敷に參上被成、御跡よ

り引續御登 城被成り、於 御城萬端御世話爲被成由

り、御歸館以後御祝儀に參上被成、 薩州様御仕廻別

る宜被遊御座り由被仰上り、嶋津山城守殿表御祝儀參

上被成、昨日表御酌御勤る 薩州様御仕廻被見上り、

諸事別る宜被成御座り由被仰上り、

一 陸奥守様・大膳大夫様別る御丁寧被仰達、大膳大夫様

に老西御丸に御上之節表御同道る、諸事御懇意爲有

御座由、孫右衛門申出り、

一 年頭御規式之儀山城守殿に此程御尋申入り處、御規式

之次第老山城守殿杯御取計被成事り由被仰聞り付、御

内稽古之儀、山城守殿御指南御申被成り様有御座度旨

申入、舊臘山城守殿參上被成御内稽古被遊、其以後每

度御稽古爲被遊御事に御座り、

一 薩州様當年頭御登

城、御持參太刀に御禮被仰上り儀、前以御届被仰上

先例り故、正月御用番伊豆守様に舊臘廿八日御届爲被

仰上置事に御座り、

右之通御着座被

一 仰渡、御元服以後初る御持參太刀御禮被仰上候處、

御取廻宜首尾克御仕廻被遊

(卷)本文之通御元服以後初る年頭御持參太刀に御禮被仰上候處、御首尾好被爲濟、重疊被仰同慶奉存候、別紙御連名書此方五留置候、以上

上意之趣お富の方より承知仕、壹岐守様其外様より

も被仰進<sup>(卷)</sup>外趣、重疊恐悦御同意奉存<sup>(卷)</sup>外、 姫君様

太守ニ<sup>(卷)</sup>及御満悦被遊御事御座<sup>(卷)</sup>外、此段申越候條、

總州様御女中様方<sup>(卷)</sup>に可被申上<sup>(卷)</sup>外、以上、

〔元文五年〕<sup>(朱)</sup>三月十一日  
正月三日

樺山主計<sup>(久)</sup>  
嶋津大藏<sup>(久)</sup>

嶋津<sup>(久)</sup>李殿

下<sup>(卷)</sup>穎娃左京殿<sup>(久)</sup>

堀四郎太夫殿<sup>(久)</sup>

比志嶋隼人殿<sup>(久)</sup>

1446 全上

扣正文在文庫

一御着座之 仰渡

松平伊豆守様<sup>(信)</sup>

御詰之 大御目附

稻生下野守様<sup>(正)</sup>

松波筑後守様<sup>(正)</sup>

御目附

能勢甚四郎様<sup>(願)</sup>

〔元文五年〕<sup>(朱)</sup>

1447 全上

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露<sup>(卷)</sup>外處一段之御

仕合<sup>(卷)</sup>外、恐<sup>(卷)</sup>謹言、

〔元文五年〕<sup>(朱)</sup> 正月七日

信祝判

松平大隅守殿<sup>(信)</sup>

松平伊豆守<sup>(信)</sup>

信祝

1448 全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露<sup>(卷)</sup>外處一段之御

仕合<sup>(卷)</sup>外、恐<sup>(卷)</sup>謹言、

〔元文五年〕<sup>(朱)</sup> 正月七日

乘賢判

松平大隅守殿<sup>(信)</sup>

松平能登守<sup>(信)</sup>

乘賢

1449

繼豐公御譜中

正文在文庫

吉書

一 神社佛閣修造興行事、

一 可專勸農事、

一 可徵納國々年貢事、

右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、

元文五年正月十一日 繼豐御判

1450

全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱)  
「元文五年」

正月十一日

信祝判

松平大隅守殿

(朱)  
「在右裏」

松平伊豆守

信祝

1451

全上

爲年頭之御祝儀、

大納言様 竹千代様以使者御太刀・御馬代黃金被獻之

外、遂披露候處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱)  
「元文五年」

正月十一日

乘賢判

松平大隅守殿

(朱)  
「在右裏」

松平能登守

乘賢

1452

吉貴公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻之外、遂披露外之處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱カキ  
「元文五年」

正月十一日

本多中務大輔  
忠良判

松平伊豆守  
信祝判

松平左近將監  
乘邑判

(馬津吉書)  
松平上總入道

1453

全上

爲年頭之御祝儀、

大納言様 竹千代様以使者御太刀・御馬代黃金被獻之



候、遂披露<sub>レ</sub>之處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、  
宗<sub>初</sub>平  
元文五年 正月十一日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

宗信公御譜中

寫正文在文庫

寫

今度 薩州様就御元服、御頂戴之御折紙寫被差越候處、御書判と有之<sub>レ</sub>付、近代御頂戴之御折紙何様有之<sub>レ</sub>哉、

御記録奉行に可相糺旨被 仰付<sub>レ</sub>付相しらへ<sub>レ</sub>處、

大玄院様御元服に付 御一字御拜領之御折紙若御書判に

あり得共、其後

總州様 太守様に御頂戴之節ハ兩度共ニ御黒印ニあり段

申出<sub>レ</sub>、依之

御意<sub>レ</sub>若、右通 御代<sub>レ</sub>ニある爲相替儀ニ<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>若、其時<sub>レ</sub>、

上之思召次第被成御事<sub>レ</sub>哉、又若御黒印押通之儀<sub>レ</sub>得共

御元服依御方、御取分を以御書判被成事<sub>レ</sub>表<sub>レ</sub>哉、乍然

大玄院様御元服若程久鋪事<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>若、其以來ハ御黒印ニあり

得共、 御當代ハ都<sub>レ</sub>御書判ニあり哉、又若御黒印、

御書判若依御人躰差別有之儀ニあり哉、 御當代御元服

之御方<sub>レ</sub>様<sub>レ</sub>承合<sub>レ</sub>ハ、可相知事<sub>レ</sub>間、聞合<sub>レ</sub>上何分<sub>レ</sub>、  
及可被申上由被仰出<sub>レ</sub>、

右之通申越<sub>レ</sub>様被仰出<sub>レ</sub>間被致承知、被承合<sub>レ</sub>上何分

ニ及相知<sub>レ</sub>趣可被申越<sub>レ</sub>、以上、

元文五年 正月十一日

〔<sub>宗</sub>〕 嶋津玄蕃〔<sub>殿</sub>〕

〔<sub>宗</sub>〕 嶋津大藏殿

〔<sub>下</sub>〕 樺山主計殿

〔<sub>宗</sub>〕 御返答朱書

本文 御意之趣承知仕<sub>レ</sub>、然若去ル三日去方様別御用

付、大藏小屋に御出被成<sub>レ</sub>付御尋申上<sub>レ</sub>處、御元服之

節御頂戴之御折紙之儀、御國持屹御元服被仰付程之御

方<sub>レ</sub>若、御拜領之御一字御稱號御折紙之儀若、御代<sub>レ</sub>、

御書判ニある御頂戴被成御事<sub>レ</sub>、然共、<sub>〔徳川綱吉〕</sub>常憲院様御年被

寄、御書判難被遊<sub>レ</sub>に付、御黒印ニある御元服之節ハ御

折紙及御頂戴御座<sub>レ</sub>、<sub>〔徳川家徳〕</sub>有章院様ニ若御若年ニ被成御

座候故、御黒印ニある御頂戴御座<sub>レ</sub>、 總州様 太守様

御頂戴之節ハ右御時節ニ<sub>レ</sub>故、御書判ニあるハ無御座若

と被仰聞<sub>レ</sub>、當分御勤之奥御祐筆衆に及内<sub>レ</sub>承合<sub>レ</sub>處、

何方様ニ由及御折紙御頂戴之御方様ニ奉、御書判ニ由  
由承外、  
二月八日

(本文書ハ一四五四号文書ノ行間朱替ナリ)

宗信公御譜中

去歲十二月十一日宗信東都而首服、因賀之、今茲元文五  
年於薩府命幣使、正月十三日以白銀二枚一獻納屬府

大雄山

東照宮神靈、同日各以白銀一枚於南泉院一獻納

台徳院殿

大猷院殿

殿有院殿

常憲院殿

文昭院殿

有章院殿之尊牌、同日各以白銀一枚於福昌

寺・進納慈眼院殿・寛陽院殿・泰清院殿・大玄院殿之靈

牌、同日十五日以白銀一枚一獻納滿家院厚地花

尾權現神靈、以上各從先闕者也、

吉貴公御譜中  
正文在文庫

なをく何もよろしく御きた申上まいらせり、めて  
たくかしく、

十二月十八日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様 竹千代様益御機嫌よく御座なされ、御めて度  
覺しめし由、さては霜月十八日

菊姫御方御紐直之御祝義として

公方様より上使豊岡、

大納言様より上使梅園にて、御同氏大隅守殿 菊姫御方

へ御拜領物被成り御事御承知被成、有かたくおほしめし

由、御禮

大納言様へ御申上なされたきとの御事、御ふミのとをり  
よろしく申上りへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文五年

お

松たいら

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

吉貴公御譜中

正文在文庫

上總入道様にも御聞被成、かたしけなく思召なされ  
由、御吹調仰上られ御ふみのやう、誠ニ御ねん入  
らせられ御事、めて度御満足ニ思召外、なをいく  
久しく萬々年もいわる思しめし、なにもよく申せ  
との御事ニ御さり、めてたくかしく、

十二月十八日之御ふミ下され披露致まいらせ外、まっ

公方様

大納言様

竹千代様御機嫌よくならせられ御目出度さ

一位様にも御機嫌よくならせられ外、御心易思召被成外

へく外、さやうニ御座外得去、霜月十八日

菊姫さま御紐なをしの御祝義御いわるの時分ハ、

公方様より上使豊岡、

大納言様より上使梅園にて 大隅守様 菊姫さまへ御拜

領もの被成外御事、めてたくかしく、

宋カキ  
元文五年

秀小路

b

松たいら  
上總入道様にて  
御返事  
人ニ御中

櫻井  
植松

1459

越前島津氏忠紀譜中

元文五年庚申二月六日

繼豊公所賜之印章者、豫所認之於東武也、與壯之助  
元服之當日不<sub>レ</sub>符合、遙投<sub>レ</sub>賜於東武故也、後人勿<sub>レ</sub>疑  
焉、開<sub>二</sub>于左<sub>一</sub>、

1460

忠

元文五申

二月六日

繼豊(花押 No.1)

島津周防殿

1461

繼豊公御譜中

正文在島津周防忠紀

忠

元文五申

二月六日

繼豊(花押 No.1)

島津周防殿

1462

吉貴公御譜中

先是元文四年己未十二月十一日

大樹吉宗公加冠嫡孫薩摩守忠顯、賜御諱字、被號薩摩守宗信、敍任從四位下侍從也、吉貴在國聞之、以使者獻上縮緬十卷・樽着于

大樹吉宗公、樽着于

儲君家重公奉謝之、故執政以奉書報之、

1463

正文在文庫

御札令披見、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅旨尤、將又同氏大隅守嫡子薩摩守儀、舊臘十一日元服被 仰付、御一字被下之、從四位下侍從被 仰出、其上御盃・御肴頂戴之、御腰物拜領、且亦右之節大隅守名代以嶋津但馬守御禮申上之、重疊難有由得其意、依之爲御禮以使着縮緬十卷并御樽着被獻之外、各申談遂披露處一段之御仕合、恐々謹言、

朱力キ  
元文五年 二月十二日

松平上總入道

本多中務大輔  
忠良判

1464

全上

御札令披見、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅旨尤、將亦同氏大隅守嫡子薩摩守儀舊臘十一日元服被 仰付之 御一字被下、從四位下侍從被 仰出、其上御盃・御肴頂戴、御腰物拜領、且又右之節大隅守名代以嶋津但馬守御禮申上之、重疊難有由得其意、依之爲御禮以使着御樽着被獻之外、遂披露處一段之御仕合、恐々謹言、

朱力キ  
元文五年 二月十二日

松平上總入道

松平能登守  
乘賢判

1465

吉貴公御譜中

正文在文庫

上總入道様ニをき有かたく思しめし被成由、御細く御禮仰上られ御ふみのやう、此御目錄の通り御上被成、數々御満そく思しめし、誠にいく久しく萬々年もと祝入らせられ、なにも能く申せとの御事ニ御さ、めてたくかしく、

正月十一日御日付の御ふみ下され披露致まいらせ、ま

つゝ

公方様

大納言様 竹千代様御機嫌克ならせられ御めてたさ

一位様にも御機嫌よく成らせられ、御心易思召被成り

へくり、扱は舊冬薩摩守様御元服仰付られ御懇さまの

上意にて、御盃・御肴・御腰物御拜領被成、扱また大隅守

様御名代として嶋津但馬守殿もて御禮仰上られり處、

御前へめさせられ、めてたくかしく、

朱カキ  
元文五年

松平

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路

櫻井

植松

お

1466

御文のやう、披露致りへハ御満足と思しめしり、誠

ニ幾萬々年もと思召り、返々よく申せとの御事

ニ御座り、かしく、

御ふみ被下り、まつゝ

一位様御機嫌能被爲成り、御心易思召被成りへくり、扱

ハ舊冬御同姓さつまの守様御元服相濟まいらせり付、

大すみの守様 さつまの守様へ御拜領物被成、忝思召被

成り由、御禮と御座りて、めて度かしく、

朱カキ  
元文五年

松平

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路

さくらら

うゑ松

お

1467

継豊公御譜中

正文在文庫

歳暮之 御内書可相渡り間、明日五半時

御城の家來可被差出り、以上、

朱カキ  
「元文五年」

二月廿日

松平左近將監

松平大隅守殿

1468

吉貴公御譜中

正文在文庫

營中以使者申入序、寄一翰り、青陽之賀儀珍重、弥可爲

平安り、此邊無恙り、仍如目錄令贈與之り、謹言、

朱カキ  
元文五年

二月廿一日

(近衛家公)  
(花押) No.2

薩摩入道殿

(近衛家公ノ没年ハ元文二年八月十七日ナレハ本文文書ハソレ以前ノモノナルベシ)

吉貴公御譜中  
正文在文庫

なをく御もくろくの通御上被成、御満足と思しめし御慰ニ被成まいらせり、何もよく申せとの御事ニ御さり、めてたくかしく、

正月廿五日御日付にて御ふミ下され披露致まいらせり、先く

一位様御機嫌克成らせられり、御心やすく覺し召被成りへくり、御機嫌御うかひ被成、御もくろくの通御進上被成、披露いたしまいらせりへハ御満そくニ覺しめしり、めてたくかしく、

朱カキ  
一元文五年  
二月廿七日

松平

上總入道様

御返事

人々御中

秀小路

櫻井

うゑ松

お

吉貴公御譜中  
正文在文庫

なをく春なるにもことのほか餘寒もつよく御さり、なを御さわり御座不被成り様と思しめしり、めて度かしく、

御禮と御座りて御文の様、御念いらせられり御事、忝思召り、まつく

相州様御機嫌よくいらせられ、めてたくおほしめしり、爰御ほとにも御揃あそハし御き嫌好入らせられり、さては舊臘廿七日には

公方様より

上使を以、太守様に御鷹の鬮御拜領あそハしり御事相州様もめてたく御悦におほしめしりよし、御ふミにて御ふいてう仰進しられ、かすくめてたく御悦と思しめしり、歳暮の御祝儀

公方様

大納言様より御拜領被遊、右の御ふいてうも仰被進、かすくめてたく思しめしり、萬く年もと御き嫌よくあいかハらす御拜領被遊り様こといわる入らせられり、此よしよろしく御申上被成り様よく申せとの御事ニ御座り、めてたくかしく、

朱カキ  
一元文五年

お

ひつ鳴(マコ)

隼(勇) 人さま

しまつ(久) 権左衛門さま

御返事

藤え

とみ

岡た

権左衛門さま

藤え

正文在文庫

さつまの侍従より今度任官絨位の御禮として、わうこん百兩・御絹二十疋しん上おはしまし披露申て外へハ、おもしろく覺しめしゆよし、よくこゝろえりて申せとて、御心得りてつたへられけり、かしこ、

御いまの

御つほねへ

るまいらせり

(宋)  
在口裏  
元文五  
二廿九

正文在文庫

薩摩國鹿兒島松峯山淨光明寺者島津太祖侯封薩隅日三州之日挿一莖草時衆宗般舟三昧之道場也及三代侯之時爲一遍派營建輪奐弘安七年閏四月當其皇考十三回忌鑄鳧鐘以懸寺樓薦冥福彌今四百五十七年雖歷久遠脊容不減鯨音倍新銘刻亦顯然匪啻寺家之寶器舊國之寶物也方今住持壽門慮寶器之久而損壞摸鑄新鐘欲以報晨昏乃告官多方募銅範摸已成大官子來金工雲會遂得費焉別造庫藏以納舊鐘

素有樓觀以架新鐘於是舊固寶新大吼隱々乎林中琅々乎花

外縮長樂于此負豐山于此聽其音而誰不亦說乎壽門欲令此盛舉垂不窮請銘於官國命許之乃使僕爲銘銘曰

偉哉斯器

摸鑄再圓

二儀合氣

九乳備全

樓觀茲卓

蒲牢高懸

聲通遠近

響震山川

告曠與曉

自幽入玄

十方款聽

無明攪眠

德音不盡

終功有緣

賦算靈地

清淨福田

禮讚勤行

法筵熾然

徧應大挺

悉會衆賢

檀門久肅

祖風長扇

常輝舜日

永祝堯天

元文五年歲舍庚申仲春日

勸緣比丘淨光明寺二十世桂光院其阿上人足下  
壽門淨福

治工薩陽鹿兒島住黒木安左衛門藤原實教

薩陽侯記録館小司町田氏藤原俊雄謹誌

同五年庚申三月二日罹痘疹病、同月四日

吉宗公以發者松平右近將監武元賜三千綱一筐、島津但馬

守忠就代宗信一拜一戴之、厥后六月十二日因宗信病全愈、詣執政各位之第二奉申謝前件事、

越前島津氏忠紀譜中

元文五年三月二日壯之助時七候大礪館元服矣、繼豐

公依一病痾一淹、留于東都、故島津貴儔代而加冠焉公直等、加冠

國老比志島範房理髮焉、乃公賜假名與忠之諱字、

號島津周防忠紀、時忠紀進上御太刀一腰、御弓木登十

張、御征矢百本、御馬背裸一疋、三種六樽於

公一奉申謝之忠紀著肩、綱長袴、伊勢兵部貞好奏達之而着座、

貴儔代而賜三獻之盃酒及榨肴、且公賜碓刀一腰冷工御前銀永、長式尺四寸三分

而後候與之間一拜一調吉貴公、進上御太刀一腰縮

緬五卷、馬代白銀三枚、三種六樽一奉申謝之、米良

藤右衛門則倂奏達之、公亦賜短刀一腰冷工御前銀光、長一尺六寸五分

御旗一流地雖有上文字御紋与桐之丸御紋、御鎧一領紫威、肴代金二百疋、樽

代金三百疋、島津權左衛門久道傳之、而向東方一着二初

所賜之鎧、貴儔把一兜ツテトウホウヲ、セシメテ、於須磨方賜一ツテ、

與一勝節爲其規式也、同日就久周進上御太刀一

腰、馬代白銀三枚、三種六樽於忠顯公一奉申謝之

也、終而吉貴公賀賜盛膳七菜於於須磨方與忠紀、且賜一盃酒榨肴、貴儔及範房爲伴食焉、

就忠紀元服同日進上縮緬三卷、三種四樽于

竹姬君御方、干鯛一箱、樽代金三百疋于菊姬御方、

肴代金百疋、樽代金二百疋于信證院殿、縮緬五卷、

三種六樽于於須磨方、肴代金百疋、樽代金二百疋于

於榮御方、干鯛一箱、樽代金三百疋于於喜代御方、

縮緬二卷、干鯛一箱、樽代金三百疋于德姬御方也、

且呈上肴代金二百疋于嘉久方、縮緬二卷、干鯛一

箱、樽代金三百疋于於幾方忠紀所生、之嘉盛世、太刀一腰、縮緬

三卷、馬代白銀二枚于島津貴儔、干鯛一箱、樽代金

三百疋于島津久門、同品于於嚴方、同品于島津小

源太、同品于鳴津知之助、又呈各太刀一腰、馬代

白銀一枚於國老島津久春、島津久豪、樺山久初、顯娃

久周、種子嶋時成、堀與昌、又呈太刀一腰、紗綾三

卷、馬代白銀三枚于比志島範房、太刀一腰、馬代白

銀三枚于若年奇島津久道上、各贈肴代金二百疋於大目

附島津右平太久鄉、伊集院十藏久達、山田新助有從、

小笠原郷左衛門長賢、又贈太刀一腰、紗綾二卷、馬

代白銀一枚於奏者伊勢貞好也、此外呈品許多繁故



畧而不レ記焉、

島津周防殿

○同日賀<sup>レ</sup>忠紀元服<sup>ニ</sup>於須磨方賜<sup>ニ</sup>時服二襲<sup>・</sup>着代金二百

疋・樽代金三百疋、信證院殿賜<sup>ニ</sup>干鯛一箱・樽代金五

百疋、於榮御方賜<sup>ニ</sup>干鯛一箱・樽代金三百疋、德姫御

方賜<sup>ニ</sup>紗綾三卷・着代金百疋・樽代金二百疋、於嘉久方

賜<sup>ニ</sup>着代金二百疋、貴儔贈<sup>ニ</sup>太刀一腰・馬一疋・着代金

三百疋、久門・於巖方・小源太贈<sup>ニ</sup>干鯛一箱・樽代金

三百疋、知之助贈<sup>ニ</sup>着代金三百疋也、此外贈物許多品

省<sup>レ</sup>繁不<sup>レ</sup>記焉、

○同日有<sup>レ</sup>命、賜<sup>ニ</sup>久之諱字與<sup>ニ</sup>紀之諱字、忠紀家至<sup>ニ</sup>將

來<sup>ニ</sup>二男以下之曹<sup>カ</sup>依<sup>ニ</sup>人品<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>用<sup>レ</sup>之、島津久道贈<sup>ニ</sup>證

書一矣、  
此所ニ刀ノ捨替其外略ス

1475

○今度就元服、自

總州様御拜領之御旗一流被相用十文字御紋與桐之丸御

紋早、桐之丸者

總州様御用<sup>ニ</sup>候條、與十文字御紋共被相用家紋、被存

替紋間敷候、二男紋者可爲當分之替紋之旨依 仰如件、

元文五年三月二日

島津權左衛門久道(花押 No.11)

1476

久 紀

右之二字到以來二男以下、依人可被相用實名之字之旨依  
仰如件、

元文五年三月二日

島津權左衛門久道(花押 No.11)

島津周防殿

1477

同月三日山澤盛香代<sup>ニ</sup>忠紀<sup>ニ</sup>而詣<sup>ニ</sup>淨光明寺<sup>ニ</sup>、進<sup>ニ</sup>納金子百  
疋<sup>ニ</sup>

忠久公影前<sup>ニ</sup>、同二百疋于<sup>ニ</sup>越前島津家總先祖牌前<sup>ニ</sup>、是

復賀<sup>ニ</sup>忠紀元服<sup>ニ</sup>也、  
シテナリ

1478

島津壯之助殿元服

總州様以 思召、御同列之面<sup>ニ</sup>元服とハ其格式相替候、

右次第并拜領物進上物脇<sup>ニ</sup>被遺物等左<sup>ニ</sup>錄之、

一元文五年庚申三月二日壯之助殿<sup>前島津家御相統</sup>御若年故於

磯御屋敷御書院元服<sup>七、</sup>

太守繼豐公御名代島津玄蕃殿御書院中敷居より上二重

目主居ニ着座、表御家老願娃左京、

總州様御方若年寄嶋津權左衛門主居之方敷居より下少シ上り、向ハ列座、

總州様御方御小姓山岡權太左衛門打亂箱玄蕃殿前ニ上之、打亂押板を相直ハ、

一 理髮髮結共ニ 總州様御方御家老比志嶋隼人相勤之、

一 壯之助殿長袴迄ニ隼人相附御出席御禮、表奏<sub>テ</sub>番伊

勢兵部奏達之、其時玄蕃殿より是<sub>レ</sub>と御挨拶有之、壯

之助殿玄蕃殿前ニ御進ミ、手を被附少シ御髮を被下ハ

時、髮を中そきニ被成、髮先隼人懷中退座之時、被扣

候様ニと左京より相演ヘ、御名御諱忠之一字拜領之御

折紙左京渡之、頂戴被持下、被號周防忠紀候、

一 打亂箱下ル、

一周防殿進上物御太刀一腰・塗木御弓十張<sub>五張宛</sub> <sub>二結世</sub>・御征矢

百本・御馬<sub>背毛</sub>一疋・三種三荷、御弓<sub>考</sub>、

總州様御方御小姓田村孝太夫・五代孫次郎持出、御書

院長押ニ立掛備置、御征矢<sub>考</sub>五拾本宛白木臺ニ受、同

御小姓基太村助太夫・中村喜太右衛門・田村孝太夫・

五代孫次郎持出、三種三荷より上ニ相備、三種三荷<sub>考</sub>

右之面<sub>於</sub>持出相備<sub>御</sub> <sub>御城御書</sub> <sub>御書院者</sub> <sub>表方之者</sub> <sub>不</sub> <sub>賜</sub> <sub>通</sub> <sub>席</sub> <sub>故</sub> <sub>方</sub> <sub>之</sub> <sub>面</sub> <sub>ニ</sub> <sub>相</sub> <sub>勤</sub> <sub>事</sub> <sub>候</sub> <sub>御</sub> <sub>共</sub>、御

馬<sub>考</sub> 御城御對面所於庭上、御馬方附役之者<sub>レ</sub>周防殿家來より相渡候、

一周防殿長上下短サ刀ニ隼人相附御出席、中敷居より

下一重目<sub>ニ</sub>御禮有之、其時伊勢兵部拜領之名を唱、

御太刀披露、左京より元服之御禮と申上被相下候、

一 相備候進上物下ル、

一周防殿隼人相附御出席、中之敷居より下一疊目客居<sub>ニ</sub>

着座、土器御盃塗三方<sub>ニ</sub>有

總州様御方御小姓相良新助立之、玄蕃殿<sub>ニ</sub>式御三獻上

り、周防殿<sub>ニ</sub><sub>考</sub>三肴計上ル、長柄之御銚子扣ヘ御加ヘ

扣ヘ、玄蕃殿<sub>ニ</sub>長柄之御銚子上ル、給仕 總州様御

方御小姓平田九郎右衛門、加ヘ之給仕畠山甚六、加ヘ

有之<sub>ニ</sub>獻、右之御盃周防殿<sub>ニ</sub>被遣之、着座之所より少

シ御進ミ出、御盃御頂キ加ヘ有之時、御挨拶玄蕃殿前

に上り御肴被遣、其節御名代故周防殿短サ刀を被取ハ

ニ不及御立、玄蕃殿側<sub>ニ</sub>被爲寄、御肴御頂キ本之座<sub>ニ</sub>

被直ハ節、左京御刀を持出拜領之、則御頂キ御次<sub>ニ</sub>御

下り、短サ刀<sub>ニ</sub>差替御出御禮、又<sub>ニ</sub>御次<sub>ニ</sub>短サ刀<sub>ニ</sub>

差替御盃之所<sub>ニ</sub>御出加ヘ有之ハ、其時周防殿側<sub>ニ</sub>した

め出之、玄蕃殿<sub>ニ</sub>被進、御禮畢<sub>ハ</sub>復座、御三獻三肴相

下り候、

一右次第相濟、隼人より元服首尾能被仰付、難有奉存旨  
御取合申上、其時周防殿御禮、左京差寄玄蕃殿より目  
出度と御挨拶ひる退座外、

一玄蕃殿・左京支度不洗物麻上下、

一右就元服、即日自

總州様周防殿に御短サ刀一腰腰光・御旗一流地纏被相用十文字御紋與桐之丸

御・御鎧一領威紫・御肴代金二百疋・御樽代金三百疋拜

領之候右御製於禮御座之御領之直一周防殿者初、玄蕃殿より御印を被爲着於須磨様勝御共被進之候

一右就元服

太守様に進上物者前段ニ相記外、

竹姫君様に縮緬三卷内紅一巻・三種二荷、

總州様に御太刀一腰・縮緬五卷・御馬代銀三枚・三種

三荷、

薩州様に御太刀一腰・御馬代銀三枚・三種三荷、

菊姫様に干鯛一箱・御樽代金三百疋、

信證院様に御肴代金百疋・御樽代金二百疋、

於須磨様に縮緬五卷内紅二巻・三種三荷、

於榮様に御肴代金百疋・御樽代金二百疋、

於喜代様に干鯛一箱・御樽代金三百疋、於德様に縮緬

二卷内紅一巻・干鯛一箱・御樽代金三百疋進上之候、其外

御肴代二百疋於嘉久殿に、縮緬二卷内紅一巻・干鯛一箱・

御樽代金三百疋於幾殿に、御太刀一腰・縮緬三卷・御

馬代銀二枚島津玄蕃殿に、干鯛一箱・御樽代金三百疋

嶋津兵庫殿に、同品於嚴殿に、同品嶋津小源太殿に、

同品嶋津知之助殿に被進之候、御太刀一腰宛、御馬一

疋宛を御家老嶋津大藏・嶋津至・樺山主計・頼娃左京

種子嶋織部・堀四郎太夫に、御太刀一腰・紗綾三卷・

御馬代銀三枚比志嶋隼人に、御太刀一腰・御馬一疋若

年寄嶋津權左衛門に、御肴代二百疋宛大目附嶋津右平

太・伊集院十藏・山田新助・小笠原郷左衛門に、御太

刀一腰・紗綾二卷・御馬一疋伊勢兵部に被遣之候、

一進納金子百疋于

忠久公御影前、同二百疋于越前嶋津家惣御先祖牌前候

也、

右之次第私共席詰仕、拜見之上書記可申旨、米良藤

右衛門を以奉承知之、拜見仕外趣所相記如件御座候、

以上、

御記録奉行

元文五年庚申三月五日

町田仲右衛門後總

1479

同月二十一日 忠顯公賀<sub>二</sub>忠紀元服<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>紗綾五卷於東武<sub>一</sub>、財部孫之丞來<sub>二</sub>御下亭<sub>一</sub>傳<sub>レ</sub>之、

川上平右衛門<sub>(久傳)</sub>

1480

吉貴公御譜中

正文在島津肥前忠紀

今度就元服自

總州様御拜領之御旗一流被相用十文字御紋與桐之丸御紋早、桐之丸者

總州様御用<sub>二</sub>候條、與十文字御紋共被相用家紋、被存替紋間敷候、二男紋者可爲當分之替紋之旨依 仰如件、

元文五年三月二日

島津權左衛門久道判

島津周防殿

1481

正文在島津肥前忠紀

久

紀

右之二字到以來二男以下、依人可被相用實名之字之旨依仰如件、

1482

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅旨尤<sub>レ</sub>、將又同氏大隅守嫡子薩摩守、正月二日年始之御

禮申上<sub>レ</sub>處、初<sub>レ</sub>着座被 仰付、御盃頂戴、時服拜領之、重疊難有由得其意候、紙面趣各一覽之事<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹

言、

朱力半

元文五年 三月六日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

1483

全上

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様

竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅旨尤<sub>レ</sub>、將亦同氏大隅守嫡子薩摩守、正月二日年始之御禮申上<sub>レ</sub>處、初<sub>レ</sub>着座被 仰付之、御盃頂戴、時服拜領、重疊難有由得其

元文五年三月二日

島津周防殿

島津權左衛門久道判

意外、紙面之趣令承知候、恐々謹言、

朱力半  
元文五年 三月六日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

1484

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく何もよろしく申上まいらせり、かしく、  
二月七日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様 竹千代様益御機嫌よく御さなされり、御めて  
度覺しめしり由、扱は正月七日御同姓大隅守殿御召仕局  
にて、年頭の御祝儀御申上被成り處に 御目見仰付られ、  
其上 上意を蒙り、御料理下されり御事、有かたく覺し  
めしり由、右の御禮大隅守様へ御申上被成り御ふミの通、  
よろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

朱力半  
元文五年

松平

上總入道様

御返事

浦尾

豊岡

八嶋

1485

全上

何もよく申せとの御事ニ御座り、かしく、  
二月七日日付御ふみ下され披露いたしまいらせり、  
一位様御機嫌よく成らせられ、めてたく覺しめし被成り  
由、正月七日 御本丸へ年始御祝義として、大隅守様召  
仕局御さし上被成り處ニ  
御目見 仰付られ、 上意を蒙り、御料理頂戴、有かた  
く覺しめし被成り由御禮仰上られ、御満足ニ思召り、め  
てたくかしく、

朱力半  
元文五年 三月七日

松平

上總入道様

御返事  
人々御中

うえ松

秀小路

櫻井

1486

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、正月  
十日  
公方様東叡山 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

御札令披見外、  
全上

紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ  
元文五年 三月十一日

松平左近將監  
乘邑判

松平上總入道

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、然者正月廿一日

竹姫君様被爲 入外節、菊事御懇之蒙 上意、從

公方様 大納言様拜領物被 仰付之、其上從右衛門督殿

(田安宗武)  
刑部卿殿表被遺物有之、且亦從

公方様同氏大隅守・薩摩守に拜領物被 仰付之、重疊難

有由得其意外、紙面之趣各一段之事外、恐々謹言、

朱力キ  
元文五年 三月十九日

松平左近將監  
乘邑判

松平上總入道

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、正月

廿四日

公方様増上寺 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ  
元文五年 三月廿二日

松平左近將監  
乘邑判

松平上總入道

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、然者正月廿一日大輿に

竹姫君様被爲 入外節、菊事御懇之蒙 上意、從

公方様 大納言様拜領物被 仰付、其上右衛門督殿 刑

部卿殿より表被遺物有之、且又從

公方様同氏大隅守・薩摩守に拜領物被 仰付之、重疊難

有由得其意外、紙面之趣令承知外、恐々謹言、

朱力キ  
元文五年 三月十九日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

越前島津氏忠紀譜中

元文五年四月六日稟<sup>可</sup>白賀<sup>ス</sup>忠紀元服、且嚮<sup>レ</sup>是謝<sup>テ</sup>續<sup>ニ</sup>越前島津家、賜<sup>ニ</sup>食錄<sup>ニ</sup>蒙<sup>ニ</sup>此外許多庇蔭<sup>ニ</sup>供<sup>ニ</sup>膳羞<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>吉貴公<sup>ニ</sup>備<sup>ニ</sup>謠曲<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>觀覽<sup>ニ</sup>、乃有<sup>ニ</sup>允容<sup>ニ</sup>、故忠紀與<sup>ニ</sup>於須磨方<sup>ニ</sup>共候<sup>ニ</sup>大礪館<sup>ニ</sup>也、公入<sup>ニ</sup>館内<sup>ニ</sup>茶亭<sup>ニ</sup>、光緒忠紀家第被準廢焉忠紀拜謁進<sup>ニ</sup>上御太刀<sup>ニ</sup>一腰、御馬一疋、伊勢貞好奏<sup>ニ</sup>達<sup>ニ</sup>之、而<sup>レ</sup>公賜<sup>ニ</sup>時服<sup>ニ</sup>一襲、米良則側傳<sup>レ</sup>之、續<sup>レ</sup>而家臣別府市郎左衛門助有<sup>レ</sup>中村助左衛門兼<sup>レ</sup>肥後運右衛門盛喜各進上看代白銀三錢、而各賜青鉄百疋、町田七右衛門、緒方伊右衛門、川村慶右衛門、市來萬左衛門、藤崎十郎左衛門奉<sup>レ</sup>拜<sup>ニ</sup>公顏<sup>ニ</sup>也、而備<sup>ニ</sup>謠曲<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>觀覽<sup>ニ</sup>供<sup>ニ</sup>盛膳<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>亭上<sup>ニ</sup>、公賜<sup>ニ</sup>盃酒<sup>ニ</sup>、五梓肴<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>忠紀<sup>ニ</sup>也、

○同年五月十五日 竹姫君御方賀<sup>ニ</sup>忠紀元服<sup>ニ</sup>、賜<sup>ニ</sup>縮緬<sup>ニ</sup>三卷<sup>ニ</sup>、三種四樽<sup>ニ</sup>、菊姫御方賜<sup>ニ</sup>干鯛<sup>ニ</sup>一箱<sup>ニ</sup>、樽代金三百疋<sup>ニ</sup>、顯娃久周傳<sup>ニ</sup>之於島津貴儔<sup>ニ</sup>也、於喜代御方亦賜<sup>ニ</sup>干鯛<sup>ニ</sup>一箱<sup>ニ</sup>、樽代金三百疋<sup>ニ</sup>、於<sup>ニ</sup>城中使番役所<sup>ニ</sup>傳<sup>ニ</sup>之於大脇孫之進<sup>ニ</sup>、忠紀林抱也、守役也、

繼豊公御譜中

正文在文庫

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之外、遂披露外處一段

之御仕合外、恐々謹言、

(朱)「元文五年」

四月十八日

信祝判

松平大隅守殿

信祝

(朱)「在右裏」

松平伊豆守

全上

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱)「元文五年」

四月十八日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(朱)「在右裏」

松平能登守

繼豊公御譜中

正文在文庫

御用之儀外間、明日五時其方爲名代、一類中一人登城外様可被致外、以上、

(采) 〔元文五年〕 四月廿七日

本多中務大輔

松平伊豆守

松平左近將監

松平大隅守殿

1494 全上

竹千代様は菖蒲御兜一飾以使着被獻之外、首尾好遂披露候、恐々謹言、

(采) 〔元文五年〕

四月廿八日

乘賢判

松平大隅守殿

(采) (在右裏) 乘賢

松平能登守

1495

繼豊公御譜中

自去歲十一月欲<sub>レ</sub>抗<sub>二</sub>儷尾張黃門宗勝卿之令愛<sub>房</sub>於嗣嫡宗

信<sub>一</sub>緣談漸成與容<sub>レ</sub>焉、以故宗勝卿見<sub>レ</sub>稟<sub>二</sub>締于<sub>一</sub>幕府、

越今茲元文五年庚申四月二十七日繼豊承<sub>二</sub>執政之奉書<sub>一</sub>、

翌二十八日阿部伊勢守正襲代<sub>二</sub>繼豊<sub>一</sub>登<sub>レ</sub>營、於<sub>二</sub>白書院<sub>一</sub>

執政聯座就<sub>レ</sub>中松平伊豆守信祝述<sub>二</sub>鈞命<sub>一</sub>、以蒙<sub>二</sub>抗儷之

台許<sub>一</sub>、正襲奉<sub>レ</sub>命來<sub>二</sub>于芝邸<sub>一</sub>傳<sub>二</sub>之<sub>一</sub>于繼豊、乃再代<sub>二</sub>繼

1496

宗信公御譜中

豐<sub>二</sub>到<sub>三</sub>執政各位之第<sub>一</sub>申<sub>二</sub>謝之<sub>一</sub>、五月六日獻<sub>二</sub>一種<sub>一</sub>荷于大樹吉宗公、一種<sub>一</sub>荷于右大將家重公上奉<sub>レ</sub>謝<sub>レ</sub>之、

嚮<sub>レ</sub>是自<sub>二</sub>元文四年己未十一月<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>抗<sub>二</sub>儷尾州名古屋領主

尾張黃門宗勝卿之令嬖<sub>房</sub>於繼豊之嗣嫡宗信<sub>一</sub>、相互緣談、

以故宗勝卿見<sub>レ</sub>稟<sub>二</sub>幕府<sub>一</sub>、同五年庚申四月二十七日<sub>房</sub>今茲

九繼豊受<sub>二</sub>執政之奉書<sub>一</sub>、翌二十八日阿部伊勢守正襲代<sub>二</sub>繼

豊<sub>一</sub>登<sub>レ</sub>營、於<sub>二</sub>白書院<sub>一</sub>執政聯座、就<sub>レ</sub>中松平伊豆守信祝

述<sub>二</sub>台命<sub>一</sub>許<sub>二</sub>婚嫁於宗信<sub>一</sub>、正襲奉<sub>レ</sub>命則來<sub>二</sub>芝第<sub>一</sub>傳<sub>二</sub>達

繼豊<sub>一</sub>、正襲再代<sub>二</sub>繼豊<sub>一</sub>到<sub>二</sub>執政各位之第<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>謝之<sub>一</sub>、

且六月二十五日宗信始詣<sub>二</sub>宗勝卿之高第<sub>一</sub>觀面、

1497

繼豊公御譜中

正文在文庫

爲端午之祝儀、帷子單物到來歡覺候、委本多中務大輔可述<sub>レ</sub>也、

五月二



薩摩



中將殿

全上

爲端午之御祝儀、以使者御帷子單物被獻之候、遂披露レ之處一段之御仕合レ、恐レ謹言、

(朱)

「元文五年」五月二日

松平能登守  
乘賢判

松平大隅守殿

吉貴公御譜中

正文在文庫

御禮仰上られ御念入レ御事ニ思召レ、何もよく申せ  
との御事ニ御さレ、めてたくかしく、

四月四日日附御ふみ下され披露いたしまいらせレ、まつ

公方様

大納言様

竹千代様

一位様御機嫌よく被爲成、めて度思召被成レ由、去ル比(鳥津赤信)  
薩摩守様疱瘡被成レ付、

公方様よりさつまの守様へ 上使松平右近將監を以、御

懇の 上意にて御拜領物被成、  
大納言様よりも御懇の御詫、有かたく思召被成レ由、  
一位様よりも御尋まし御目録の通つかハされレへは、忝

との御事にて

上總入道様忝思し召被成レ由、めてたくかしく、

朱カキ  
元文五年 五月三日

お

松平

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路  
櫻井  
うゑ松

全上

御札令披見レ、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦  
旨尤レ、然者同氏大隅守嫡子薩摩守疱瘡相煩レ付、爲御  
尋以 上使、薩摩守儀御看拜領之、從

大納言様々御詫有之、重疊難有由得其意レ、紙面趣各一  
覽之事レ、恐レ謹言、

朱カキ  
元文五年 五月四日

本多中務大輔  
忠良判

松平上總入道

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦  
旨尤外、然者同氏大隅守嫡子薩摩守痘瘡相煩外付、爲御  
尋以 上使、薩摩守儀御着拜領之、從

大納言様及御詔有之、重疊難有由得其意外、紙面趣令承  
知外、恐々謹言、

朱力キ

元文五年

五月四日

松平上總入道

松平能登守

乘賢判

全上

なをく何もよろしく申上まいらせ外、めてたくか  
しく、

四月十一日付にて御ふミ下され外、

公方様

大納言様 竹千代様ますく御機嫌よく御さなされ、御  
めてたく覺しめし外由、扱ハ御同氏薩摩守殿御痘瘡御順  
快、御酒湯御かゝり被成外ニ付、御祝儀として三月十三日  
公方様より上使八嶋にて御懇の 上意、御同氏大隅守殿  
薩摩守殿に御着御拜領被成外御事、御手まへ様も有か

たく覺しめし外由、右之御禮

大納言様へ御申上被成外御ふミのとをり、よろしく申上  
まいらせ外、めてたくかしく、

朱力キ

元文五年

右

松たいら

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

全上

なをく何もよろしく申上まいらせ外、めてた  
くかしく、

四月十一日付にて御ふミ下され外、

公方様

大納言様 竹千代様ますく御機嫌よく御座なされ、御  
めて度覺しめし外由、扱は御同氏薩摩守殿御痘瘡御順快  
ニ、御酒湯御かゝり被成外に付、御祝儀として三月十  
三日上使八嶋にて御懇の 上意、御同氏大隅守殿 薩摩  
守殿に御着御拜領被成外御事にて、御てまへ様も有か  
たく覺しめし外よし、御禮御申上被成外御ふミの通、よ  
ろしく申上まいらせ外、めてたくかしく、

架カキ  
元文五年

松たいら

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

b

1504  
全上

何もよく申せとの御事ニ御さけ、めてたくかしく、

四月十一日日附御ふみ下され披露いたしまいらせり、ま

つゝ

一位様御機嫌よくならせられ、めてたく思召り由、先の

比さつまの守さま痲瘡順快被成、酒湯御掛りなされり付、

其時分ハ御祝儀御もく録の通さつまの守さまへ被遣りへ

ハ、忝思召被成り由御禮仰上られ、御念入まいらせり御

事ニ思召り、めてたくかしく、

朱カキ

元文五年

五月十一日

b

松平

上總入道様

御返事

秀小路

櫻井

うへ松

人々御中

1505  
継豊公御譜中

正文在文庫

今朝以使者御樽着被獻之り、遂披露り處一段之御仕合り、

恐く謹言、

(朱)

「元文五年」

五月六日

忠良判

松平大隅守殿

忠良

(朱)

本多中務大輔

1506  
全上

今朝以使者御樽着被獻之り、遂披露り處一段之御仕合り、

恐く謹言、

(朱)

「元文五年」

五月六日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(朱)

松平能登守

1507

宗信公御譜中

正文在文庫

吉貴公御譜中  
正文在文庫

今朝以使者御樽肴被獻之外、遂披露<sup>レ</sup>處一段之御仕合<sup>レ</sup>、  
恐<sup>ク</sup>謹言、

<sup>(朱)</sup>「元文五年」  
五月六日

忠良判

<sup>(朱)</sup>「在口裏」

松平薩摩守殿

忠良

<sup>(朱)</sup>「在右裏」

本多中務大輔

1508  
全上

正文在文庫

今朝以使者干鯛一箱被獻<sup>レ</sup>之外、遂披<sup>レ</sup>處一段之御仕合<sup>レ</sup>、  
<sup>(藤脱カ)</sup>

恐<sup>ク</sup>謹言、

<sup>(朱)</sup>「元文五年」  
五月六日

乘賢判

<sup>(朱)</sup>「在口裏」

松平薩摩守殿

乘賢

<sup>(朱)</sup>「在右裏」

松平能登守

1510

吉貴公御譜中  
正文在文庫

なぞくあつきも強御座<sup>レ</sup>まゝ、御さゝハリも御座  
あそハし<sup>レ</sup>ハぬやうにとおほしめし<sup>レ</sup>、何もよろし

なぞくたんく暑さこ成りまいらせ<sup>レ</sup>まゝ、なを  
御かまいなき様こよくく申せとの御事こ御さ<sup>レ</sup>り、  
めてたくかしく、

一位様より申せとの御事に御さ<sup>レ</sup>り、まつく  
一位様御機嫌よくならせられ<sup>レ</sup>まゝ、めてたくおほしめ  
し被成<sup>レ</sup>外へく<sup>レ</sup>、したいこ暑さこむかえまいらせ<sup>レ</sup>、い  
よく御手まへ様御かはりあらせられ<sup>レ</sup>す<sup>レ</sup>や、くわしく  
きかせられ度思しめし<sup>レ</sup>、この御もくろくの通御たつね  
ましの御事までこまいらせられ<sup>レ</sup>、幾久しく萬々年も御  
さう被聞<sup>レ</sup>御事と、御めてたさよろしく申せとの御事こ  
御さ<sup>レ</sup>り、めてたくかしく、

<sup>(朱)</sup>「元文五年」

お

松平

上總入道様にて

人々御中

秀小路  
櫻井  
植松

く御申上まいらせり、かしく、

土用なからことの外あつさに御座り得共、まつく

總州様御機嫌よくあつさの御障りも御座あそハしりハす  
りや、きかせられ度思しめしり、爰御程にても

御前様御機嫌よく 此一通ハ御前様御生前ニ入ルベシ、間違ナラン

太守様あつさの御障も御座不被成、

姫君様 御子様かた御機嫌よく御座被成り、さてはこの  
御箱之内越後縮いつものことくあつさの御左右きかせら  
れり御事迄に進しられり、此よしよろしく御ひろう御申  
上被成まいらせられりへくり、めてたくかしく、

元文五年

お

ひし嶋

隼

人さま

とみ

しまつ

權さへもんさま

岡田

人々 藤え

吉貴公御譜中

正文在文庫

返くことのはかの御あつさにて御さりまゝ、なを

御さハリもあらせられりハぬ様にとおほしめしり、

菊姫様もをなし御事り、よろしく仰上られたく思し

めしり、何もくよろしく御申上成りへくり、めて  
たくかしく、

土用中なからことのほかの御あつさにて御座りへ共、ま  
つくその御地にて

總州様御機嫌よく被爲入、御あつさの御障りもあらせら  
れすりや、かすく被爲聞たく思しめしり、こゝ御ほと  
こても御揃あそハし御機嫌よく被爲入、

薩摩守様もすへて御機嫌よく被爲入り、さては此御はこ  
の内御ちゝみ、誠に御そゝうなるものにて御座りへ共、  
土用の御左右きかせられり御事迄に、あいかハらす進し  
られり御事にて、此よしよろしく御ひろう御申上被成り  
へくり、めてたくかしく、

朱カキ

元文五年

お

五月廿七日

ひし嶋

隼

人さま

萩原

嶋津

隼

人さま

むめ

權左衛門さま

岡田

人々

岡田

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、四月廿日

公方様東叡山、御靈前、御參詣之儀被承之、恐悦旨尤、紙面之趣各申談及、上聞外、恐く謹言、

朱カキ  
元文五年 六月十九日

松平左近將監

乗邑判

松平上總入道

1513 継豊公御譜中

正文在文庫

端午之

御内書可相渡外間、明日五半時 御城に家來可被差出外、

以上、

(先)  
「元文五年」 六月廿四日

本多中務大輔

松平大隅守殿

1514 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、四月

廿九日

公方様増上寺、御靈屋、御參詣之儀被承之、恐悦旨尤、紙面之趣各申談及、上聞外、恐く謹言、

朱カキ  
元文五年 六月廿七日

松平左近將監

乗邑判

松平上總入道

1515 全上

なをく御表より御禮御申上被成外へとも、なを又御申上なされ外由、何もくよろしく申上まいらせ外、めてたくかしく、

五月廿六日付にて御ふみ下され外、

公方様

大納言様 竹千代様ますく御機嫌よく御座なされ、御

めて度覺しめし外由、扱は四月廿八日御同氏大隅守殿御

名代阿部伊勢守召せられ、尾張宰相様の御姫様薩摩守殿

へ御縁組仰付られ外御事にて、御てまへ様にも有かたく

覺しめし外由、右之御禮御申上被成たきとの御事、御ふ

ミのとをりよろしくひろう致しまいらせ外、めてたくか

しく、

朱力年  
元文五年

松たいら

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

お

1516

全上

何もよく申せとの御事ニ御座り、めてたくかしく、  
五月廿六日御ふみ被下披露いたしまいらせり、先く  
公方様

大納言様

竹千代様

一位様御機嫌よく被爲成、めてたく思召被成り由、左様  
ニ御さけへハ、去ル比ハ大隅守様御名代として阿部伊勢  
守召させられ、尾張宰相様御姫さま薩摩守様へ御縁組仰  
出され、有かたく思召り由御禮仰上られ、御目録の通御  
進上被成、披露いたしまいらせりへハ御満足ニ思しめし  
り、めてたくかしく、

朱力年  
元文五年

六月廿八日

秀小路

お

松たいら

上總入道様

御返事

人々御中

櫻井

うえ松

1517

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦  
旨尤り、然者今度尾張宰相殿御息女、同氏大隅守嫡子薩  
摩守に縁組被 仰出之、難有由得其意り、依之爲御禮被  
差越使者り、紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱力年  
元文五年

六月廿九日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

1518

全上

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦  
旨尤候、然者今度尾張宰相殿御息女、同氏大隅守嫡子薩  
摩守に縁組被 仰出之、難有由得其意り、依之爲御禮被  
差越使者り、紙面之趣及言上り、恐々謹言、

朱力キ  
元文五年  
六月廿九日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、就酷暑之節

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相伺之外、益御安

全御儀外間可御心易外、隨而鏝節一箱被獻之外、各申談

遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力キ  
元文五年  
六月廿九日

松平左近將監  
乘賢判

松平上總入道

全上

御札令披見外、就酷暑之節

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相伺之外、益御安

全御儀外間可御心易外、隨而鏝節一箱被獻之外、遂披露

外處一段之御仕合外、恐々謹言、

朱力キ  
元文五年  
六月廿九日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

繼豐公御譜中

正文在文庫

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・泡

盛酒二壺被獻之候、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹

言、

(朱)  
「元文五年」  
六月廿九日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(朱)  
「在右裏」  
松平能登守

1522  
全上

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉

球泡盛酒二壺被獻之候、遂披露外處一段之御仕合外、恐

々謹言、

(朱)  
「元文五年」  
六月廿九日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(朱)  
「在右裏」  
松平左近將監



吉貴公御譜中

正文在文庫

返く御表よりも御うかゝる被成りへとも、なを又御申上被成りよし、よろしく申あげまいらせり、めてたくかしく、

六月朔日付にて御ふミ被下り、

公方様

大納言様 竹千代様ますく御安全に御座なされ、御めてたく覺しめしりよし御事を以て、土用中御機嫌御うかゝる被成りよし、御ふミのやうよろしく申あげまいらせり、めてたくかしく、

朱力半  
元文五年

まつ平

上總入道様

御返事

豊岡  
やしま  
うらを

あ

全上

何もよく申せとの御事ニ御座り、めてたくかしく、六月朔日御ふミ被下披露いたしまいらせり、先く公方様

大納言様

竹千代様

一位様御機嫌よく被爲成、めて度思召被成り由、土用中御機けん御うかゝひ被成、御もく録の通

一位様へ御進上被成、披露いたしまいらせりへハ御満足ニをほしめしり、めてたくかしく、

朱力半  
元文五年 六月廿九日

松たいら

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路  
櫻井  
うえ松

あ

全上

なをくおいく御悦どもの御ふミしんしられ、忝覺しめしり、いちく御返事も進しられすりま、此よし御禮よろしく御申あげ被成りへく、なを御あつさの時分御障りもあらせられず、御機けんよき様ことおほしめしり、薩州様御ほうそう以後も、なを御きけんよく、あつさの御さはりも御座不被成り、その時分ハ拜領もの御悦、伊集院仁左衛門下りの時分御事つて仰進しられり御禮とも仰被進、何も

〱御念入られ御事ニ覺しめし、何もよろしく御申上被成りへくり、めてたくかしく、

土用中の御左右きかせられ御ふみのやう、忝覺しめし、ことのほかの暑氣ニ御さけ得とも、まつ〱その御地にて

總州様御機嫌よく入らせられ、あつさの御障もあらせられハすけよしきかせられ、かす〱めてたくおほしめし、爰御ほとにも

太守様御機嫌よく、暑氣の御あたりも御座不被成、

姫君様 御子様方にも御機嫌能入らせられ、さては土用中御左右きかせられ、御もく録のとをり進しられ、かす〱めてたくかたしけなくおほしめし、誠こいく久しく萬〱年あいかハらす仰被進りやうニ祝入覺しめし、此よしよろしく御申上被成りやうニ申せとの御事ニ御座り、めてたくかしく、

朱カキ  
元文五年

比志嶋  
はやとさま  
しま津  
權左衛門さま  
人々  
とみ  
岡田  
藤枝

1526 継豊公御譜中

元文五年庚申閏七月四日

吉宗公使<sup>御使</sup>徳山五兵衛<sup>番</sup> 賜<sup>ニ</sup>御鷹所<sup>レ</sup>捉之雲雀三十於芝第一也、嗣適宗信代<sup>ニ</sup>繼豊<sup>ニ</sup>勤<sup>レ</sup>事、

1527 全上

正文在文庫

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之、遂披露<sup>レ</sup>處一段之御仕合、恐<sup>ク</sup>謹言、

(朱) 元文五年 七月六日 信祝判

松平大隅守殿 信祝

(朱) 一在右裏 松平伊豆守

1528 全上

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之候、遂披露<sup>レ</sup>處一段之御仕合、恐<sup>ク</sup>謹言、

(朱) 元文五年 七月六日 乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(米) 松平能登守

繼豊公御譜中

正文在彌勒院

御水引一張有葵御紋

御法被一覆

御小幡二流有葵御紋

右爲

太守繼豊公

嗣君宗信公

菊姫御方御息災延命

竹姫君御方被爲寄附之於隅州國分郷彌勒堂早、全可令

寶納者也、仍如件、

元文五年庚申閏七月十五日

樺山主計

久初判

鳴津大藏

久春判

正八幡宮別當

前彌勒院大僧都憲英法印

繼豊公御譜中

扣正文在江戸家老座

嶋津

吉貴様

御生年、御隱居年月日

繼豊様

御生年

宗信様

御生年

右御用付御聞合申付様、大學頭父子被申付外、以上、

(米) 元文五年 閏七月

右之通林大學頭様御家來より、相良彌一兵衛方に申來付

旨申出外付、達 貴聞外上、左之通被仰出外、

覺

吉貴 當申六十六

享保六年丑六月九日隱居

繼豊 當申四十

宗信 當申十三

閏七月

(米) 元文五年申閏七月廿八日

1531

右之通相良彌一兵衛より大學頭様御家來長坂徳左衛門・大塚七郎兵衛迄手紙ニ而差越候處ニ、則大學頭様江差上り旨右兩人より返答申來り段、彌一兵衛首尾申出り

繼豊公御譜中

正文在文庫

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之、遂披露り處一段之御仕合、恐く謹言、

(卷) 一元文五年 八月四日

乘邑判

松平大隅守殿

乘邑

松平左近將監

1532

全上

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之、遂披露り處一段之御仕合、恐く謹言、

(卷) 一元文五年 八月四日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

松平能登守

1533

宗信公御譜中  
正文在琉球國國司

芳翰令披見り、當春我等痘瘡相仕舞り爲祝儀、被差渡長堂親方、殊目錄之表被相贈之、入念り段令喜悅り、恐惶不宣、

(卷) 一元文五年 八月十一日 侍從宗信御判

謹上 中山王

1534

繼豊公御譜中

正文在琉球國國司

芳翰令披見り、去秋靈龍院殿卒去付の被差渡今歸仁按司、被示聞之段入念儀存り、恐惶不宣、

(卷) 一元文五年 八月十二日 中將繼豊御判

謹上 中山王

1535

全上

扣正文在江戸家老座

松平大隅守家久

右家督之年號月日齡數爰元ニ相相知不申候、國元ハ申越、追り何分と可申上り、以上、

(卷)  
「元文五年」八月十八日

松平大隅守光久

右寛永十五年五月八日家督被仰付、年貳拾三の御座外、  
以上、

八月十八日

(卷)  
「右之通本多中務大輔様江御用人千馬郷左衛門を以差上外處、  
御請取被成外旨、相良彌一兵衛申出外」

1536

全御譜中

正文在琉球國國司

芳翰令披閱外、去歲薩摩守松平之 御稱號被下置、嫡子  
老代々松平名乘外様被 仰出、將又元服官位被 仰付、  
御一字御道具拜領、名實名迄相改外爲祝儀、以名護按司  
太刀・馬代黄金十兩并別錄之表被相贈之、入念外之趣令  
祝着外、恐惶不宣、

(卷)  
「元文五年」八月十八日 中將繼豐御判

謹上 中山王

1537

繼豐公御譜中

1538

吉貴公御譜中

寫正文在家老座

寫

儀  
太守様當分老御病中ニ江戸に被成御座外故、御用筋之

總州様江御頼、乍御隠居磯の掛の御用被聞召外、御家督  
ニ御本丸に被遊御座外様ニ及無之、御家老中よりも輕  
事老不申上、少ニ及御用薄外様ニ相心得罷居外半と被  
思召上外、左様成所より何と差外老難被仰聞外得共、  
間々大形之儀及可有之哉と被思召外間、諸事大形無之様  
締方之儀氣を付、被仰渡置外趣を不致忘却様ニ可相心得  
外、此段御家老中致承知、大御目附・御勝手方添役・寺  
社奉行・御勘定奉行・御側表御用人・町奉行・御近習役・  
御目附に及可申聞外、

右之通

總州様御意外、

八月

嶋津權左衛門

比志嶋隼人

(朱)「元文五年九月十五日於御家老座詰中諸御役人被召出

總州様御意之趣御書付御右筆読外而各承知仕外書付ニ而外」

1539 繼豊公御譜中

今茲閏七月二十九日執政本多中務大輔忠良番用傳令曰、

書ニ當家中納言家久以來、其初任承統之年月日及齡數等一

以可ニ呈進ニ焉、然而林大學頭信充預ニ其事ニ矣、既而九月

五日信充自ニ家久ニ以降至ニ宗信一、各其母之姓氏及其紋爵

襲封之年月日齡等略記ニ之于史册一、以見正ニ其謬誤一也、

是故校正之於家譜ニ以復ニ信充一、載見ニ于左一、

1540 全上

正文在文庫

島津

源家久

初名又八郎忠恒  
天正四年生

參議義弘卿第三男、兄二人依早世爲嫡子

母家臣廣瀬吉左衛門中臣助宗女

慶長四年正月九日正四位下少將稱羽、二十四歲

慶長七年十二月二十八日忠恒代三位法印龍伯至於伏見(錄久)

城拜謁

内府公、翌年之春賜暇歸國、寶刀・駿馬・蒼鷹等賜之、

慶長七二二十七歲

慶長九年六月陸奥守、二十九歲

慶長十一年六月十七日賜御諱之字、三十一歲

元和三年七月十八日參議兼左中將、四十二歲

同年九月朔日薩摩守賜御家號

寬永三年八月十九日權中納言從三位、五十一歲

寬永八年四月朔日大隅守、五十六歲

寬永十五年二月廿三日薨、歲六十三

(卷)「中納言之七」

島津

源光久

初名又三郎忠元  
元和二年生

中納言家久卿第二男、兄依夭亡爲嫡子

母家臣島津備前守源忠清女

寬永八年四月朔日從四位下侍從兼薩摩守賜御家號、御諱字、十六

歲

寬永十五年五月八日家督、二十三歲

慶安四年十二月二十五日左少將兼大隅守、三十六歲

延寶元年十二月二十八日從四位上左中將、五十八歲

貞享四年七月二十七日致仕稱大隅守、七十二歲

元祿七年十一月二十九日卒、歲七十九

(采)「中將之七」

島津

源綱貴 初名又三郎延久 慶安三年生

承祖父大隅守光久後、實薩摩守綱久第一男

祖母平松中納言平時庸女、母松平隱岐守源定賴女

寬文七年十二月二十五日修理大夫從四位下兼侍從賜御家號御諱

字、十八歲

延寶元年七月十八日薩摩守、二十四歲

貞享四年七月二十七日承祖父家督、三十八歲

同年十二月二十五日左少將

元祿八年十二月十八日從四位上左中將、四十六歲

寶永元年九月十九日卒、歲五十五

(采)「中將之九」

島津

源吉貴 初名又三郎忠行 延寶三年生

薩摩守綱貴第一男

母家臣二階堂十左衛門藤原宣行女

元祿二年十二月十五日修理大夫從四位下兼侍從賜御家號御諱

字、十五歲

寶永元年十月二十九日家督、三十歲

同年同月二十七日薩摩守

同年十二月十一日左少將

寶永七年十一月十六日從四位上左中將、三十六歲

正德四年十一月二十九日正四位下、四十歲

享保六年六月九日致仕、四十七歲

同年同月十一日稱上總介

(采)「中將之十」

島津

源繼豐 初名又三郎忠休 元祿十四年生

薩摩守吉貴第一男

母松平越中守源定重女、實母家臣名越右膳平恒渡妹

正德五年四月五日從四位下侍從兼大隅守賜御家號御諱字、十五歲

歲

享保六年六月九日家督、二十一歲

同年十二月十八日左少將

享保十四年十二月十六日從四位上左中將、二十九歲

1541

(宋)「中將之十七」  
島津

源綱久 初名又三郎久平  
寛永九年生

大隅守光久第一男

母家臣伊勢大隅守貞豐女

慶安四年十二月二十六日從四位下侍從兼薩摩守

賜御家  
號御諱

字、二十歲

延寶元年二月十九日卒、歲四十二

(宋)「侍從之四十七」

島津

源宗信 初名又三郎忠顯  
享保十三年生

大隅守繼豐第一男

母前大樹綱吉公養女竹姬君、實母家臣澁谷喜左衛門

平貫臣女也

元文四年八月四日有命、永賜御家號、十二歲

同年十二月十一日從四位下侍從兼薩摩守

賜御  
諱字

(宋)「侍從之二百十九」

越前島津氏忠紀譜中

元文五年九月三日 吉貴公賜短刀 治工左國弘長一尺九  
分有百五十貫折紙 一腰於

忠紀也、開于左、

1542

御小サ刀一腰 左國弘無銘平物裏表通目  
釘穴二ツ有長壹尺九部

代百五拾貫折紙有、

外數行書

朱力字

元文五年庚申九月三日

1543

繼豐公御譜中

正文在文庫

爲重陽之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲松平伊豆守可

述外也、

(宋)

「元文五年」

九月七日

吉宗公  
墨印

薩摩

中將殿

1544

全上

爲重陽之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之外、遂披露候

之處一段之御仕合外、恐々謹言、

(宋)

「元文五年」

九月七日

松平能登守

乘賢判



松平大隅守殿

1546 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、將又同氏大隅守嫡子薩摩守儀、以上使御鷹之

雲雀初る拜領之、難有由得其意外、紙面趣各一覽之事外、

恐々謹言、

朱カキ  
元文五年 九月七日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

1546 全上

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤候、將又先比以上使、御鷹之雲雀同氏大隅守嫡子

薩摩守初る拜領之、難有由得其意外、紙面之趣令承知外、

恐々謹言、

朱カキ  
元文五年 九月七日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

1547 吉貴公御譜中

正文在文庫

返々御表よりも御禮御申上被成外へとも、なを又

御申上被成外との御事、何もよろしく申上まいらせ

外、めてたくかしく、

八月十一日付にて御ふみ下され外、

公方様

大納言様 竹千代様ます々御機嫌よく成らせられ、御

めて度覺しめし外よし、將又先月七日

上使加藤左兵衛(兼 總)をもつて、御鷹の雲雀御同氏大隅守殿御

嫡子薩摩守殿はしめて御拜領なされ 御手まへ様にも有

かたく覺しめし外由、右之御禮御申上被成外御ふみの趣、

よろしく申上まいらせ外へく外、めてたくかしく、

朱カキ  
元文五年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

吉貴公御譜中

正文在文庫

何もよく申せとの御事ニ御さひ、めてたくかしく、

八月十一日 日付にて御ふみ下され披露いたしまいらせ

外、

公方様

大納言様

竹千代様

一位様御機嫌よく被爲成、目出度思召由、さては過り比

上使加藤左兵衛ヲもて、御鷹のひはり大隅守様へ御拜領

被成、薩摩守さまへも始る御拜領被成り段、有かたく思

しめし被成り由御禮仰上られ、めて度御満足に思召し外、

めてたくかしく、

朱カキ  
元文五年

松たいら

上總入道様

御返事  
人々御中

うへ松

秀小路

櫻井

方

繼豊公妹

女子

於民 伊勢兵部貞矩室

元文五年庚申九月十五日生、母近藤三左衛門嘉包女

1550

繼豊公御譜中

正文在文庫

重陽之

御内書可相り間、(被脱カ)明日五半時 御城に家來可被差出外、

以上、

十月廿日

松平伊豆守

松平大隅守殿

1551

繼豊公御譜中

正文在文庫

竹千代様御髮置爲御祝儀、以使者如目錄被獻之候、遂披露<sub>(朱)</sub>外處一段之御仕合外、恐々謹言、

「元文五年」十一月二日 忠良判

松平大隅守殿

忠良

(朱)  
「在右裏」  
本多中務大輔

吉貴公御譜中

正文在文庫

御禮と御座りて御文の様、披露致しりへは御満足に  
思しめしり、返く何もよく申せとの御事ニ御座り、  
かしく、

御ふみ被下り、

一位様御機嫌能被爲成、御心安思召被成りへくり、扱ハ  
靈龍院殿一周忌ニ付  
(吉貴考)

上總入道様へ御目錄之通參らせられりへは、御懇の御事  
忝思召被成之由り、かしく、

朱力キ  
元文五年

松平

上總入道様 御返事

秀小路

さくらら

うへ松

6

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく御機嫌よく寒氣の御障もあらせられすり  
哉、なをきかせられたく覺しめしり、めてたくかし  
く、

歳暮の御祝義御めてたさ何方も同し御事ニ祝入らせられ  
り、まつく其御地にて

總州様御機嫌よく入らせられ、歳暮の御祝義御賑く鋪御  
いわるあそハしり半と、御めてたくおほしめしり、爰御  
程にても

太守様初させられ御揃あそハし、御機嫌好御にきくし  
く御いわるあそハしり、さては此御もくろくのことく、  
歳暮の御祝義仰被進り御事までに進しられり、誠ニ幾久  
しく萬く年も相かハらすといわる入らせられり御事ま  
てニ御座り、此よしよろしく御申上被成りへくり、めて  
たくかしく、

朱力キ  
元文五年

ひち嶋

は

しま津

權さへもんさま

人々

とみ

岡田

藤え

6

全上

御札令披見り、就寒中

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相同之り、益御安  
全御儀外間可御心易り、隨り鯛一箱被獻之り、各申談遂

なをく御表よりも御申上なされりよし、御ふみの

披露外處一段之御仕合外、恐く謹言、

朱カキ  
元文五年 十二月六日  
松平伊豆守  
信祝判

松平上總入道

1555  
全上

なをく御表よりも御申上被成り由、何もく御ふ  
みの通よろしく申上まいらせり、めてかしく、

十一月六日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様 竹千代様益御安全に御座なされ、御めて度覺  
しめしり由、寒中なを以御機けん御うかゝ被成たきと  
の御事、御ふミのとをりよろしく申あけまいらせり、め  
てたくかしく、

朱カキ  
元文五年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

右

1557

全上

御ふみのやう、御目錄のことく御進上被成、數々御  
満そくと思しめしり、誠にいく久しく萬々年も相  
かはらすと祝入らせられり、なをく上總入道様こ  
もかハラせられり御事も御座不被成、めて度思しめ  
しり、なにも能く申せとの御事、御さり、めてたく  
かしく、

通何もくよろしく申上まいらせり、めてたくかし  
く、

十一月六日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様 竹千代様益御安全に御座なされ、御めて度お  
ほしめしりよし、寒中なを以

大納言様御機嫌御伺ひ被成たきとの御事、御ふミのとを  
りよろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文五年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

右

十一月六日の御ふみ下され披露致まいらせり、寒中なからことの外御ひえくしきニ御座り得共、まつく

一位様御機嫌克ならせられ、寒氣の御障もあらせられず、御膳なども御心さまよくめし上られり、御心易思召被成りへくり、寒中の御機けん御窺と御座りて、めてたくかしく、

朱カキ  
元文五年

松平

上總入道様  
御返事  
人々御中

秀小路  
櫻井  
植松

6

1558

継豊公御譜中  
扣正文在江戸家老座

松平大隅守家久

右家督之年號月日齡數究る者相知不申り、乍然慶長七年十二月廿八日

權現様御治世以後初る於伏見御城 御目見、翌年二月國元之御暇被下、御腰物・御馬・御鷹等拜領仕り、慶長七年貳拾七之御座り、以上、

(朱)  
「元文五年」十二月 「御名并日附なし」

(朱)「右本多中務大輔様江御用人矢倉太郎兵衛を以差上り處、被成御請取り旨同人ニ而被仰聞り旨、相良彌一兵衛申出り」

1559  
継豊公御譜中

同年十二月七日以上使松平新八郎御使、賜御鷹所捉之鶴一羽於芝第一、乃宗信代ニ繼豊ニ勤事、

1560  
全御譜中  
正文在文庫

私儀去未年御暇年ニ御座り處、病氣全快不仕り付、四月國許之御暇被下置り而後、長途之旅行難叶り故、滞府仕度之旨、去々午十二月奉願り處、其節願之通滞府被仰出、緩々遂養生難有奉存り、然者來年御暇年ニ御座り付、病氣快り者來年者四月國許之御暇可奉願候得共、病氣今以全快不仕、御禮日出仕及不奉願り、左り得者來年四月國許之御暇被下置り而後、只今之躰ニ者中々長途之旅行難叶奉存り、毎度同様成願申上、自由ケ間敷事御座り得共、右之通御座り故、何とそ來年及致滞府於(朱)御願候ニ而受許得と養生仕度り、尤來春迄見合、至其砌滞府願可申上り得共、願之通可有滞府候逆及只今之病躰ニ者全快之程難計御座り、

依之此節奉願外、以上、

(卷)

「元文五年」十二月七日

松平大隅守

1561 吉貴公御譜中

正文在文庫

一筆令啓達外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座外間可

御心易外、將又御鷹之鶴拜領之外條、以宿次差越之候、

恐々謹言、

朱カキ

元文五年

十二月十三日

本多中務大輔

忠良判

松平伊豆守

信祝判

松平左近將監

乗邑判

松平上總入道

1562 吉貴公御譜中

寫正文在文庫

寫

此狀箱并鶴壹、從江戸至薩州鹿兒嶋、松平上總入道所江

相届、返札可來外間、於江戸月番之老中に急度可持參者

也、

朱カキ

元文五年

申十二月十三日 伊豆印

右宿中

1563 全御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、今度

常憲院様三十三回御忌御法事、於東叡山御執行相濟、

公方様十月十日 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤

外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

松平伊豆守

信祝判

十二月十三日

松平上總入道

1564 全上

なをく何もよろしく御申あけ被成外へく外、かし

く、

仰として御ふみの様、先く

總州様御機嫌好入せられり御事、御めて度おほしめしり、  
仰被進り通、此度

常憲院様三十三回御忌御法事、上野において御と、こを  
りなく御執行なりまいらせられ、此うへの御事ニ覺しめ  
しり、

姫君様も御にきくしく御とひまし進しられ、御悦ニ  
おほしめしり、依之御目錄のとをりしんしられ、忝おほ  
しめしり、此よしよろしく御申上被成りへくり、めてた  
くかしく、

朱力年  
元文五年

ひち嶋  
は や とさま  
しま津  
権さへもんさま  
人、 藤枝  
とみ  
岡田

1565 継豊公御譜中

正文在文庫

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之り、遂披露り處一段之御  
仕合り、恐々謹言、

(朱)  
「元文五年」 十二月十六日 信祝判

松平大隅守殿 信祝

(朱)  
「在右裏」  
松平伊豆守

1566 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、就寒中

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相伺之り、益御安  
全御儀り間可御心易り、隨ち鯛一箱被獻之り、遂披露り  
處一段之御仕合り、恐々謹言、

朱力年  
元文五年 十二月廿一日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

1567 継豊公御譜中

正文在文庫

蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之り、遂披露り處一段之御仕合  
り、恐々謹言、

(朱)  
「元文五年」 十二月廿一日 乘賢判

松平大隅守殿 乘賢

1568

繼豊公御譜中

正文在文庫

爲歲暮之祝儀、小袖一重到來欣覺候、委曲松平左近將監可述外也、

(卷)

「元文五年」

十二月廿七日



薩摩

中將殿

1569

全上

正文在文庫

爲歲暮之御祝儀

大納言様は御小袖一重以使者被獻之候、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

(卷)

「元文五年」

十二月廿七日

松平左近將監

乘邑判

松平大隅守殿

1570

繼豊公御譜中

正文在文庫

竹千代様は御破魔弓一飾以使者被獻之外、首尾好遂披露外、恐々謹言、

(卷)

「元文五年」

十二月廿八日

乘賢判

松平大隅守殿

(卷)

「在右裏」

松平能登守

乘賢



(表紙)

吉 貴 公  
繼 豐 公  
宗 信 公  
自 元文六年正月 三月改元  
至 寛保元年十月 寛保

追 録  
舊 記 雜 録  
卷 八 十 六

1571 宗信公御譜中

正文在文庫

吉書

天福和合樂地徳皆圓滿

君か代の久しかるへきためしにハ

兼てそうへし住吉のまつ

元文六年正月元日

宗信御判

1572 吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく春にうつり外ても餘寒つよく御さ外得と

も、何の御障もあらせられす哉、きかせられ度お  
ほしめしり、何も春ふかくかさねく御めてたさ仰  
被進外へく外、めてたくかしく、

年始の御祝義御めてたさ、何かたもおなし御事ニ祝入ら  
せられ外、まつくその御地にて

總州様初させられ

方々様御揃あそハし御機嫌よく、年始の御祝義御にき  
くしく御いわるあそハし、かすく御めてたくおほし  
めしり、こく御ほとにも

太守様初させられ御機嫌好、

姫君様 御子様方御機嫌よく春に御うつりあそはし、御  
ことふき御にきくしく御いわるあそハし御事ニ御座  
外、此御もくろくのとをり、年始御祝義仰被進外御事ま  
てニ進しられ外、誠ニ幾萬々年あいかわらすとの事迄ニ  
御座外、此よしよろしく御申上被成外へく外、めてたく  
かしく、

朱力年  
元文六年

ひち嶋(箱房)

はやとさま

しま津(久道)

權左衛門さま

人々

とみ

岡田

藤元

あ

吉貴公御譜中

返く何もよろしく御申上被成まいらせりへくり、  
かしく、

冬年ハ寒中の御左右被爲聞御文のやう、まつくその御  
地にて

總州様はしめられ御機嫌よく、御さハリもあらせられず  
御事きかせられ、かすく御めて度おほしめしり、こゝ  
御ほと御揃あそハし御機嫌よくいらせられ、扱ハ寒中の  
御左右きかせられり、御もく録のことく進しられ、めて  
たくかたしけなくおほしめしり、此よし宜御禮御申上被  
成りへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文六年

ひし嶋

津

人さま

とみ

お

嶋

權左衛門さま

御返事

岡田  
藤え

全上

返くなをはる御めてたさ仰進しられりへくり、め  
てかしく、

歳暮の御祝義御使にて御もくろくの通進しられ、かす

継豊公御譜中

正文在文庫

くめて度忝思しめしり、まことにいく久しく萬く年  
も御き嫌よく御繁昌の御事と、相かハラす御祝義被進り  
やうにといわる入らせられり、此よしよろしく御禮御申  
上被成りへくり、まつく  
總州様はしめさせられ御機嫌よく、御にきくしく御い  
わるあそハしり御事、かすく御めて度おほしめしり、  
こゝ御ほとこても御揃あそハしり、御機嫌よく御にき  
くしく御いわるあそハしり、何もよろしく御申上被成  
りへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文六年

ひし嶋

津

人さま

とみ

お

嶋

權左衛門さま

人

岡田  
藤え

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之り、遂披露り處一段之御  
仕合り、恐く謹言、

(末)  
「元文六年」正月七日

忠良判

松平大隅守殿

忠良

本多中務大輔

全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御

仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔元文六年〕

正月七日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

松平能登守

1577

吉貴公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔元文六年〕

正月十一日

本多中務大輔

忠良判

松平伊豆守

信祝判

松平左近將監

乘邑判

1578

松平上總入道

全上

爲年頭之御祝儀、

大納言様 竹千代様<sub>レ</sub>以使者御太刀・御馬代黃金被獻之

外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔元文六年〕

正月十一日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

1579

繼豊公御譜中

正文在文庫

吉書

一 神社佛閣修造興行事、

一 可專勸農事、

一 可徵納國々年貢事、

右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、

元文六年正月十一日 繼豊御判

1580

全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被

1582

吉貴公御譜中  
正文在文庫

なをく山岡齋こゝ御程たちまいらせり節、御口上  
仰被進、御箱のうちしんしられりへハ御禮仰被進、

1581

全上

松平大隅守殿

〔朱〕  
〔在右裏〕  
忠良  
本多中務大輔

爲年頭の御祝儀、  
大納言様 竹千代様は以使者御太刀・御馬代黄金被獻之  
り、遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、  
〔朱〕  
「元文六年」  
正月十一日 乘賢判

松平大隅守殿

〔朱〕  
〔在右裏〕  
乘賢  
松平能登守

獻之り、遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、

〔朱〕  
「元文六年」  
正月十一日 忠良判

1583

吉貴公御譜中  
正文在文庫

ひち嶋  
隼 人さま とみ  
しま津  
權左衛門さま 岡た  
御返事 藤え

朱力キ  
元文六年

御念入進られりとの事忝おほしめしり、此よしもよ  
ろしく御申上被成りへくり、めてたくかしく、  
御よろこびと御座りて御ふみのやう、まつくその御地  
にて  
總州様御機嫌よく入らせられり御事、かすく御めてた  
くおほしめしり、こゝ御程こても御揃遊はし御機けんよ  
く入らせられり事ニ御座り、さては  
公方様より薩摩守様へ御鷹の鷹御拜領あそはしり御事、  
御めてたく御悦におほしめしりよし、御細くと仰被進忝  
おほしめしり、誠ニ幾久しくまんく年幾度もく御拜  
領あそはしりやうにといわるく入らせられ、同じ御事  
ニ御悦におほしめしり、此よしよろしく御申あけ被成り  
やうこよくく申せとの御事ニ御座り、めてたくかしく、

竹千代様御着袴爲御祝儀、以使者如目錄被獻之候、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力平  
元文六年 正月廿一日 本多中務大輔 忠良判

松平上總入道

1584 全上

竹千代様御着袴爲御祝儀、

大納言様 竹千代様<sub>レ</sub>以使者如目錄被獻之<sub>レ</sub>、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力平  
元文六年 正月廿一日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

1585 継豊公御譜中

今茲元文六年正月二十一日

儲君家治公始著袴、故繼豊使<sub>レ</sub>家臣蒲生十郎左衛門清高<sub>用</sub>爲<sub>二</sub>使節<sub>一</sub>登<sub>レ</sub>營、獻<sub>中</sub>二種一荷于

大樹吉宗公、家臣市來次郎左衛門政方<sub>用</sub>爲<sub>二</sub>使節<sub>一</sub>登<sub>二</sub>

西城<sub>一</sub>、同品于

大納言家重公、同品于

儲君家治公、家臣川上七郎左衛門親芳<sub>動留守爲<sub>二</sub>使价<sub>一</sub></sub>、二種五百匹于

御部屋方<sub>上</sub>、奉<sub>レ</sub>賀<sub>二</sub>著袴之儀<sub>一</sub>也、翌二十二日

家治公亦使<sub>二</sub>朽木土佐守玄綱<sub>者來<sub>二</sub>于芝邸<sub>一</sub></sub>、賀<sub>二</sub>賜一種一

荷於繼豊<sub>一</sub>、故嗣嫡宗信代<sub>二</sub>繼豊<sub>一</sub>、繼豊病弱之故及于此即日登<sub>二</sub>本營

及 西城<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>禮<sub>二</sub>謝<sub>一</sub>之、退而詣<sub>二</sub>執政各之第一謝<sub>レ</sub>之、

1586 正文在文庫

竹千代様御着袴爲御祝儀、以使者如目錄被獻之<sub>レ</sub>、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱  
元文六年 正月廿一日 忠良判

松平大隅守殿 忠良

朱  
一在右裏  
本多中務大輔

1587 全上

正文在文庫

竹千代様御着袴爲御祝儀、

大納言様 竹千代様<sub>レ</sub>以使者如目錄被獻之<sub>レ</sub>、遂披露<sub>レ</sub>

處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

〔元文六年〕<sup>(宋)</sup> 正月廿一日 乘賢判

松平大隅守殿

<sup>(宋)</sup> 乘賢

<sup>(宋)</sup> 松平能登守

1588 宗信公御譜中

正文在文庫

竹千代様御着袴爲御祝儀、以使者如目錄被獻之候、遂披露<sup>(宋)</sup>外處一段之御仕合<sup>(宋)</sup>り、恐々謹言、

〔元文六年〕<sup>(宋)</sup> 正月廿一日 忠良判

<sup>(宋)</sup> 松平薩摩守殿

忠良

<sup>(宋)</sup> 本多中務大輔

1589 全上

竹千代様御着袴爲御祝儀、

大納言様 竹千代様は以使者如目錄被獻<sup>(宋)</sup>之外、遂披露<sup>(宋)</sup>外

處一段之御仕合<sup>(宋)</sup>り、恐々謹言、

〔元文六年〕<sup>(宋)</sup> 正月廿一日 乘賢判

<sup>(宋)</sup> 松平薩摩守殿

<sup>(宋)</sup> 乘賢

<sup>(宋)</sup> 松平能登守

1590 吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく餘寒つよく御座<sup>(宋)</sup>り得とも、いよく御障りもあらせられ<sup>(宋)</sup>ハぬ事きかせられ、かすく御めてたくおほしめし<sup>(宋)</sup>り、何もよろしく申せとの御事御座<sup>(宋)</sup>り、さては御禮と御座<sup>(宋)</sup>りて御ふみのやう、不相替御鏡餅御祝あそはしんし<sup>(宋)</sup>られ<sup>(宋)</sup>りつる、御念入らせられ<sup>(宋)</sup>仰被進<sup>(宋)</sup>り、忝おほしめし<sup>(宋)</sup>り、幾萬く年祝入らせられ<sup>(宋)</sup>り、此よしも御めてたく御一紙に<sup>(宋)</sup>仰被進<sup>(宋)</sup>り段、何もよろしく御申上被成<sup>(宋)</sup>り、めてたくかしく、

年始の御祝儀と御座<sup>(宋)</sup>りて御ふみのやう、まつく其御地にて、

總州様御機嫌好めてたき春に御うつりあそはし、御言悦共御にきく鋪御いわるあそはし<sup>(宋)</sup>り御事、かすく御め

て度おほしめしり、こゝ御程にても

太守様御機けんよく

姫君様 御子様かたこも御きけんよく御越年あそハし、

御ことふき共御にきくしく御いわるあそハしり御事こ

御座り、年始の御祝儀あひかわらす御もくろくの通り進

しられ、かたしけなくおほしめしり、誠こ幾久しくまん

く年御機嫌よく御繁昌の御事こ、幾春もあいかわらす

といわる入らせられり、此よしよろしく御申あけ被成り

へくり、めてたくかしく、

<sup>朱力キ</sup>  
元文六年

ひち嶋

は や とさま

しま津

権さへもんさま

人

岡田

藤え

全上

猶く何もよろしく申上まいらせりへくり、かしく、

正月七日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様 竹千代様ますく御機嫌よく御座なされ、恐

慌に覺しめしり由、しかれは御同姓大隅守殿御病氣今以

て御全快不被成り付、當年も御滞府被成、とくと御養生

被成たきよし御ねかひ被成り處に、御願之通 仰付られ

り段、御手前様こも有かたき仕合こ覺しめしり由、右之

御禮

大納言様へ御申上被成り御ふミの趣、よろしく申上まい

らせり、めてたくかしく、

<sup>朱力キ</sup>  
元文六年

松平

上總入道様

御返事

浦尾

豊岡

八しま

1592

御滞府にてとくと御養生被成、御すきく御全快

の御事と祝入思召り、返く何もよく申せとの御事

こ御座り、かしく、

御ふミ被下り、まつく

公方様

大納言様

竹千代様御機嫌能被爲成御めて度さ

一位様御機嫌能被爲成り、御心易思召被成りへくり、扱

ハ大すみの守様御病氣いまた御全快不被成りこ付、當年

も御滞府被成度段御ねかい仰上られり所、御願の通被  
仰出、とくと御養生被成り半と有かたく思召被成り由、  
御禮仰上られ御文のやう、御念入られり御事ニ思召り、  
めて度かしく、

朱力キ  
元文六年

秀小路  
松平  
御返事  
上總入道様  
人々御中  
さくらら  
うへ松

1593  
全上

御禮仰上られ、御ねん入まいらせり御事御満足ニ思  
しめしり、とくと御養生被成、御國許へも御出被成  
り様こと思召り、なにもよく々申せとの御事ニ御  
さり、めてたくかしく、

正月七日之御ふミ下され披露致まいらせり、まつく

公方様

大納言様

竹千代様御機嫌よくならせられ御目出度さ

一位様にも御機嫌よく成らせられり、御心易思召被成り  
へくり、さやうに御座り得は、大隅守様御病氣合もつて

御勝れ不被成り付、當年も御滞府被成度御ねかい被成り  
處ニ、御願之通 仰出され

上總入道様にも忝思召被成り段、めてたくかしく、

朱力キ  
元文六年

秀小路  
松平  
御返事  
上總入道様  
人々御中  
櫻井  
植松

1594  
全上

返くよろしく御申上被成りへくり、めてたくかし  
く、

御ふミのやう春なからさへ歸、いまた御ひやゝかに御座  
りへとも、まつくその御地にて

總州様御機嫌よく被爲入御事、御めて度おほしめしり、  
こゝもと御揃あそハし御機嫌よく被爲入り御事にて、さ  
ては大守様御病氣今以御すくれあそハしりハぬニ付、御  
滞府の御事御ねかいあそハしり所、御願の通 仰出させ  
られ御事、

總州様御悦ニおほしめしりとの御事、おなし御事ニいか  
ほともくめて度御うれしくおほしめしり、ゆるくと



御保養もあそハしハ様にと思しめしり、此よしよろしく御申上被成りへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文六年

ひし嶋  
嶋津

人さま

とみ

權左衛門さま

岡た

御返事

藤え

1595  
吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく餘寒の御障りもあらせられりはずり御事、

なを御返事こきかせられりハんとよろしくおほしめ

しり、何もよろしく申せとの御事こ御さり、めてた

くかしく、

仰被進り、春なからいまた餘寒こ御座り得とも、まつく

その御地にて

總州様御機嫌よく入らせられり御事、かすく御めてた

くおほしめしり、こ御程こても

太守様はしめさせられ御そろひあそハし、御機けんよく

入らせられり御事こ御座り、さては先月十八日

姫君様 菊姫様御同道にて御本丸に入らせられ、

公方様初させられ御機嫌好御にきくしく御たいめん遊はし、めてたく御悦におほしめしり、それにつき此たんもの、

公方様よりしんしられりま、御すそわけしんしまいらせり、誠こあひかわらす被進り様こといわる入進しられり、此よしよろしく御申あげ被成りへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
元文六年

ひち嶋

はやとさま

とみ

しま津

權左衛門さま

岡田

人

藤え

1596  
繼豊公御譜中

正文在文庫

歳暮之 御内書可相渡り間、明日五半時 御城に家來可

被差出り、以上、

(朱)  
元文六年

二月廿日

松平左近將監

松平大隅守殿

吉貴公御譜中

去歲元文五年庚申十二月十五日

儲君竹千代君奉<sub>レ</sub>稱<sub>レ</sub>諱於

家治公、由<sub>レ</sub>是吉貴則呈<sub>二</sub>上使翰<sub>一</sub>、江都芝原在勤  
騎馬士勤健節於執政<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>

賀<sub>レ</sub>之、被<sub>レ</sub>投<sub>二</sub>奉書<sub>一</sub>、

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅

旨尤<sub>レ</sub>、然者舊臘十五日

竹千代様に御名被進<sub>レ</sub>段被承<sub>レ</sub>之、目出度被存由得其意<sub>レ</sub>、

依之被差越使者<sub>レ</sub>、紙面之趣各申談及 上聞<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹

言、

朱カキ

元文六年

二月廿一日

松平左近將監

乘呂判

松平上總入道

全上

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅

旨尤<sub>レ</sub>、然者舊臘十五日

全御譜中

正文在文庫

御満足<sub>二</sub>思しめし<sub>レ</sub>、誠にいくひさしく御めて度御

事のミと祝入らせられ<sub>レ</sub>、なにもよく心へ<sub>レ</sub>て申せ

との御事<sub>二</sub>御座<sub>レ</sub>、なをく<sub>レ</sub>めてかしく、

正月十三日之御ふ<sub>ミ</sub>被下披露致まいらせ<sub>レ</sub>、

公方様

大納言様

竹千代様御機嫌よく被爲成

一位様御機嫌よくならせられ、めてたく思しめし被成<sub>レ</sub>

由、さてハ舊臘十五日

竹千代様へ御進られ<sub>レ</sub>御事<sub>二</sub>て、御にき<sub>レ</sub>しく御悦も

濟せられ

一位様かすく<sub>レ</sub>めて度御満足<sub>二</sub>思しめし<sub>レ</sub>、御歡と御座<sub>レ</sub>  
て御ふ<sub>ミ</sub>のやう、めてたくかしく、

朱力キ  
二元文六年

松たいら

上總入道様

御返事  
人々御中

秀小路  
櫻井  
うへ松

1601  
吉貴公御譜中

正文在文庫

松平上總入道使者

禰寝孫左衛門(禰寝)

今度以宿次御奉書、御鷹之鶴上總入道拜領仕付、右使者を以御禮申上付、先年上總入道隱居以後御暇被下、薩州に到着仕付御禮之使者、且又御入興被仰出付、上總入道より御禮獻上物之使者 御目見被仰付、自分御禮申上献上物仕、

大納言様に奉献上物仕付、此節之儀表右例之通被仰付被下度奉存付、以上、

朱力キ  
二元文六年 二月十八日

松平大隅守(島津總督)

可爲此通付、

朱力キ  
張紙二面

1602  
繼豊公御譜中

扣正文在右筆所

(佐土原城主、忠就)

今度嶋津但馬守領内は唐船致漂着付付、但馬守より御届申上付、然る但馬守事參勤時節ニ差懸り付故、右唐船之儀付る者、私國許家老共は諸事取計の様こと但馬守より相頼り旨申越付間、追ひ右御届等之儀者私より可申上付、此段御聞置可被下付、以上、

朱  
二元文六年 二月廿三日

嶋津總督  
御名

梅澤權兵衛を以差上付刻、但馬守殿御届書兩通度彼御方御留

守居より一所ニ右權兵衛を以差上付處、被成御承知り旨同人ニ而兩人江被仰聞付由被申出付

全上

扣正文在右筆所

朱  
此御方より被遣、但馬守殿御方ニ面致清書、二月廿三日松平左近將監様江彼今度私領内は唐船致漂着付付、以別紙御届申上付、然る御方御留守居より被差出候旨

私事參勤時分差懸り付故、右唐船之儀付る者、松平大隅守國元家老共は諸事取計之儀頼越申付間、追ひ右御届之儀者大隅守より可申上付、此段被聞召置可被下付、以上、

朱  
二元文六年 正月廿五日

嶋津但馬守(忠就)

全上

扣正文在右筆所

(余)此方より軍案被遣但馬守殿御方ニ而致清書、二月

私領内日州那珂郡之内徳之淵浦と申所之沖に、今月廿日

廿三日松平左近將監破立被差出候旨

晝時過比大船壹艘漂來り付、早速見分之船差出申り得共、

日和悪敷波荒り故、右船近邊迄難兼行、何れ之船と云難

見究り處、及晩景德之淵近邊石崎と申所之海上陸近流寄

り付、様子見届させ度存、同廿一日早船・獵船等度、

乗出させり得共、荒波に由出船云難成り付、湊外方獵船

をおろし乗出させり得共、打返しり難懸候處、右之

大船云及難儀、乗組人數之内橋船に轉移、陸を心懸り躰

に相見得漂居り、然處晝時過高波に由陸近打寄、水船に

成、危相見得り故、差出置り水練共海中に飛入相働、漸

橋船引揚、乗組之内四拾四人無恙陸に上りり付、早速小

屋相調入置、番人堅固附置申り、左り由浦手役人共致吟

味り處、言語通不申、南京と砂之上に書り故、右之次第

長崎奉行衆則申達り、同廿二日到晩方汀近打寄、別り危

相見得り付獵船差出候得共、波高本船に寄り儀難叶り、

其節唐船より綱に筈を付陸之方に流り付、水主共折角相

働り得共唐船すハリ、殊之外波高獵船之通融難成、夜入

り付陸地堅固に相守り處、同廿三日朝迄も波荒猶危躰相

成、唐人共海に飛入り故、水練差出漸救上、唐人廿人無

恙陸に上りり付、最前上りり四拾四人一所に差置介抱申

付置り、當地に老唐通事之者無之り故、薩州に申越通事

召寄、漂來之次第相尋り處、來朝暹邏出人數六拾四人乘

組、於洋中遭難風楫帆を捨漂着、信牌所持仕り由申り、

右廿人之唐人上りり節、勿荷等致り付取揚、唐人に相渡

置り、漂着之場所老荒波に由近方に湊云無之、殊に本船

少く砂に埋居心遣之儀御座り故、段々入念番船等堅固付

置申り、最前南京船と長崎に申遣り得共、其後通事より

相尋、暹邏出別條無御座り故、其譯長崎奉行衆に又々申

達り、右之次第御座り故、御届申上り、以上、

(卷) 二元文六年 正月廿五日 嶋津但馬守

1605 繼豐公御譜中

同年二月二十八日 一位御方近衛基熙公御女前薨に於 西城

矣法諱奉祿 天英院殿院一、三月八日申上 院殿之遺體出に於 西

位光養和貞崇仁大禪定尼 城、葬に送于増上寺、

1606 吉貴公御譜中 繼豐公御譜ニアリ同文

今歲元文六年辛酉三月三日於江都に改三元寛保、同月十

八日傳ニ令於薩府、

(宋) 宗信公御譜中ニモアリ

1607 繼豊公御譜中

正文在文庫

今朝求肥飴一箱被獻之候、遂披露、恐々謹言、

(宋) 「寛保元年」 三月九日 信祝判

松平大隅守殿 信祝

(宋) 「在右裏」 松平伊豆守

1608 全上

今朝求肥飴一箱被獻之、遂披露、恐々謹言、

(宋) 「寛保元年」 三月九日 乘賢判

松平大隅守殿 乘賢

(宋) 「在右裏」 松平能登守

1609 宗信公御譜中

正文在文庫

今朝水餅一箱被獻之、遂披露候、恐々謹言、

(宋) 「寛保元年」 三月九日 信祝判

(宋) 「在口裡」 松平薩摩守殿 信祝

(宋) 「在右裏」 松平伊豆守

1610 全上

今朝水餅一箱被獻之、遂披露、恐々謹言、

(宋) 「寛保元年」 三月九日 乘賢判

(宋) 「在口裏」 松平薩摩守殿 乘賢

(宋) 「在右裏」 松平能登守

1611 吉貴公御譜中

正文在文庫

返々何もよろしく申上りへく、めてたくかしく、  
二月七日付にて御ふミ被下り、

公方様

1612

大納言様 竹千代様益御機嫌よく御座なされ、御めて度  
覺し召外よし、しかれば御同姓大すミの守殿も、正月七  
日御召仕むら路事年頭の御祝儀御申上被成り處に 御目  
見 仰付られ 上意も蒙り、そのうへ御料理頂戴致りて、  
ありかたく覺しめし外よし御禮仰上られ、  
大納言様へよろしく御申上外へく外、めてたくかしく、

朱カキ  
寛保元年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

やしま

うらを

全上

返く何もよろしく申上外へく外、めてたくかしく、

二月七日付にて御ふミ下され外、

公方様

大納言様 竹千代様益御機嫌よく御座なされ、御めて度

覺し召外よし、しかれば正月七日御同姓大すミ守殿御召

仕むら路を以て、年頭の御祝儀御申上被成 御目見 仰

付させられ、そのうへ

上意を蒙り、御料理頂戴致、ありかたく覺し召外よし、

1613

御ふミのやうよろしく申上外へく外、めてたくかしく、

朱カキ  
寛保元年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

やしま

うらを

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様御安全被成御座、正月十日

公方様東叡山 御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、

紙面之趣各申談可及言上外、恐々謹言、

朱カキ  
寛保元年

三月十二日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

1614

吉貴公御譜中

今年三月十五日増上寺而見修

天英院殿中陰之梵儀、吉貴獻三納御香奠銀二枚、使者種

子嶋權四郎時興勤之時勢在江都故、  
論假物頭役、故執政投三奉書、

正文在文庫  
今度

天英院様御中陰御法事御執行付、以使御香奠被獻之、於増上寺奉納之事候、右之趣及言上、恐々謹言、

朱力キ  
寛保元年  
三月廿八日

本多中務大輔  
忠良判

松平上總入道

吉貴公御譜中  
正文在文庫

御札令披見、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤、然者正月十八日 竹姫君様被爲 入、菊事御懇之蒙 上意、從

公方様 大納言様拜領物被 仰付之、其上從右衛門督殿刑部卿殿被遺物有之、且亦從

公方様同氏大隅守・薩摩守に拜領物被 仰付之、重疊難有由得其意、紙面之趣各一覽之事、恐々謹言、

朱力キ  
寛保元年  
四月二日

本多中務大輔  
忠良判

松平上總入道

全上  
御札令披見、

公方様 大納言様

竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤、然者正月十八日大奥に 竹姫君様被爲入、菊事御懇之蒙 上意、

從

公方様 大納言様拜領物被 仰付、其上右衛門督殿 刑部卿殿より被遺物有之、且亦從

公方様同氏大隅守・薩摩守に拜領物被 仰付、重疊難有由得其意、紙面趣令承知、恐々謹言、

朱力キ  
寛保元年  
四月二日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

全上

御札令披見、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤、將亦正月廿一日

竹千代様御着袴御祝儀相濟、段被承之、目出度被存由得其意、依之被差越使者、紙面之趣各申談及 上聞、

恐々謹言、

朱力キ  
寛保元年  
四月三日

本多中務大輔  
忠良判

松平上總入道

1619  
全上

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、將亦正月廿一日

竹千代様御着袴御祝儀相濟外段被承、目出度被存由得其  
意外、依之被差越使者外、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

朱力キ  
寛保元年  
四月三日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

1620  
全御譜中

今茲正月二十二日

儲君家治公始著袴以二

上使朽木土佐守玄綱一衆被<sub>レ</sub>賀<sub>レ</sub>之、繼豐拜<sub>二</sub>戴<sub>一</sub>一種一荷、

吉貴亦拜<sub>二</sub>戴<sub>一</sub>同品、故吉貴則呈<sub>二</sub>上簡牘於執政<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>謝<sub>レ</sub>之、

投<sub>二</sub>奉書<sub>一</sub>、

1621  
全御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、將又正月廿二日從

竹千代様御着袴爲御祝儀、以 上使同氏大隅守且其方儀  
御樽着拜領之、重疊難有由得其意外、紙面之趣各申談及

上聞外、恐々謹言、

朱力キ  
寛保元年  
四月三日

本多中務大輔  
忠良判

松平上總入道

1622  
全上

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、將又正月廿二日從

竹千代様御着袴爲御祝儀、以 上使同氏大隅守且又其方  
儀御樽着拜領之、重疊難有由得其意外、紙面趣及言上外、

恐々謹言、

朱力キ  
寛保元年  
四月三日

松平能登守  
乘賢判



松平上總入道

全上

返く表向よりも御禮御申上被成り由、なを又御申上外との御事、よろしく申上外へくり、めてたくかしく、

二月廿二日附にて御ふみ下されり、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌よく御座なされ、御めてたく思召外由、しかれハ正月廿二日

竹千代様より御符召之御祝義として、上使朽木土佐守を以、御同氏大隅殿(マ)は一種一荷御拜領なされ、御手前様にも一種一荷御拜領なされり御事、忝思召外由、御禮御申上被成り御ふみの通、よろ敷申上まいらせり、めてたくかしく、

<sup>朱カキ</sup>寛保元年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

うらを

b

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく表向よりも御禮御申上成りへとも、なを又御申上被成り由、よろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

二月廿二日附にて御ふみ下されり、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌よく御座なされ、御めてたく思召外由、しかれは正月廿二日

竹千代様より御符召之御祝義として、上使朽木土佐守を以、御同氏大隅守殿は一種一荷御拜領被成、御手前様にも一種一荷御はいりやうなされり御事忝思召外よし、大納言様 竹千代様へ御禮御申上なされたく思召之御ふみの通、よろしく御申上外へくり、めてたくかしく、

<sup>朱カキ</sup>寛保元年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

うらを

b

吉貴公御譜中

嚮<sup>レ</sup>是吉貴退休後、因<sup>ニ</sup>疾病<sup>一</sup>爲<sup>ニ</sup>温湯療養<sup>一</sup>、還<sup>ニ</sup>薩府大磯館<sup>一</sup>、以來元文五年庚申十二月十三日

大樹吉宗公始副<sub>下</sub>尊鷹所<sub>三</sub>擊執<sub>一</sub>之鶴一雙及執政宿次奉書<sub>上</sub>、江府而賜<sub>レ</sub>之、是故執政松平伊豆守信祝出<sub>三</sub>驛路證印<sub>一</sub>、而授<sub>レ</sub>與之<sub>一</sub>、仍使<sub>下</sub>家臣中原仲左衛門尚富<sub>新馬</sub>、村田安左衛門經芳<sub>番新</sub>、其外步士二人、輕卒數人警<sub>中</sub>衛<sub>上</sub>、即日發<sub>三</sub>江都<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>舍<sub>三</sub>日夜<sub>一</sub>經<sub>三</sub>歷東海・山陽・西海之<sub>三</sub>驛<sub>一</sub>、同六年辛酉正月十一日到<sub>レ</sub>著大磯館<sub>一</sub>、吉貴則拜<sub>三</sub>戴<sub>一</sub>、同日齋<sub>三</sub>吉貴之報翰及信祝所<sub>レ</sub>與驛路證印<sub>一</sub>、而使<sub>下</sub>家臣肥後與左衛門盛方<sub>馬</sub>、佐多休左衛門直治<sub>新</sub>馳<sub>中</sub>于江都<sub>上</sub>矣、同日又使<sub>下</sub>彌腹孫左衛門清香<sub>番頭及</sub>爲<sub>三</sub>謝恩使<sub>一</sub>赴<sub>中</sub>江都<sub>上</sub>、盛方・直治等經<sub>三</sub>西海・山陽・東海之<sub>三</sub>驛<sub>一</sub>、勿々先<sub>三</sub>清香<sub>一</sub>、二月五日著<sub>三</sub>江都<sub>一</sub>、直候<sub>三</sub>執政用<sub>新</sub>松平左近將監<sub>新</sub>疾<sub>新</sub>邑<sub>新</sub>之<sub>三</sub>第<sub>一</sub>、呈<sub>三</sub>上吉貴之報翰<sub>一</sub>、且復<sub>三</sub>納驛路證印<sub>一</sub>矣、清香亦經<sub>三</sub>西海之<sub>三</sub>驛<sub>一</sub>、到<sub>三</sub>豐州小倉<sub>一</sub>、駕<sub>レ</sub>船又歷<sub>三</sub>播磨路<sub>一</sub>、二月朔日著<sub>三</sub>攝州大坂<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>是取<sub>三</sub>驛路於東海<sub>一</sub>、同月十四日到<sub>レ</sub>著江都芝邸<sub>一</sub>、同月十八日清香候<sub>三</sub>執政各位之<sub>三</sub>第<sub>一</sub>、捧<sub>三</sub>呈吉貴之書翰<sub>一</sub>、勤<sub>レ</sub>使者<sub>一</sub>、四月朔日應<sub>レ</sub>教清香登<sub>レ</sub>營、捧<sub>三</sub>吉貴之獻物一種一荷于

吉宗公、白書院而拜<sub>三</sub>謁

吉宗公 儲君家重公<sub>勤</sub>使節<sub>一</sub>、是吉貴拜<sub>三</sub>謝恩賜達<sub>三</sub>薩府<sub>一</sub>故也、本多紀伊守正珍奏<sub>三</sub>達<sub>一</sub>之、清香亦親自獻<sub>三</sub>上御

1626

正文在文庫

太刀一腰・馬代<sub>一枚</sub>・紗綾二卷于

吉宗公<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>拜<sub>三</sub>謁

兩公<sub>一</sub>、戸田右近將監氏房奏<sub>三</sub>達<sub>一</sub>之、乃退去、且登<sub>三</sub>西城<sub>一</sub>、捧<sub>レ</sub>吉貴被<sub>レ</sub>獻<sub>三</sub>于

家重公<sub>一</sub>一種一荷<sub>上</sub>、清香亦親自獻物御太刀一腰・馬代<sub>一枚</sub>謁<sub>三</sub>奏者番松平備中守正貞<sub>一</sub>捧<sub>レ</sub>呈<sub>三</sub>之<sub>一</sub>、而退去、同月四日清香再登<sub>レ</sub>營、檢間而執政本多中務大輔忠良出席、而賜<sub>三</sub>吉貴<sub>一</sub>奉書被<sub>レ</sub>附<sub>三</sub>與<sub>一</sub>之于清香<sub>一</sub>、且清香拜<sub>三</sub>戴<sub>一</sub>紗綾三卷<sub>一</sub>、乃退去、翌五日清香候<sub>三</sub>西城之執政松平能登守乘賢之<sub>三</sub>第<sub>一</sub>、乘賢亦賜<sub>三</sub>吉貴<sub>一</sub>奉書自被<sub>レ</sub>附<sub>三</sub>與<sub>一</sub>之、乃退去、同月十七日清香發<sub>三</sub>芝邸<sub>一</sub>、六月二十三日還<sub>三</sub>薩府<sub>一</sub>、乃登<sub>三</sub>大磯館及府城<sub>一</sub>、而復命也、

御札令披見<sub>外</sub>、

公方樣 大納言樣 竹千代樣<sub>益</sub>御機嫌能被成御座、恐悅旨尤<sub>外</sub>、將又舊臘以宿次奉書御鷹之鶴拜領之、難有由得其意<sub>外</sub>、依之爲御禮以彌腹孫左衛門御樽看被獻<sub>外</sub>、遂披露<sub>外</sub>處 御前<sub>レ</sub>被召出之、入念<sub>外</sub>段御喜色之御事<sub>外</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

寛保元年 四月四日

本多中務大輔 忠良判

松平伊豆守 信祝判

松平左近將監 乗邑判

松平上總入道

1627

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、將亦以宿次奉書御鷹之鶴拜領之、難有由得其意  
外、依之爲御禮以禰寢孫左衛門御樽肴被獻之外、遂披露

外處

御前に被召出之、入念外段御喜色之御事外、恐々謹言、

朱カキ 寛保元年 四月四日

松平能登守 乘賢判

松平上總入道

1628

全上

なをく御表よりも御禮御申上被成りへとも、なを  
又御申あけなされりとの御事、何もくよろしく申

上へく外、かしく、

正月十一日付にて御ふみ下されり、

公方様

大納言様 竹千代様ますく御機嫌よく御座なされ、御

めてたく覺しめしり由、扱は此度宿次御奉書を以御鷹の  
鶴御拜領被成、有かたく覺しめしりとの御事、御禮とし

て御使者御さし上被成り由、御ふみのとをりよろしくひ  
ろういたしまいらせり、めてたくかしく、

朱カキ 寛保元年

松たいら

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

1629

全上

なをく何もよろしく御申上被成りへく外、めてた  
くかしく、

御よろこひと御座りて御ふみの様、先々その御地にて

總州様御機嫌好入らせられり事、かすく御めてたく覺  
しめしり、こゝ御程にても 御そらい被成御機嫌よく入  
らせられり事ニ御座り、さやうニ御座り得は

公方様より 上使にて

太守様は御鷹の鶴御拜領あそハし御事、御めてたく御  
よろこひにおほしめし御よし、御細く仰被進、同じ  
御事ニ御めてたくおほしめし御、誠ニ幾久しくまんく  
年あひかわらす御拜領あそハし御やうこといはるく入  
らせられ御事ニ御座り、此よしよろしく御申上被成りへ  
く御、めてたくかしく、

朱カキ  
寛保元年

ひち嶋

しま津

は や とさま

御返事

岡田

全上

返くはるなからさへ歸、いまた御ひやゝかに御さ

り、なを御さハリもあらせられハぬ様にと御ほし

めし御、何もよろしく御申上被成りへく御、めてか

しく、

御悦と御座りて御ふみのやう、御めにかけまいらせり、

まつく

總州様御機嫌よく被爲入御事きかせられ、かすく御め

てたく思しめし御、こゝ御ほとこても御揃あそハし御機  
嫌よく被爲入御事御さり、さては今度宿次御奉書を以  
御鷹の鶴御はいりやうあそハし御事、かすく御めて  
度思しめし御、誠にいく萬く年も御機嫌よく御繁昌の  
御事にて相かハらすと祝ひ入らせられ御、右之御悦御仰  
被進かすくめて度思しめし御、此よしよろしく御申上  
被成りへく御、めてたくかしく、

朱カキ  
寛保元年

ひし嶋

嶋津

隼 人 さま

御返事

岡田

1631

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、正月

廿四日

公方様増上寺 御靈屋 御参詣之儀被承之、恐悦旨尤り、

紙面趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱カキ  
寛保元年

四月四日

松平上總入道

本多中務大輔  
忠良判

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく菊姫様へ三月御節句の時分は、本ノマ、(箱カ)□一はくき

御箱のうち被進、かすく忝おほしめしり、菊姫様

こもことのほか忝なかりまいらせられり、おなし事

こよろしく御禮仰被進たきとの御事ニ御さり、何も

宜申せとの御事ニ御座り、めてたくかし、

二月廿五日の御日つけにて御ふみのやうかたしけなさ、

先、

總州様初させられ弥御機嫌よく入らせられり御事、御め

(願姓久傳)

てたくおほしめしり、此度左京登り申り御節は、御口上

の御通仰しんしられ、くハしき御左右きかせられ、御め

て度かしくおほしめしり、こ御程こても

太守様初させられ

御そろひあそはし、御子様かたも御機嫌よくいらせられ

り、さては先月廿一日  
竹千代様御はかま召の御祝儀御にきくしく濟せられ、

めてたく御悦ニ覺しめしり、その節御祝儀

太守様御拜領あそはしり御事、御悦におほしめしりとの

御事、おなし事こめてたくおほしめしり、此よしよろし

く御申上被成りへくり、めてたくかし、

朱カキ  
寛保元年

四月六日

あ

ひち嶋

は

しま津

權さるもんさま

人々

とさま

とみ

岡田

藤え

蘇豊公御譜中

寛保元年三月十五日於増上寺見修

天英院殿中陰之梵儀一、繼豊獻納香奠銀五枚一使三蒲生

十郎左衛門清高勳二使節一、

○同年四月七日爲三 天英院殿之御遺物一、副三藤女之奉

文一賜下古今和歌集姉小路基一部箱及御卓唐木一脚於繼豊、

和漢朗詠集二條爲宗一部箱及御脇息一脚入於祖父吉貴、玉

葉集飛鳥井雅一部入於信證院、古今和歌集永脚親筆一部入於

宗信、十二月花色紙公家衆一箱於菊姫上、故翌八日嗣嫡

宗信代三繼豊一詣三于執政番用松平左近將監乘邑之第一奉、

宗信公御譜中

松たいら  
大隅守様  
口上之覺  
秀小路  
櫻井  
植まつ

正文在文庫  
天英院様御遺物  
飛鳥井雅永卿筆  
古今和歌集 一箱

繼豊公御譜中

正文在文庫

天英院様御意遊しをかせられりニ付、この御目錄之通御遺物大隅守様へまいらせられり、外ニ御内々御書附之通參らせられり御事ニ御さひ、かしく、

(朱)  
「寛保元年四月七日」

全上

松たいら  
薩摩守様  
口上之覺  
秀小路  
櫻井  
植松

正文在文庫  
天英院様御遺物  
飛鳥井雅永卿筆  
古今和歌集 一箱

正文在文庫

天英院様御遺物

古今和歌集 一箱

禮ニ謝之、乃所賜繼豊之録目等載于後、

正文在文庫

御卓 唐木時繪

(朱)  
「寛保元年四月七日」

正文在文庫

天英院様御意遊しをかせられりニ付、この御もくろくのとをり御遺物薩摩守様へ參らせられり御事ニ御座り、かしく、

(朱)  
「寛保元年」

嚮レ是元文六年辛酉二月二十八日 一位卿葬于江都二之城近衛基綱公之御女 前大樹家宣公之御養所、法諱奉レ稱ニ「天英院」、因四月七日古今和歌集飛鳥井雅永卿筆副「老女之奉文」、爲ニ御遺物「賜之」、即日宗信詣ニ執政松平左近將監乘邑之第ニ奉レ申ニ謝之、

元文六年辛酉二月二十八日

一位卿薨<sub>二</sub>江府<sub>二</sub>之城<sub>一</sub>近衛基顯公之御女、前大樹家宣公之御妻所、法諱奉<sub>レ</sub>稱<sub>二</sub>

天英院<sub>一</sub>、三月八日葬<sub>二</sub>送増上寺<sub>一</sub>、訃達<sub>二</sub>薩府<sub>一</sub>吉貴聽<sub>レ</sub>之、

乃同月十九日使<sub>二</sub>山岡權太左衛門久澄<sub>一</sub>發<sub>二</sub>薩府<sub>一</sub>赴<sub>二</sub>江

都<sub>一</sub>矣、四月十一日到<sub>二</sub>芝邸<sub>一</sub>、同月十六日久澄候<sub>二</sub>執政本

多中務太輔忠良、松平能登守乘賢、松平右京大夫輝貞各

之第一、呈<sub>二</sub>上吉貴之書牘<sub>一</sub>勤<sub>二</sub>吊使<sub>一</sub>驛馬、同月十九日應<sub>レ</sub>

教久澄再候<sub>二</sub>忠良・乘賢之第一<sub>一</sub>、使<sub>二</sub>用人役<sub>一</sub>附<sub>二</sub>與奉書於

久澄<sub>一</sub>、五月十二日久澄發<sub>二</sub>芝邸<sub>一</sub>、六月二十三日還<sub>二</sub>薩府<sub>一</sub>、

登<sub>二</sub>大磯館<sub>一</sub>而復命、

正文在文庫

御札令披見外、

一位様薨去之段被承之、被絶言語由得其意外、依之

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌以使者被相伺之外、

御安全御儀外間可御心易外、紙面之趣各申談及 上聞外、

恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力年 寛保元年

四月十八日

本多中務大輔

忠良判

1642 全上

御札令披見外、

一位様薨去之段被承、被絶言語由得其意外、依之

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌以使者被相伺之外、

御安全御儀外之間可御心易外、紙面趣及言上外、恐<sub>レ</sub>謹

言、

朱力年 寛保元年

四月十八日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

1643 全上

三月十九日付にて御ふみ下され外、

天英院様御不豫御養生かなハせられず、二月廿八日薨去

あそハし外御事、言語絶被成り由、是により

大納言様 竹千代様御機嫌御うか<sub>レ</sub>ひ被成度よし、御ふ

みの通よろしく申上まいらせ外、かしく、

朱力年 寛保元年

松たいら

上總入道様

豊岡

八嶋

1644

全上

三月十九日付にて御ふみ下されり、

天英院様御不豫御養生かなハせられず、二月廿八日薨去  
あそハしり御事、言語絶被成りよし、是により

公方様御機嫌御うかゝひ被成度由、御ふみの通よろしく  
申上まいらせり、かしく、

朱カキ  
寛保元年

浦尾

松たいら

上總入道様

豊岡

八嶋

浦尾

全上

御ふみ下されり、

天英院様御不例御養生御叶不被遊、薨去被遊り段御窺被成

りよしにて、御くやみ仰られ被下、忝存まいらせり、か  
しく、

朱カキ  
寛保元年

秀小路

1646

全上

御たつね下され數々かたしけなかりまいらせり、か  
しく、

三月廿日の御ふみ下されかたしけなく存參らせり、私と  
も事御懇ニ御尋被成、ことに御目錄のことく下され、か  
たしけなく遠々の所不淺存まいらせり、次第に御跡遠く

ならせられ、何かとそんしあけまいらせり御事ニ御さり、  
かしく、

朱カキ  
寛保元年

松平

上總入道様にて

人々御中

櫻井

植松

松平

上總入道様にて

人々御中

秀小路

櫻井

植松

1647

全上

おほせのことく

一位様御事御養生御叶不被遊逝去ならせられり御事、  
姫君様こもいかほとか御殘多おほしめしり、御機嫌きか



せられ御ふみのやう、何もよろしく御申あけ被成り様に、  
よく申せとの御事ニ御座り、かしく、

寛保元年

右

ひち嶋

とミ事  
荻原

しま津

はや  
とさま

権さへもんさま

御返事

おかた  
ふちえ

1648 継豊公御譜中

正文在文庫

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之、遂披露り處一段  
之御仕合、恐々謹言、

〔朱〕  
「寛保元年」  
四月廿一日

忠良判

松平大隅守殿

忠良

〔朱〕  
「在右裏」

本多中務大輔

1649 全上

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之、遂披露り處一段  
之御仕合、恐々謹言、

〔朱〕  
「寛保元年」  
四月廿一日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

〔朱〕  
「在右裏」

松平能登守

1650 継豊公御譜中

正文在文庫

竹千代様に菖蒲御兜一飾以使者被獻之、首尾好遂披露  
候、恐々謹言、

〔朱〕  
「寛保元年」  
四月廿七日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

〔朱〕  
「在右裏」

松平能登守

1651 継豊公御譜中

正文在文庫

爲端午之祝儀、帷子單物到來歡覺候、委曲本多中務大輔  
可述也、

五月二日

吉宗公  
墨印

1652

全上

薩摩

中將殿

爲端午之御祝儀、以使者御帷子單物被獻之、遂披露、  
處一段之(以下欠)

(朱)  
「寛保元年」五月二日

松平能登守  
乘賢判

松平大隅守殿

1653

吉貴公御譜中

今年五月上旬、爲二 天英院殿御遺物、副三 藤女之文、和  
漢朗詠集二條爲宗  
卿之筆一部及脇息一脚賜之吉貴、則拜戴之、  
是故呈上謝恩之書牘於執政一勳在江都  
土勳使節、投三 奉書、見于左  
方、

1654

正文在文庫

天英院様御意遊しをかせられりニ付、この御もくろくの  
とをり御遺物上總入道様へ参らせられり、御書附之通外  
ニ御内々ニてまいらせられり御事ニ御さけ、かしく、

朱カキ  
寛保元年

1655

正文在文庫

折紙

御脇息

一箱

松たいら

上總入道様

口上之覺

秀小路

櫻井

植松

1656

正文在文庫

天英院様御遺物

二條爲宗卿筆

和漢朗詠集一箱

1657

全御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 大納言様

竹千代様御機嫌以使者被相伺之、御安全御儀、間可御  
心易り、紙面之趣各申談及 上聞り、恐々謹言、

朱カキ  
寛保元年

五月四日

松平左近將監

乘呂判

松平上總入道

全上

御札令披見外、

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌以使者被相同外、益御安全御儀外間可御心易外、紙面之趣及言上候、恐々謹言、

宋カキ 寛保元年 五月四日

松平上總入道

松平能登守 乘賢判

越前島津氏忠紀譜中

寛保元年辛酉五月十一日有レ命、賜ニ鼓川宅東隣六百八拾五坪 本讀良善助宅地也 之地、國老島津久豪使ニ肥後平左衛門盛房 ツシテ 傳ニ之於山澤盛香一也、見ニ于左、

寫

山澤十太夫江

讚良善助本屋敷

屋敷六百八拾五坪

右屋敷嶋津周防殿江拜領被仰付外、右申渡、御勘定奉行其外首尾懸江可申渡外、

宋カキ 寛保元年辛酉五月十一日

五月

(島津久豪) 全

同月二十四日有ニ允容一、買ニ得鼓川宅東隣二百三十一坪 本伊集院覺左衛門宅地也 之地、禱所レ賜與ニ六百八十五坪ニ共爲ニ宅地一

園一 至于茲宅地都而五、一千七百七十五坪也、國老種子島時成使ニ本田作左衛門由親傳ニ之於山澤盛香一也、見ニ于左、

寫

山澤十太夫江

讚良善助本屋敷周防殿江拜領ニ有、伊集院覺左衛門居屋敷差次ニ有晴立場所ニ罷成外間、周防殿御買入之筋ニ伊集院猪右衛門ハ願申出外、右屋敷買入、善助本屋敷一園ニ添地ニ被成御免外、此旨周防殿江可申達外、

右之通申渡、御勘定奉行其外首尾添江及如例可申渡外、

宋カキ 寛保元年辛酉五月廿四日

五月

(種子島時成) 織部

同年九月八日 吉貴公有レ命、賜ニ逸物之雄刀・雌刀若干、腰鞍・鍔・櫛・障泥・鞞・鞅・鞞等若干具、雄雌刀拵飾之具及小鉄筭若干品、裝潢之書畫若干幅於忠紀一

也、都而詳于左、

(1664の1)

御腰物

一腰行光作裏表種有目釘穴ニツ  
長巻尺九寸四部

一御縁赤銅みかき頭角黒塗

外數行略ス

御腰物

一腰無銘目釘穴三ツ  
長巻尺九寸三部

一御縁頭金七子

外數行略ス

御脇差

一腰無銘平物  
長八寸九部

一御縁赤銅七子金十文字御紋居物頭角黒塗

外數行略ス

(1664の2)

一御刀

一腰長式尺三寸式分半  
中輪來

一代百五拾貫折紙有

外數ヶ條略ス

一同

一腰長式尺三寸五部  
無銘左文字

一目貫金銀赤銅切ませ石公張良之模様

外略

一同

一腰長式尺五寸七部  
無銘

一目貫金銀赤銅切交くりから

外略

一同

一腰長式尺三寸四部半  
左圍弘裏表二重組

一代五百貫折紙有

外略ス

一同

一腰長式尺式寸九部  
無銘西裏裏表種

一代百五拾貫折紙有

一金二重組

一同

一腰長式尺三寸九部  
豐後國備定秀

一金二重組

一同

一腰長式尺七寸七部  
三王

一金二重組

一同

一腰長式尺式寸五部  
真守

一上銅銅下は、き金

一同

一腰長式尺七部  
藤原清則

一金二重組

一同

一腰長式尺三寸五部  
無銘

一金二重組

一同

一腰長巻尺九寸九部余  
備前長船則光

一御脇差

一腰長巻尺式寸三部  
曾江無銘裏裏表種

一代金六枚之折紙有

一同 一腰長巻尺七部  
平朝臣長広

一同 一腰長巻尺式寸九部  
無銘貞宗裏表極

一金二重鍬

一同 一腰長巻尺三寸五部半  
無銘片山

一代金六枚之折紙有

一二重鍬上金下銅

一同 一腰長巻尺四部  
三原

一代金五枚之折紙有

一御鍵 一本粟田口

但御拵無之

一御鞍 一口青貝黒ぬりふとうの  
もやう有

御腰物道具

一銅縁頭一具

外數行略ス

以上

朱カキ  
寛保元年辛酉

九月八日

覺

一大黒繪 秋月筆一幅

一龍之繪 法眼古川叟筆五幅對

拾得

一維摩 自適齋筆三幅對

寒山

一玉川繪 岑信筆一幅

中院通茂脚讚

列子木庵讚

一老子隱元讚 尚信筆三幅對

莊子即非讚

松鶴

一壽老人 探元筆三幅對

竹鶴

一鍾馗 右同筆一幅

一龍之繪 右同筆一幅

拾得 主馬

一維摩 探幽 三幅對

寒山 安信

一唐子繪 如川筆一幅

一鍾馗 探元筆一幅

一鍾馗 右同筆一幅

1666

四月六日付にて御ふミ下されり、  
公方様

全上

松平 上總入道様 御返事  
豊岡 や嶋 浦尾

1665

四月六日付にて御ふミ下されり、  
公方様

吉貴公御譜中  
正文在文庫

千里伯駒圖  
一文徵明字  
一光悅流板行  
一御謄本

以上

一幅  
百九拾貳冊二箱ニ入

朱カキ  
寛保元年辛酉  
九月八日

1667

總州様御機嫌よく被爲入、御あつさの御さハリもあらせ  
られすりや、被爲聞たくおほしめしり、こゝ御ほとにて

土用中なからことのほかの御あつさにて御座りへとも、  
まつゝその御地にて

大守様暑氣の御さハリもあらせられす 菊姫様こも  
よろしく仰上られ度おほしめしり、

返々ことのほかの御あつさにて御座りへ共、いよ  
々御機嫌よくいらせられりや、きかせられ度おほ  
しめしり、こゝもと

吉貴公御譜中  
正文在文庫

松平 上總入道様 御返事  
豊岡 や嶋 浦尾

朱カキ  
寛保元年

大納言様 竹千代様御安全に御座なされ、恐悦ニ覺しめ  
しりよし、猶もて  
大納言様 竹千代様御機嫌御うかゝひ被成り御ふミの  
趣、よろしく申上まいらせり、めてたくかしく、

大守様御初御揃あそハし御機嫌よくいらせられり、扱は此御はこの内御ちゝみ御そゝうなる御事ニ御座りへ共、相かハらず土用の御左右きかせられり御事迄に進しられり、此よしよろしく御申上被成りへくり、めてたくかし

寛保元年

ひち嶋

はやとさま

荻原

嶋津

權左衛門さま

岡田

藤え

1668 継豊公御譜中

同年五月二十一日繼豊稟<sub>三</sub>執政<sub>用</sub>松平左近將監乘邑<sub>二</sub>得<sub>二</sub>

允容<sub>一</sub>、翌二十二日嗣嫡宗信<sub>時十四歳</sub>短<sub>二</sub>衣服長袖<sub>一</sub>、以故

同二十三日

大樹吉宗公

大納言家重公使<sub>三</sub>女使來<sub>三</sub>芝守殿<sub>一</sub>、加<sub>二</sub>懇篤之<sub>一</sub>、尊詞<sub>一</sub>、

賀<sub>三</sub>賜佳肴於繼豊與<sub>三</sub>宗信<sub>一</sub>、時繼豊有<sub>二</sub>宿病<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>候<sub>二</sub>

執政之館<sub>一</sub>、因宗信代而詣<sub>二</sub>執政各位之第<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>禮<sub>三</sub>謝<sub>一</sub>、

1669 宗信公御譜中

寛保元年五月二十二日宗信短<sub>二</sub>衣服兩袖<sub>一</sub><sub>時十四歳</sub>、委錄<sub>二</sub>繼豊之譜中<sub>一</sub>、

1670 吉貴公御譜中

正文在文庫

返<sub>レ</sub>誠にいく久しく萬<sub>レ</sub>年も御繁昌の御事にて、たん<sub>レ</sub>御めてたさとも御いわる共一入いわる入らせられり、菊姫様も右之御めてたさ御なし御事り、よろしく仰被進り、何も<sub>レ</sub>よく<sub>レ</sub>御申上被成りへくり、めてかしく、

御悦之爲仰被進り、ことのほか御あつさになりまいらせり、まつ<sub>レ</sub>その御地にて

總州様はしめられ御機嫌よく被爲入り御事、御めて度思召り、こゝ御ほとこても御揃あそハしり、御機嫌よく被爲入り、五月廿三日ニハ

薩摩守様御日からもよく御座りて御袖留あそハし、かす

御めて度思召り、

總州様初させられさそ<sub>レ</sub>御悦ニ思しめしり御事、おなし御事ニ

大守様

姫君様 菊姫様も御悦ニ思召外、夫ニ付

公方様方上使とよ岡殿も御しう義御はいりやうあそハシ  
外、

大守様 薩摩守様へも御もく録のことく御はいりやうあ  
そハし外、一入御にきくしく御いわるあそハし外て御  
悦ニ思しめし外、右之御めてたさ仰被進外、此よしよ  
しく御申上被成外へく外、めてたくかしく、

寛保元年 五月廿三日

ひし嶋 人さま 岡田 藤 え  
津 準 権左衛門さま 人、

1671 慈豊公御譜中

扣正文在右筆所

鳴津但馬守領内日州那珂郡之内、徳之淵浦之沖に致漂着  
外邇邇出唐船之儀付る者、先達を御届申上置外通御座外、  
右唐人并荷物等私家來共警固申付、長崎に送遣外處、先  
月十六日彼地奉行衆無吳儀被相請取り之由、國許家來共  
申越外、此段申上外、以上、

(朱) 五月廿六日 (島津統賢) 御名

「右之書付五月廿六日當日御留守居を以御用番松平左近將監様  
江被差出外」

1672

扣正文在右筆所

先達申上置外私領内日州那珂郡之内、徳之淵浦之沖に致  
漂着唐人并荷物等、松平大隅守國許家來共取計、警固之  
者相附、長崎奉行所に相渡、無吳儀相濟外由、大隅守よ  
り申聞承之外、右唐船之儀付る者最前御届申上外節、以  
後御届等之儀者大隅守より可申上旨申上置外得共、此節  
首尾相濟爲申儀外故、私より申上外、以上、  
〔寛保元年〕 五月 鳴津但馬守 (忠就)

1673

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札合披見外、  
公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悦



旨尤<sup>レ</sup>、將亦今度年號改元之儀被承之、玆重由得其意<sup>レ</sup>、  
紙面之趣各申談及 上聞<sup>レ</sup>、恐<sup>レ</sup>謹言、

朱力<sup>キ</sup> 寛保元年 六月五日 松平伊豆守 信祝判

松平上總入道

1674

全上

御札令披見<sup>レ</sup>、

公方様 大納言様 竹千代様益御機嫌能被成御座、恐悅  
旨尤<sup>レ</sup>、將亦今度年號改元之儀被承之、玆重由得其意<sup>レ</sup>、  
紙面之趣及言上<sup>レ</sup>、恐<sup>レ</sup>謹言、

朱力<sup>キ</sup> 寛保元年 六月五日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

1675

吉貴公御譜中  
正文在文庫

御札令披見<sup>レ</sup>、

公方様益御機嫌能被成御座、四月三日増上寺

天英院様御廟所 御參詣之儀被承之、恐悅旨尤<sup>レ</sup>、紙面  
之趣各申談及 上聞<sup>レ</sup>、恐<sup>レ</sup>謹言、

朱力<sup>キ</sup> 寛保元年 六月七日 松平伊豆守 信祝判

松平上總入道

1676

吉貴公御譜中  
正文在文庫

御札令披見<sup>レ</sup>、就酷暑之節

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相同之<sup>レ</sup>、益御勇  
健御儀<sup>レ</sup>間可御心易候、隨<sup>レ</sup>鏝節一箱被獻之<sup>レ</sup>、各申談  
遂披露<sup>レ</sup>處一段之御仕合<sup>レ</sup>、恐<sup>レ</sup>謹言、

朱力<sup>キ</sup> 寛保元年 六月十一日 松平伊豆守 信祝判

松平上總入道

1677

全上

御札令披見<sup>レ</sup>、就酷暑之節

公方様 大納言様 竹千代様御機嫌被相同之<sup>レ</sup>、益御安  
全之御事候間可御心易<sup>レ</sup>、隨<sup>レ</sup>鏝節一箱被獻之<sup>レ</sup>、遂披  
露<sup>レ</sup>處一段之御仕合<sup>レ</sup>、恐<sup>レ</sup>謹言、

朱力<sup>キ</sup> 寛保元年 六月十一日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

吉貴公御譜中

正文在文庫

返く御表よりも御申上被成り由、何もよろしく申

上まいらせりへくり、かしく、

五月十一日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様 竹千代様ますく御安全に御座なされ、恐悦

ニ覺しめしり由、土用中猶以て

大納言様

竹千代様御機嫌よくならせられり、御ふミの趣よろしく

申上まいらせりへくり、めてたくかしく、

朱カキ 寛保元年

松たいら

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

天英院様御遺物拜領之、難有由得其意候、紙面之趣及

上聞り、恐く謹言、

朱カキ 寛保元年

六月十一日

松平左近將監

乗邑判

松平上總入道

全上

御ふミ下されり、今度

天英院様御遺物御拜領被成、ありかたく覺し召りよし御  
禮御申上被成、よろしく申上りへくり、かしく、

朱カキ 寛保元年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

やしま

うらを

絳豊公御譜中

正文在文庫

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉  
球泡盛酒二壺被獻之り、遂披露り處一段之御仕合り、恐  
く謹言、

朱カキ 「寛保元年」

六月十一日

信祝判

松平大隅守殿

信祝

(朱)  
松平伊豆守

全上

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬器(脱カ)・赤貝塩辛一器・琉球  
泡盛酒二壺被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々  
謹言、

(朱)  
「寛保元年」  
六月十一日 乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(朱)  
松平能登守

1683 継豊公御譜中

正文在文庫

端午之 御内書可相渡候間、明日五半時 御城江家來可  
被差出外、以上、

(朱)  
「寛保元年」  
六月廿四日 本多中務大輔  
松平大隅守殿

1684 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、四月廿日東叡山 御靈前

御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及 上

聞外、恐々謹言、

朱カキ  
寛保元年 六月廿五日 松平伊豆守  
信祝判

松平上總入道

1685 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、四月廿九日増上寺 御靈屋

御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及 上

聞外、恐々謹言、

朱カキ  
寛保元年 七月朔日 松平伊豆守  
信祝判

松平上總入道

1686 神社佛閣調

一古銀壹貫目

龍洞院

右表

寬陽院様(編 光久)

泰清院様(編 光久)

大玄院様(編 實)

陽和院様(編 光久)

眞修院様(編 久室)

蘭室院様(編 實)

靈龍院様(言 實)

右御位牌 龍洞院へ御安置、御佛龕ハ寺役差上、御菓子・

御茶表方御書院并磯物奉行方、月々御忌日・正・五・

九月・盆・彼岸龍洞院へ相渡來り得共、向後之儀若御物

不及相渡、右銀此節被相渡り間、永々右銀を以御茶・

御菓子龍洞院方ニ相調可差上り、靈龍院様御位牌へ

ハ此間寺役御菓子・御茶差上來り共、此節右右之通被

仰付り、右銀寺社奉行方へ差出置、借付利銀を以後年御

菓子・御茶差上り筋可致り、

元文六年酉七月

(編 實)  
權左衛門

1687

繼豐公御譜中

正文在文庫

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露り處一段

之御仕合り、恐々謹言、

(朱)  
「寛保元年」七月六日

忠良判

松平大隅守殿

忠良

(朱)  
本多中務大輔

1688

全上

爲生見玉之御祝儀、黄金十兩被獻之外、遂披露り處一段  
之御仕合り、恐々謹言、

(朱)  
「寛保元年」七月六日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(朱)  
松平能登守

1689

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様益御機嫌能被成御座、五月八日東叡山 御靈前

御參詣之儀被承之、恐悦旨尤り、紙面之趣各申談及 上

聞り、恐々謹言、

寛保元年 七月十一日 本多中務大輔 忠良判

松平上總入道

吉貴公御譜中

正文在文庫

徳川右衛門督殿御簾中安産付る干鯛一箱被獻之外、各申

談遂披露外處一段之御仕合外、恐く謹言、

寛保元年 七月廿七日 本多中務大輔 忠良判

松平上總入道

1691 全上

徳川右衛門督殿御簾中就安産、爲御祝儀以使者干鯛一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐く謹言、

寛保元年 七月廿七日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

1692 経豊公御譜中

正文在文庫

徳川右衛門督殿御簾中安産付る干鯛一箱被獻之外、遂披

露外處一段之御仕合外、恐く謹言、

寛保元年 七月廿七日 忠良判

松平大隅守殿 忠良

本多中務大輔

1693 全上

徳川右衛門督殿御簾中就安産、爲御祝儀以使者干鯛一箱被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐く謹言、

寛保元年 七月廿七日 乘賢判

松平大隅守殿 乘賢

松平能登守

1694 吉貴公御譜中

正文在文庫

返く菊姫様にも御なし御事に御しうき仰上られ外、何もよろしく御申上被成まいらせ外へく、めてかしく、

1695

八朔の御祝義御めてたさをなし御事にいわる入らせられ  
ゆ、まつく

總州様はしめさせられ御揃あそハし、御機嫌よく御にき  
くしく御いわるあそハしハんと、かすく御めて度  
思しめしゆ、こゝ御ほとこても御揃あそハしゆ、御機嫌  
よく御にきくしく御いわるあそハしゆ、扱ハ此御もく  
録のことく、八朔の御祝義仰被進り御事迄に進しられり  
御事に御座り、誠に幾久しく萬く年との御事に思召り、  
此よしよろしく御ひろう御申上被成りへくり、めてたく  
かしく、

朱カキ  
寛保元年

ひち嶋 萩原  
はやとさま 岡田  
嶋津 権左衛門さま 藤え  
人々

吉貴公御譜中

猶く何もよろしく申上まいらせりへくり、かしく、  
六月十八日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様 竹千代様ますく御機嫌よくならせられ、御

1696

めて度覺しめしゆ由、しかれば御同氏薩摩守殿御袖とめ  
ニ付、先月廿三日

公方様  
大納言様より 上使豊岡にて、御同氏大隅守殿 薩摩守  
殿へ御肴被遣、有かたく覺しめしゆ由、右之御禮御申上  
被成り御ふミの趣、よろしく申上まいらせりへくり、め  
てたくかしく、

朱カキ  
寛保元年

松平 豊岡  
上總入道様 八しま  
御返事 浦尾

全上

猶く何もよろしく申上まいらせりへくり、かしく、  
六月十八日付にて御ふミ下されり、

公方様

大納言様 竹千代様ますく御機嫌よくならせられ、御  
めて度覺しめしゆ由、しかれば御同氏薩摩守殿御袖とめ  
ニ付、先月廿三日

公方様

大納言様より 上使豊岡にて、御同氏大隅守殿 薩摩守殿へ御着被遣り御事、有かたく覺しめしり由、右之御禮大納言様へ御申上なされり御ふみの趣、よろしく申上まいらせりへくり、めてたくかしく、

寛保元年

松平

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

1697

宗信公御譜中

正文在琉球國國司

芳札令披見り、去歲我等縁組被 仰出り爲祝儀、被差渡國頭親方、太刀一腰・馬代白銀百兩并目錄之通被相贈之、入念り段令喜悅り、恐惶不宣、

〔卷〕  
「寛保元年」 八月二日 侍従宗信御判

謹上 中山王

1698

全上

爲年首之嘉儀被差渡使簡、殊別録之通贈給之、入念り段令祝着り、猶期後喜之時り、恐惶不宣、

1699

継豊公御譜中

正文在文庫

〔卷〕  
「寛保元年」 八月二日 侍従宗信御判

謹上 中山王

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之り、遂披露り處一段之御仕合候、恐々謹言、

〔卷〕  
「寛保元年」 八月四日 乘邑判

松平大隅守殿

〔在右卷〕

乘邑

松平左近將監

1700

全上

爲八朔之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黄金十兩被獻之り、遂披露り處一段之御仕合り、恐々謹言、

〔卷〕  
「寛保元年」 八月四日 乘賢判

松平大隅守殿

〔在右卷〕

乘賢

松平能登守

1701

繼豊公御譜中

正文在文庫

今朝御折一合被獻之外、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐

々謹言、

(卷)「寛保元年」

八月十五日

乘邑判

松平大隅守殿

乘邑

(朱)「在右裏」

松平左近將監

1702

繼豊公御譜中

同年七月二十七日 敕使冷泉正二位前大納言爲久卿・葉

室從二位前大納賴胤卿下<sub>二</sub>向于江都<sub>一</sub>、八月七日

大樹吉宗公轉内大臣任右大臣 如元、位降、

家重公亦以<sub>二</sub>從二位大納言兼<sub>二</sub>任右近衛大將<sub>一</sub>、同月十二

日

家治公元服、并伊掃部頭直定爲<sub>二</sub>加冠<sub>一</sub>、松平肥後守容貞

爲<sub>二</sub>理髮<sub>一</sub>、烏帽子役松平左近將監乘邑爲<sub>レ</sub>之、於是 敕

使傳<sub>レ</sub>詔披<sub>二</sub>任從二位大納言<sub>一</sub>、同月二十一日諸侯入賀<sub>レ</sub>

之、繼豊宿疾未<sub>レ</sub>愈、乃使<sub>二</sub>家臣登<sub>レ</sub>城、獻<sub>レ</sub>御太刀一

腰・御馬代黃金一枚于

1703

正文在文庫

今度就

御轉任 御兼任

御元服御官位、爲御祝儀以使者御太刀、御馬代被獻之外、

遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐々謹言、

(朱)「寛保元年」

八月廿一日

乘邑判

吉宗公 藩頭市來次郎左、衛門政方爲使、同品于

家重公 藩頭平田次郎兵衛政綱爲使、家治公亦使政輔兼之、同品于

家治公、二種五百匹于

御部屋方 馬廻國分市郎右衛門以賀<sub>レ</sub>之、友智掃部守屋爲使

既而翌二十二日兩 上使者 美松平右近將監武元・ 同本多紀

伊守正珍來<sub>二</sub>貢于芝邸<sub>一</sub>、

吉宗公以<sub>二</sub>卷物二十

家重公卷物十

家治公一種一荷一賜<sub>レ</sub>之於繼豊也、

松平大隅守殿

乘邑

(朱)「在右裏」

松平左近將監



今度就

御轉任 御兼任

御元服御官位、爲御祝儀

右大將様 大納言様<sup>レ</sup>以使者御太刀・御馬代被獻之<sup>レ</sup>、

遂披露<sup>レ</sup>處一段之御仕合候、恐<sup>レ</sup>謹言、

<sup>(朱)</sup>「寛保元年」

八月廿一日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

<sup>(朱)</sup>

<sup>(在右裏)</sup>

松平能登守

今茲寛保元年

敕使冷泉正二位前大納言爲久卿・葉室從二位前大納言頼

胤卿辛酉七月二十七日下<sup>二</sup>向于江都<sup>一</sup>、八月七日

大樹吉宗公轉<sup>二</sup>内大臣<sup>一</sup>任<sup>二</sup>右大臣<sup>一</sup><sup>位階</sup>

家重公亦自<sup>二</sup>從二位大納言<sup>一</sup>兼<sup>二</sup>任右近衛大將<sup>一</sup>、同月十

二日

家治公元<sup>二</sup>服<sup>一</sup>營中<sup>一</sup>、則彼<sup>二</sup>任從二位大納言<sup>一</sup>、

正文在文庫

御札令披見<sup>レ</sup>、

公方様益御機嫌能被成御座、六月九日東叡山

<sup>(吉宗生母)</sup>淨圓院様御位牌所 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤<sup>レ</sup>、紙

面之趣各申談及 上聞候、恐<sup>レ</sup>謹言、

<sup>朱力半</sup>寛保元年

八月廿五日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

御札令披見<sup>レ</sup>、

公方様 右大將様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤<sup>レ</sup>、然<sup>レ</sup>今度徳川刑部卿殿縁組被<sup>レ</sup>仰出<sup>レ</sup>段被承之、

目出度被存由得其意<sup>レ</sup>、紙面之趣各申談及 上聞<sup>レ</sup>、恐

<sup>レ</sup>謹言、

<sup>朱力半</sup>寛保元年

八月廿六日

松平左近將監

乘邑判

松平上總入道

御札令披見、

公方様 右大將様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悅旨尤、然者今度徳川刑部卿殿縁組被 仰出、段被承之、目出度被存由得其意、紙面之趣及言上候、恐、謹言、

朱力キ  
寛保元年 八月廿六日

松平上總入道

松平能登守 乘賢判

1709

在白木御文書五番箱八中

座附士外城衆中一代鹿兒嶋士格ニ被仰付、者近年有之、大番格之士三代續新御番相勤、得者、代、新番ニ被仰付、御格式ニ被仰付置、夫ニ準シ、得者、一代鹿兒嶋士格ニ被仰付、者之奉、三代續士格ニ被仰付、ハ、代、ニ可被仰付儀、其御格ニ被定置、奉不被遊、御覺候間、其通承知可仕置、且又小番格之者、寺社奉行格之御役迄寄合格之御役相勤、得者、是も三代相勤、ハ、右ニ準シ、様可被仰付事、得共、右御役格之儀、ハ格別之事、故、新番格之通、ハ不被仰付、間、右通之儀有之節、時、奉伺、様可仕、

右之通嶋津權左衛門ニ、

御意承知仕候、寛保元酉八月首尾種子嶋織部、

右ノ包紙ニ「卷二十八」

明和元年十一月朔日或殿より御被被成候付納置也  
市來積兵衛存トアリ

1710

継豊公御譜中  
正文在文庫

爲重陽之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲松平伊豆守可述、也、

九月七日

吉宗公  
墨印

薩摩

中將殿

1711

全上

爲重陽之御祝儀 右大將様、御小袖一重以使者被獻之、遂披露、處一段之御仕合、恐、謹言、

〔卷〕  
「寛保元年」

九月七日

松平伊豆守  
信祝判

松平大隅守殿

1712

宗信公御譜中

今年賀<sup>ニ</sup>重陽之佳節<sup>一</sup>、宗信登<sup>レ</sup>營、退去而直登<sup>ニ</sup>西城<sup>一</sup>、時松平左近將監乘邑傳<sup>ニ</sup>台命於宗信<sup>一</sup>、與<sup>ニ</sup>四品以上之候伯<sup>一</sup>一同白書院而始拜<sup>ニ</sup>謁<sup>一</sup>、亞相家治公<sup>一</sup>、

1713 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 右大將様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悅

旨尤外、將亦今度徳川右衛門督殿御簾中安座之段被承之、目出度被存由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ  
寛保元年

九月廿二日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

1714 御札令披見外、

公方様 右大將様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悅

旨尤外、將又今度徳川右衛門督殿御簾中安座之段被承之、目出度被存由得其意外、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

朱力キ  
寛保元年 九月廿二日 松平能登守 乘賢判

1715 越前島津氏忠紀譜中

忠紀常蒙<sup>ニ</sup>吉貴公之鍾愛<sup>一</sup>、故時々有<sup>レ</sup>命、至<sup>ニ</sup>逸物之茶壺・茶釜・碾茶壺・茶盃・茶器・茶杓・花瓶・中央卓・香爐・香合・硯以<sup>レ</sup>風<sup>一</sup>・八折六折二折之屏風・籠飯・層匣・其外膳具・器皿・陶器・酒器・盃盃・盃盤之類<sup>一</sup>賜<sup>ニ</sup>大小仗器什物許若品<sup>一</sup>、資用終<sup>ニ</sup>基<sup>一</sup>家事聊統便詳<sup>ニ</sup>于別錄<sup>一</sup>也、君父之<sup>ヲ</sup>賚<sup>レ</sup>渥<sup>ク</sup>惠之至永爲以無<sup>ニ</sup>忘失<sup>一</sup>粗記<sup>レ</sup>之、而傳<sup>ニ</sup>後代<sup>一</sup>、見于左、

1716 一古瀬戸燒茶入壺ツ

但袋有挽家箱入并挽家袋有

一春慶茶入壺ツ

但袋有箱入

外ニ同様之品、五拾三行畧ス

1717 寛保元年辛酉九月二十七日有<sup>レ</sup>命、賜<sup>ニ</sup>城之上吉野・坂

元村裏周廻三十二町之地<sup>一</sup>、在薩附城  
北ニ里許爲<sup>ニ</sup>別墅<sup>一</sup>、郷原金大夫

久雄大目附役監傳之於山澤盛香一也、詳于左、

山澤十大夫

一城之上邊吉野村・坂元村之内惣廻三拾貳町程一圍にして、嶋津周防殿野屋敷ニ被給り、右一圍之内御藏入給地現高者、磯附御藏入重富領高ニ繰易被仰付、大山野地老年ノ見掛納を高ニ直、是又重富領高ニ帖佐組方に返高被仰付、以後之見掛納者重富領方に被相付り、現地山野共ニ作職之儀は、やはり當分之通いたし、取納方ハ重富領方に相納答り、

一右一圍之内持留高有之り、追り別所に返地被相渡、高相究答り間、其節返高等之儀亦可相究り、

一右場所ハ土井人家來借地ニ罷居由り間、只今之通被差置、右面ノ仕立置り櫛竹木ハ、此内之通仕立支配ニ被任置り、追り何方ハ罷移度旨申出りハ、勝手次第被差免、其節引料銀并櫛竹木代之儀も重富領高所務之内被下、竹木者周防殿方に可被相付り、借地之儀及不致居住、竹木仕立置り迄之所并持留地ニ仕立有之り竹木者、此節重富領高所務之内代銀被下、周防殿方に被相付り、右竹木代之内御物に部相上納有之答

り得共、代銀不及、直ニ周防殿方に被相付り、一表方櫛并磯御支配櫛木敷六拾壹本代銀ニ不及、周防殿方に被相付り、

右之通被仰付り、追り繪圖可被相渡り條、此段承知仕、周防殿ハ及可申達り、

朱力キ寛保元年辛酉九月廿七日

九月

(幣原久雄)  
金大夫

1719 同年十月七日有レ命、名ニ別墅之地ニ號ニ勝浦山、郷原久

雄傳ニ於山澤盛香一也、見于左、

1720

寫

嶋津周防殿野屋敷當分者城之上、石場之上、桃木迫、丸山と相唱由り得共、向後者野屋敷之内惣名を勝浦山と唱り様被仰付り、

右之通可承役ニハ不洩様申渡、山澤十大夫ハ及可申渡り、

朱力キ寛保元年辛酉十月七日

十月

金大夫

今茲寬保元年

敕使冷泉正二位前大納言爲久卿・葉室從二位前大納言賴

胤卿辛酉七月二十七日下向于江都一、八月七日

大樹吉宗公轉<sub>二</sub>內大臣<sub>一</sub>任<sub>二</sub>右大臣<sub>一</sub>位階

家重公亦自<sub>二</sub>從二位大納言<sub>一</sub>兼<sub>二</sub>任右近衛大將<sub>一</sub>、同月十

二日

家治公元<sub>二</sub>服<sub>一</sub>營中<sub>一</sub>、加冠并伊掃部頭直定、理髮松平

肥後守容貞、烏帽子役松平左近將監乘邑勤<sub>レ</sub>之、則敘<sub>二</sub>

任從二位大納言<sub>一</sub>、是故同月廿二日兩上使松平右近將

監武元御養者衆、本多紀伊守正珍同來臨于芝邸<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>

吉宗公<sub>一</sub>見<sub>レ</sub>賀<sub>二</sub>前條<sub>一</sub>、大隅守繼豐御卷物二十自<sub>二</sub>

家重公<sub>一</sub>、亦御卷物十拜<sub>二</sub>領之<sub>一</sub>、吉貴亦自<sub>二</sub>

家重公<sub>一</sub>御卷物五拜<sub>二</sub>領之<sub>一</sub>、自<sub>二</sub>

家治公<sub>一</sub>一種一荷繼豐拜領、吉貴亦同品拜<sub>二</sub>領之<sub>一</sub>、吉貴

聞<sub>レ</sub>之、乃使<sub>二</sub>弟子丸鄉八弘登<sub>一</sub>小納戸役於江府發爲物頭格勳使薩府<sub>一</sub>著<sub>中</sub>

江都芝邸<sub>上</sub>、則呈<sub>二</sub>吉貴之書牘於執政之第<sub>一</sub>、其後登<sub>レ</sub>營

勤<sub>二</sub>使价<sub>一</sub>、吉貴獻<sub>二</sub>上御太刀・馬代於

三御所奉<sub>レ</sub>賀<sub>二</sub>前件之三條<sub>一</sub>、時賜<sub>二</sub>紗綾二卷於弘登<sub>一</sub>、且

本多中務大輔忠良見<sub>レ</sub>附<sub>二</sub>賜<sub>一</sub>吉貴<sub>一</sub>奉書<sub>上</sub>、見<sub>二</sub>于左方<sub>一</sub>、

弘登十一月二十五日發<sub>二</sub>芝邸<sub>一</sub>、翌年正月還<sub>二</sub>薩府<sub>一</sub>、登<sub>二</sub>大磯館<sub>一</sub>復命、

1722 全上

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方樣 右大將樣 大納言樣益御機嫌能被成御座、今度

公方樣御轉任

右大將樣御兼任

大納言樣御元服御作法無殘所相濟<sub>レ</sub>段被承之、目

出度被存由得其意<sub>レ</sub>、紙面之趣各申談及上聞<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>

謹言、

朱力斗寬保元年 十月七日 本多中務大輔 忠良判

松平上總入道

1723 全上

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方樣 右大將樣 大納言樣益御機嫌能被成御座、今度

公方樣御轉任

右大將樣御兼任

大納言樣御元服御作法無殘所相濟<sub>レ</sub>段被承之、目

出度被存由得其意り、紙面之趣及言上り、恐々謹言、

寛保元年 十月七日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

1724

全上

なをく

右衛門督様御簾中様御安座につきりて

公方様 右大將様御祝義

姫君様へしんしられり御事もきかせられりよしに

て、御悦おほせしんしられ、誠こく何もく御ね

ん入らせられり事とも忝思召り、幾萬く年御めて

たさのミこて仰被進りやうこと祝入らせられり、右

御返事御めてたく御一紙被仰進りま、此たん何も

よろしく御申上可被成り、めてたくかしく、

御ふみのやう先くその御地にて

總州様御機嫌能被爲入り御事、かすく御めてたくおほ

しめしり、さやうに御座り得奉、この度

公方様御轉任

右大將様御兼任

大納言様御元服御官位御作法殘ところなくすませられり

御事、數々御めて度おほしめしり、右の御よろこひと御

座りて仰被進りたん、かたしけなくおほしめしり、此た

ん宜申せとの御事に御座り、めてたくかしく、

寛保元年

ひち嶋

は や とさま

しま津

權さへもんさま

御返事

萩原 岡田 藤枝

1725

繼豊公御譜中

同年十月十日 壽光院 前大樹權吉公龍峯清閑寺照房 脚女稱大典侍殿又北之丸殿 逝去于 營

中、葬遣骸於東武上野大慈院一矣、院殿以竹姫君

之養母 實為伯母 故、同十二日

吉宗公使臈女八島來芝守殿一甲慰之、厥後遣老女奉

文再教一慰之、且御重一組所贈一惠之、同十七日

大納言家重公亦贈進御重一組於守殿上教一慰之、繼豊申

謝慰言之辱、同二十一日繼豊使使价獻納香奠銀三枚于

院殿靈牌、嗣嫡宗信及菊姫亦薄具香燭 一枚於同靈筵上、

少旌尊意、

1726

繼豊公御譜中

正文在文庫

重陽之 御内書可相渡り間、明日五半時 御城の家來可、  
被差出外、以上、

(卷)

十月廿日

松平伊豆守

松平大隅守殿

1727 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、八月廿四日増上寺 惣御靈  
屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及  
上聞外、恐々謹言、

朱力半

寛保元年

十月廿六日

松平上總入道

本多中務大輔

忠良判

1728 吉貴公御譜中

今度就

御兼任 御元服御官位、爲御祝儀以使者御太刀、

御馬代被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐々謹言、

寛保元年 十月廿九日

本多中務大輔

忠良判

松平上總入道

1729 全上

今度就

御兼任 御元服御官位、爲御祝儀

右大將様 大納言様以外使者御太刀・御馬代被獻之外、  
遂披露外處一段之御仕合候、恐々謹言、

朱力半

寛保元年

十月廿九日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

1730 全上

御札令披見外、

公方様 右大將様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、將亦八月廿二日從

公方様 右大將様 大納言様以外 上使、今度 御兼任

御兼任 御元服御官位爲御祝儀、同氏大隅守且其方儀品

々拜領之、重疊難有由得其意外、依之爲御禮被差越使者

外、紙面之趣各申談及 上聞候、恐々謹言、

寛保元年 十月廿九日

本多中務大輔 忠良判

松平上總入道

全上

御札令披見、

公方様 右大將様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悅

旨尤、將亦八月廿二日從

公方様 右大將様 大納言様以 上使、今度 御轉任

御兼任 御元服御官位爲御祝儀、同氏大隅守且其方儀品

々拜領之、重疊難有由得其意、依之爲御禮被差越使者

外、紙面趣及言上、恐々謹言、

寛保元年 十月廿九日

松平能登守 乘賢判

松平上總入道

全上

なをく何もよろしく申上へく、めてたくかし  
く、

九月十八日附にて御ふミ下され、

公方様

右大將様 大納言様ますく御機嫌よく御座被成、御め  
てたく思召、由、しかれば  
公方様  
右大將様 大納言様より、このたひ 御轉任 御兼任  
御元服御官位の御祝儀として

菊姫御方へ御着御拜領被成、由、忝思召、よし、  
右大將様 大納言様へ御禮御申上被成、御ふミの通、よ  
る敷申上へく、めてたくかし、

寛保元年

松平

上總入道様

御返事

豊岡 八嶋

うらを



(表紙)

吉 貴 公  
繼 豐 公  
宗 信 公  
自寬保元年十一月  
至同 二年 六月

追 舊 記 雜 錄  
卷八十七

1733 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、八月廿八日東叡山 惣御靈屋 御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及上聞外、恐々謹言、

朱力キ  
寬保元年 十一月三日

(島津吉貴)  
松平上總入道

松平左近將監  
乘邑判

1734 全御譜中

1735

正文在文庫

今茲賀<sup>一</sup>重陽之佳節<sup>一</sup>、嫡孫薩摩守宗信登<sup>レ</sup>營、退去而直登<sup>二</sup>西城<sup>一</sup>、時松平左近將監乘邑傳<sup>一</sup> 台命於宗信<sup>一</sup>、與<sup>二</sup>四品以上之侯伯<sup>一</sup>一同白書院而始拜<sup>二</sup>謁<sup>一</sup> 亞相家治公<sup>一</sup>、以故吉貴聽<sup>レ</sup>之呈<sup>二</sup>上簡牘於江都執政<sup>一</sup>奉<sup>レ</sup>申<sup>二</sup>謝之<sup>一</sup>、投<sup>二</sup>奉書<sup>一</sup>、

御札令披見外、

(吉志)  
公方様 右大將様 (家也)  
大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將亦九月九日同氏大隅守嫡子薩摩守儀、於西丸

大納言様江初而 御目見仕、難有由得其意外、紙面之趣各一覽之事外、恐々謹言、

朱力キ  
寬保元年 十一月七日  
松平左近將監  
乘邑判

松平上總入道

1736 全上

御札令披見外、

公方様 右大將様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦旨尤外、將又九月九日同氏大隅守嫡子薩摩守儀、於西丸大納言様江初而 御目見被 仰付之、難有由得其意外、

紙面之趣令承知、恐、謹言、

朱力キ  
寛保元年 十一月七日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

繼豐公御譜中

嚮、是繼豐憑、朽木大和守、呈書於執政用番、松平左近將監

乘邑、曰、爲、祝、今般

吉宗公之御轉任

家重公之御兼任

家治公之御元服御叙任、請招、執政於芝邸、且繼豐依

宿病未、愈、使、嗣嫡宗信代、予接、待焉、乃受、允容、

而爲、以、今茲十月二十三日、招、執政及諸有司、之期上、

爲、以、十一月十三日、招、族人及所相好諸侯等、之期上、

然、壽光院殿前大御所  
吉公之妾卒未、久、故告、之於執政本多中

務太輔忠良、緩、其期、矣、於是十一月十一日、招、執政本

多中務太輔忠良、若年寄板倉佐渡守勝清、水野壹岐守

忠定、奏者永井伊賀守直陳、松平備中守正貞、留守居

内藤越前守信明、大目附石野筑前守範種、作事奉行本

多近江守、普請奉行別所孫右衛門、佐渡奉行田付又四

郎等於東武芝邸、薦、盛膳、奏、猿樂、備、觀焉、松平中

務太輔信友、松平越中守定賢、阿部伊勢守正襲、松平

筑後守定郷、京極甲斐守高永、松平備前守定章、柳生

飛彈守俊平、酒井播磨守忠香、阿部伊豫守正右、水野

近江守忠長、立花民部長熙、水野吉次郎忠見及旗下之

士數十輩來而贊、宴饗、且以、其私、獻、

吉宗公及

家重公、各以、杉重一組、鮮鯛一折、奉、賀、之、又各

贈、茶一匣、檜重一組於此日老中、若年寄之不來、賁慶

宴、者松平左近將監乘邑、松平伊豆守信祝、松平右京大

夫輝貞、松平能登守乘賢老中、本多伊豫守忠統、西尾隱

岐守忠直、小出信濃守英貞若年、而此日以、例也、執政

本多忠良賜、盃酒於家臣閑、島津大藏久純、鎌田太郎右衛

門政直、用小林中太兵衛政一、近寄岸喜右衛門章辰、土

持新八貞榮、居守西八太郎長洪、也、同十六日又請、松平

大膳大夫宗廣、細川越中守宗孝、秋田信濃守頼季、有

馬日向守孝純、津輕出羽守信著、松平攝津守澄楢、秋

田河内守治季、松平右膳澄寅及旗下故舊之士數十輩於

芝邸書院、松平中務太輔信友、松平越中守定賢、阿部

伊勢守正襲、京極甲斐守高永、柳生飛彈守俊平、酒井

播磨守忠香、堀田出羽守正附、阿部伊豫守正右、松平

宗信公御譜中

主水正定温・水野近江守忠長・柳生采女俊峯・水野吉次郎忠見及旗下故舊之士數十輩於勝手間、亦薦盛膳、  
 奏猿樂、朽木大和守・小笠原縫殿助・山村十郎右衛門・島津但馬守・島津山城守・伊勢兵庫・山本大膳・  
 島津主馬其餘旗下故舊之士數輩來而贊宴、  
 ○同年十二月七日繼豐欲剃除嗣嫡宗信前額之髮、使留守居者一到執政<sup>用</sup>之第上、上書得、台谷、同十一日剃前髮<sup>一世曰取、前髮</sup>、

同年十二月十一日宗信剃除前髮<sup>俗曰取、前髮</sup>、委見繼豐之譜

中、

吉貴公御譜中

正文在文庫

返々ことのほかひへまいらせりへ共、いよ御機嫌よくいらせられりや、きかせられたく御ほしめしり、菊姫様もをなし御事によろしく仰上られたくおほしめしり、何もよく御申上まいらせりへく、めてたくかしく、

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、  
 公方様益御機嫌能被成御座、十月十四日増上寺 御靈屋御参詣之儀被承之、恐悦旨尤り、紙面之趣各申談及上聞り、恐々謹言、

寒中なからことのほかかんしまいらせりへ共、  
 總州様御機嫌よく被爲入りや、被爲聞たく思召り、そのほか様方も御機嫌よく、薩州様も御機嫌よく被爲入りや、被爲聞たくおほしめしり、こゝ御ほとこても大守様寒氣の御さハリもあらせられず御きけんよくいらせられり、姫君様 菊姫様も御きけんよくいらせられり御事、御さり、さては此御もく録のことく寒中の御左右被爲聞り御事までに進しられり、此よしよろしく御ひろう御申上成りへくり、めてたくかしく、

寛保元年 十一月廿二日

おき原  
 岡田  
 津久通 嶋  
 權左衛門さま 藤え

朱力<sup>キ</sup>  
寛保元年 十二月十二日 松平伊豆守 信祝判

松平上總入道

1741 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sup>ハ</sup>、就寒中

公方様 右大將様 大納言様御機嫌被相同之<sup>ハ</sup>、益御安

全御儀<sup>ハ</sup>間可御心易<sup>ハ</sup>、隨<sup>テ</sup>而<sup>テ</sup>鯛一箱被獻之<sup>ハ</sup>、各申談遂

披露<sup>ハ</sup>處一段之御仕合<sup>ハ</sup>、恐<sup>ク</sup>謹言、

朱力<sup>キ</sup>  
寛保元年 十二月十六日 松平伊豆守 信祝判

松平上總入道

1742 全上

御札令披見<sup>ハ</sup>、就寒中

公方様 右大將様 大納言様御機嫌被相同之<sup>ハ</sup>、益御安

全御儀<sup>ハ</sup>間可御心易<sup>ハ</sup>、隨<sup>テ</sup>而<sup>テ</sup>鯛一箱被獻之<sup>ハ</sup>、遂披露<sup>ハ</sup>

處一段之御仕合<sup>ハ</sup>、恐<sup>ク</sup>謹言、

朱力<sup>キ</sup>  
寛保元年 十二月十六日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

1743 継豊公御譜中

正文在文庫

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之<sup>ハ</sup>、遂披露<sup>ハ</sup>處一段之御

仕合<sup>ハ</sup>、恐<sup>ク</sup>謹言、

(朱)  
「寛保元年」 十二月十九日 信祝判

松平大隅守殿

(朱)「在右裏」  
松平伊豆守

信祝

1744 全上

今朝蜜柑二箱・炙鮎一箱被獻之<sup>ハ</sup>、遂披露<sup>ハ</sup>處一段之御仕合<sup>ハ</sup>、恐<sup>ク</sup>謹言、

(朱)  
「寛保元年」 十二月十九日 乘賢判

松平大隅守殿

(朱)「在右裏」  
松平能登守

乘賢

1745 越前島津氏忠紀譜中

寛保元年 辛酉十二月十一日 吉貴公有<sup>レ</sup>命、賜<sup>ニ</sup>鳥銃一

挺<sup>三</sup>於忠紀一也、見于左、

1746 御鐵炮壹挺

但玉目三刃御拵有

朱力\*  
寛保元年辛酉十二月十一日

1747 同月二十五日 公又有 命、賜<sup>レ</sup>鳥銃一挺<sup>十五</sup>於忠紀一

也、見于左、

1748 御鐵炮壹挺

但玉目拾五刃八分御拵有

朱力\*  
寛保元年辛酉十二月二十五日

1749 繼豊公御譜中

正文在文庫

大納言様<sup>レ</sup>御破魔弓一飾以使者被獻之外、首尾好遂披露候、恐<sup>レ</sup>謹言、

(朱)  
「寛保元年」十二月廿七日 乘賢判

松平大隅守殿 乘賢

(朱)  
一在右裏  
松平能登守

1750 全上

爲歲暮之祝儀、小袖一重到來歡覺候、委曲松平左近將監可述外也、

(朱)  
「寛保元年」十二月廿七日



薩摩

中將殿

1751 繼豊公御譜中

正文在文庫

爲歲暮之御祝儀、以使者御小袖一重被獻之外、遂披露候之處一段之御仕合外、恐<sup>レ</sup>謹言、

(朱)  
「寛保元年」十二月廿七日 松平能登守 乘賢

松平大隅守殿

1752 吉貴公御譜中

なを<sup>レ</sup>御表よりも御申上被成外へとも、なを更御

1753

申上りとの御事、何もよろしく御さた申上りへくり、  
かしく、

十一月十五日付にて御ふミ下されり、  
公方様

右大將様 大納言様ますく御安全に御さなされ、御め  
て度覺しめしり由、寒中なをもて御機御うかひ被成り  
との御事、御ふミのとをり何もよろしく申あげへくり、  
めてたくかしく、

朱カキ  
寛保元年

松たいら

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

全上

なをく御表よりも御申上被成りへとも、なをさら  
御申上被成りよし、何もよろしく御さた申上りへく  
り、かしく、

十一月十五日付にて御ふミ下されり、

公方様

右大將様

大納言様益御安全に御座なされ、御めて度おほしめしり  
由、寒中なを以

右大將様御機けん御伺ひ被成りとの御事、御ふミのとを  
りよろしく申あげりへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
寛保元年

松たいら

上總入道様

御返事

豊岡

八嶋

浦尾

1754

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく菊姫さまも右の御よろこひいかほともよろ  
しく仰あげられたさ、姫君様よりよろしく仰進し  
られり様こと御たのミ被成り事ニ御座り、此たんも  
よろしく御申上被成へくり、めてたくかしく、

御よろこひのため仰しんしられり、時分からことのほか  
寒氣つよく御座り得とも、先々その御地にて

總州様御機嫌好入らせられ

方々様にも御機けんよく入らせられり半と御めてたさ、  
こゝ御ほとにも

大守様初させられ御そろいあそハしりて御機けんよく入  
らせられり、當月十一日には

薩摩守様御前髪御とりあそハし、御にきくしく御いわ  
るあそハし、かすく御めてたく覺しめしり、ことのほ  
かよふ御にあひ被遊、ひとしほく御悦におほしめしり、  
總州様さそく御満足におほしめさせられり半と、同じ  
御心さまにおほしめしり、此段御よろこひ仰進しられり  
ま、よろしく御申あけ被成りやうに申せとの事、御座  
り、めてたくかしく、

朱力キ  
寛保元年

ひち嶋  
はやとさま  
しま津  
権さへもんさま  
荻原  
岡田  
藤え

1755 吉貴公御譜中

正文在文庫

返く年明まいらせりてことのほか長閑に成まいら  
せり、何もよろしく御申上被成りへくり、かしく、  
年始の御祝義となたもをなし御事にいわる入らせられ  
り、まつくその御地にて

總州様御機嫌よく御年重させられ御めてたさ、春を御ま  
ちへあそハしり、そのほか様方も御機嫌よく御にきく  
しく御ことふき御いわるあそハしり御事、かすく御め  
て度思しめしり、こ、御ほとにても御揃あそハしり、御  
機嫌よく御にきくしく御いわる共の御事にり、扱ハ此  
御もく録のことく年明初る文にて仰被進り付、御悦ひ  
あそハしりよし進しられり、誠にいく久しく萬く年も  
相かハらず仰被進りやうにといわる入らせられり、此よ  
し宜御申上被成りへくり、めてたくかしく、

朱力キ  
寛保二年 正月□日

ひち嶋  
隼  
嶋津  
権左衛門さま  
荻原  
岡田  
藤え

1756 継豊公御譜中

正文在文庫

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之り、遂披露り處一段之御  
仕合り、恐く謹言、

(朱)  
「寛保二年」 正月七日

忠良判

松平大隅守殿

忠良

(朱) 一在右裏  
本多中務大輔

1757 全上

爲若菜之御祝儀、鯛一折被獻之候、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(朱) 一寛保二年  
正月七日

乘賢判

松平大隅守殿

乘賢

(朱) 一在右裏  
松平能登守

1758 吉貴公御譜中

正文在文庫

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被獻之<sub>レ</sub>、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力<sub>キ</sub>  
寛保二年 正月十一日

本多中務大輔  
忠良判

松平伊豆守  
信祝判

松平左近將監  
乘邑判

松平上總入道

1759 全上

爲年頭之御祝儀、

右大將様 大納言様<sub>レ</sub>以使者御太刀・御馬代黃金被獻之<sub>レ</sub>、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱力<sub>キ</sub>  
寛保二年 正月十一日

松平能登守  
乘賢判

松平上總入道

1760 繼豊公御譜中

正文在文庫

吉書

一神社佛閣修造興行事、

一可專勸農事、

一可徵納國<sub>レ</sub>年貢事、

右任三箇條之旨可有沙汰之狀如件、

寛保二年正月十一日 繼豊御判

1761 全上

爲年頭之御祝儀、以使者御太刀一腰・御馬代黃金十兩被



獻之、遂披露外處一段之御仕合、恐、謹言、

〔宋〕寛保二年 正月十一日 忠良判

松平大隅守殿 忠良

〔宋〕在右裏 本多中務大輔

1762 全上

爲年頭之御祝儀、

右大將様

大納言様、以使者御太刀・御馬代黄金被獻之、遂披露

外處一段之御仕合、恐、謹言、

〔宋〕寛保二年 正月十一日 乘賢判

松平大隅守殿 松平能登守

1763 繼豊公御譜中

寛保二年正月十四日繼豊致上書於執政用本多中務太

輔忠良曰、嗣嫡宗信方十五歲也、請自今茲正月十五

日以往每月次朝會、出仕於營中、而得允容、

翌十五日宗信始以三月出仕、拜調

大樹吉宗公、退而詣執政各之第一奉謝之、

○同年正月十六日

大樹吉宗公使柘植三四郎晃正來于芝邸、賜御鷹所、

搏擊之鶴一隻於繼豊、則日嗣嫡宗信代繼豊時繼豊有宿病故宗信代之

詣執政各之第一奉申謝之、

1764 宗信公御譜中

同二年正月十五日繼豊預上書蒙允容、宗信以三月次

朝會登營始拜調

大樹吉宗公、委載繼豊之譜中、

1765 吉貴公御譜中

正文在文庫

此よしよろしく御申上成られ、なをく

總州様御はしめられ、となたさまにも無御悦思し

めし進しられ、ハんと御ほしめし御事御さ、

何もよろしく御申上成へく、めてたくかしく、

御悦之爲仰被進、春なからいまた餘寒もつよく御座

へ共、まつく

總州様御機嫌よく被爲入御事、御めて度思召外、こゝ御  
ほとこても御揃あそハし御機嫌よく被爲入外御事ニ御さ  
外、扱は 菊姫様御縁組の御事

大すみの守様方

(黒田 越前) 松平筑前守殿へおほせ入られ外へは、御しゆひよくあい  
(新カ) 相調、正月十二日御内々にて御縁談相すミ、めて度御悦

ニ思しめし外、(黒田 重政) 左京様ニハ御國もとに被爲入外ニ付、御  
當地へ御こし被成、御めミえ相すミ外て、表立御ねかい

あそハし外ハんとこの御事にて御座外、まつく御内意相  
濟まいらせ外て

大守様 (竹姫) 姫君様 薩州様めて度御悦ニ思しめし外、右之  
御ふい調仰被進御事にて、めてたくかしく、

朱カキ 寛保二年 正月十五日

ひし嶋 隼 人さま をき原  
嶋津 権左衛門さま 岡田  
人々 藤 え

吉貴公御譜中  
正文在文庫

返く何もよろしく申上外へく外、めてたくかしく、

正月十三日付にて御ふミ下され外、

公方様

右大將様 大納言様ますく御機嫌よくならせられ外御  
事、御めてたく覺し召外よし、しかれば舊臘十一日御同

氏薩摩守殿前髪御取被成外ニ付、

公方様 右大將様方御同氏大隅守殿 薩摩守殿へ御さか

な御拜領被成外て、かたしけなく覺し召外よし、

御手まへ様にも御禮御申上被成、よろしく申上外へく外、

めてたくかしく、

朱カキ 寛保二年

まつ平 上總入道様 御返事

豊岡 やしま うらを

全上

返く何もよろしく申上外へく外、めてたくかしく、

正月十三日付にて御ふミ下され外、

公方様

右大將様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御  
めてたく覺し召外よし、しかれば舊臘十一日御同氏薩摩

公方様

右大將様

めてたく覺し召外よし、しかれば舊臘十一日御同氏薩摩

守殿前髪御取被成りに付、

公方様

右大將様より御同氏大隅守殿 薩摩守殿へ御さかな御拜領被成り御事、御手まへ様こもありかたく覺しめしりよし御禮御申上被成、

右大將様へよろしく申あけりへくり、めてたくかしく、

朱カキ  
寛保二年

まつ平

上總入道様

御返事

豊岡

やしま

うらそ

1768

全上

入らせられり、いよゝゝよろしく御申上成られ度り、

よくゝ申せとの御事御座り、返ゝ嶋津又二郎・

同じ彦太郎くたりの時分、御事つてあそハし進しら

れりへハ、御ねん入らせられり仰被進、くハしき御

左右もきかせられ、御悦ニ思しめしりハんと思しめ

しり、何もよろしく御申上被成へくり、めてかしく、

御悦と御座りて御文の様、かたしけなくおほしめしり、

春なからいまた餘寒もつよく御さけへ共、まつゝ

總州様御機嫌よく被爲入、外様方も御きけんよく被爲入

り御事、御めて度思しめしり、こゝ御ほとこても 御揃

あそハし御き嫌よく、大守様こも餘寒の御さハリもあら

せられずいらせられり、仰被進りことく、舊冬十一日こ

ハ御日からもよく御座りて 薩摩守様御前髪御取あそハ

しり御事、をなし御事に御めて度思しめしり、夫こ付

公方様

右大將様方も御祝義御はいりやうあそハし、御にきゝ

しく御いわるなされ、めて度御悦ニ御ほしめし、右之御

めてたさ仰被進、かたしけなく御ほしめしり、誠にいく

久しく萬ゝ年も御めてたき御事のミといわる、めてた

くかしく、

朱カキ  
寛保二年

ひし嶋

津

隼

嶋

權

左

衛

門

さま

御返事

をき原

岡

田

藤

え

1769

継豊公御譜中

正文在彌勒院

御小幡二流有葵御紋

右爲

太守繼豐公 嗣君宗信公 菊姫御方御息災延命御子孫繁

昌、

竹姫君御方被爲寄附之於隅州國分郷正八幡宮早、全可令

寶納者也、仍如件、

寛保二年壬戌二月六日

鎌田太郎右衛門 政直判

穎 娃 内 膳 久周判

正八幡宮別當

彌勒院

1770

正文在霧島華林寺

御小幡二流有葵御紋

右爲

太守繼豐公 嗣君宗信公 菊姫御方御息災延命御子孫繁

昌、

竹姫君御方被爲寄附之於隅州噲啞郡郷霧嶋社早、全可令

寶納者也、仍如件、

寛保二年壬戌二月六日

鎌田太郎右衛門 政直判

穎 娃 内 膳 久周判

霧嶋社別當

華林寺

1771

繼豐公御譜中

同年二月六日酉刻自江府芝田町横新町一失火、市郷多燒亡、餘焰遂延及吾田町副邸俗名之藏屋敷、家屋大罹災、唯茶亭・裏門・普請奉行役所免災已矣、

1772

繼豐公御舍弟

忠郷

三次郎 因幡

寛保二年壬戌二月十二日生、母近藤三左衛門嘉包女、

繼和泉家之名跡、故略、

寶曆四年十一月十三日卒、

1773

繼豐公御譜中

正文在文庫

歲暮之 御内書可相渡外間、明日五半時 御城の家來可被差出外、以上、

〔寛保二年〕二月廿日 松平左近將監

松平大隅守殿

吉貴公御譜中

正文在島津圖書久亮

今日於 礪御屋鋪就元服、從

總州様十文字御紋附之御時服被爲拜領、自今以後嫡子代  
可被用右御紋旨被 仰出之條、可被相傳于子孫無窮者  
也、仍如件、

寛保二年壬戌二月廿五日

比志嶋隼人

範房判

嶋津圖書殿

1775

吉貴公御譜中

正文在文庫

今度

(徳川家宣等)

天英院様一回御忌御法事御執行付、以使者御香奠被獻  
之外、於増上寺奉納之事、右之趣及言上、恐々謹言、

朱力キ

寛保二年

二月廿九日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

吉貴公御譜中

1776

正文在文庫

御札令披見、

公方様益御機嫌能被成御座、正月十日東叡山 御靈屋  
御參詣之儀被承之、恐悅旨尤、紙面之趣各申談及 上  
聞、外、恐々謹言、

朱力キ  
寛保二年 三月十一日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

1777

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく御ふみの通何もよろしく申上まいらせ、  
めてたくかく、

二月十一日付にて御ふみ下され、

公方様

右大將様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御  
めて度覺しめし、由、扱は正月七日御同姓大隅守殿御召  
仕村路にて、年頭の御祝儀御申上被成り處に 御目見仰  
付られ、そのうへ 上意を蒙り、御料理いたさき御事、  
有かたく覺し召、との御事、御禮御申上なされ、通よろ  
しくひろういたしまいらせ、めてたくかく、

朱カキ  
寛保二年

まつ平

上總入道様

御返事

浦尾

豊岡

八嶋

カ

1778

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく御ふみの通何もよろしく申上まいらせり、  
めてたくかしく、

二月十一日付にて御ふみ下されり、

公方様

右大將様 大納言様ますく御機嫌よく御座なされ、御  
めてたく覺しめしり由、扱は正月七日御同姓大隅守殿御  
召仕村路ニゐ、年頭の御祝儀御申上被成り處に 御目見  
仰付られ、そのうへ 上意を蒙り、御料理いたゞきり御  
事、ありかたくおほしめしり由、右之御禮  
右大將様へ御申上被成たきとの御事、よろしくひろう致  
まいらせり、めてたくかしく、

朱カキ

寛保二年

カ

1779

(巻)  
「雑抄」

まつ平

上總入道様

御返事

浦尾

豊岡

八嶋

(鹿兒島) (鹿兒島)  
田之浦の三船迄濱邊ニ有之り石取り儀令停止り、自今已  
後石取りもの於有之者可及沙汰り條、此旨組中、諸外城  
支配中へ不洩様可被申渡者也、

寛保二年戊三月十七日 御家老座

御勝手方

1780

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見り、

公方様 右大將様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦  
旨尤り、然者正月十六日

竹姫君様被爲 入り節、菊事御懇之蒙 上意、從

公方様 右大將様拜領物被 仰付、其上從右衛門督殿

(田安宗武) 刑部卿殿被遺物有之、且又從

公方様同姓大隅守・薩摩守に拜領物被 仰付、重疊難有

由得其意外、紙面之趣各一覽之事外、恐く謹言、

朱カキ  
寛保二年 三月廿一日 松平伊豆守 信祝判

松平上總入道

1781

全上

御札令披見外、

公方様 右大將様 大納言様益御機嫌能被成御座、恐悦

旨尤外、然者正月十六日大奥に

竹姫君様被爲 入り節 菊事御懇之蒙 上意、從

公方様 右大將様拜領物被 仰付、其上右衛門督殿 刑

部卿殿より丞被遣物有之、且又從

公方様同氏大隅守・薩摩守に拜領物被 仰付、重疊難有

由得其意外、紙面之趣令承知外、恐く謹言、

朱カキ  
寛保二年 三月廿一日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

1782

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様益御機嫌能被成御座、正月廿四日増上寺 御靈屋

御參詣之儀被承之、恐悦旨尤外、紙面之趣各申談及 上

聞外、恐く謹言、

朱カキ  
寛保二年 三月廿三日 松平伊豆守 信祝判

松平上總入道

1783

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

右大將様益御機嫌能被成御座、二月十日増上寺

天英院様御靈前 御參詣之段被承、恐悦旨尤外、紙面趣

及言上候、恐く謹言、

朱カキ  
寛保二年 四月十一日 松平能登守 乘賢判

松平上總入道

1784

繼豊公御譜中

先是元文元年丙辰五月

將軍家出令吹替本朝固有之金銀、以贍國家黎民之用

矣、然其金銀、較古位甚賤焉、以故同四年十月十日中山

1785

維也公御譜中

扣正文在右筆所

王尚敬使薩府在番安里親方上書於薩府官訴自琉球國所入貢大清國之進貢接貢料銀從正德三年之先陞吹替古銀位以賜也、於是在國家老告之于江都在勤之同僚、以達纒豐之聽矣、雖然今般所鑄改之金銀本朝一統之通融而、纒豐難容易訴之于幕府、乃使家老及留守居役者蜜誼親戚水野壹岐守忠定當時勅及奥右筆忠正別其姓名等、乃受之內旨、今茲四月十一日具錄事實、且副正德三年貢料銀吹替免許之例書請裁製於執政命、吹替方用松平左近將監乘邑、而同月二十八日乘邑呼留守居役西八太郎長洪於其第二筆允容之旨於片楮、以被傳之、事詳于後一矣、

私領分琉球國より大清國に相渡候進貢料接貢料銀、前年寶永銀之節御吹替之儀奉願、別紙書付之通元禄銀請取、代り寶永銀右同數を以相納申外、正徳四午年慶長銀之通新銀御吹替以後、右新銀六百四貫目請取、代り寶永銀千貳百八貫目相納申候、今度文字銀御吹替付、琉球國の請取方難澁仕外間、前年之通慶長銀に御吹替被仰付、

1786

請取相渡申度奉願外、以上、

(朱) 一寛保二年 四月十一日 (島津越前守) 御名

全上

扣正文在右筆所

正徳二年辰八月廿八日

一進貢接貢料元禄銀之位御吹替、貞享年中御定之員數御渡被下度旨、薩摩守相願外事、

同三年巳閏五月二日

一重右同斷之趣る薩摩守より相願外事、

同年七月二日

一吹替之儀願之通被仰付外旨、御書付を以被仰渡外事、

同年七月廿九日

一接貢料元禄銀四百貳貫目江戸御金藏より御渡被下外事、

同年十月六日

一右爲代、寶永銀四百貳貫目江戸御金藏に上納仕外事、

同四年午七月二日

一進貢料元禄銀八百四貫目江戸御金藏より御渡被下外事、



同年八月廿三日

一右爲代、寶永銀八百四貫目大坂御藏に上納仕事、

同五年未五月廿三日

一接貢料元禄銀四百貳貫目大坂御藏より御渡被下事、

同年七月廿三日

一右爲代、寶永銀四百貳貫目大坂御藏に上納仕事、

正徳四年午五月十九日

一金銀慶長御定之如法被仰付外付、進貢接貢料銀減少之儀、御書付を以被仰渡外事、

同五年未十二月三日

一右之通被仰渡外付、元禄銀より慶長銀者正銀相増外故、

進貢料銀之内貳貫目、接貢料銀之内百貫目減少申付、

其旨言上仕置外事、

正徳六年申六月六日

一進貢料銀享保銀六百四貫目江戸御藏より御渡被下事、

事、

享保元年申八月十五日

一右爲代、寶永銀千貳百八貫目大坂御藏に上納仕事、

(寛保二年)

四月十一日

1787

全上

扣正文在右筆所

元文元年より金銀吹替被 仰出、段々引替り、去ル未三月迄に引替被相止り、然る琉球中山王より大清國に差渡り進貢接貢之料銀、正徳年中御定之員數を以、琉球人於薩州致用意、年々琉球に差渡、進貢接貢相勤事外故、去酉年迄者折角致才覺、接貢勤用之渡唐銀者享保銀乍漸用意相濟、舊例之通相勤申外得共、最早當年進貢勤料銀可致様無之外、元文銀持渡りる者右勤不相濟、中山王難立必至と迷惑仕り、既先年寶永銀一統通用之節及銀位惡數、右勤不相濟候付る、中山王より銀子位替之儀及數度訴申越り付、其通に難差置り故、元禄銀之位に吹替之願申上り處、正徳三巳七月願之通被仰付り、中山王進貢使差渡り儀者大明洪武代より相勤、接貢使之儀者寛文年中に相勤來り、前々者銀高之御定も無之外處、貞享年中御定數被仰渡、進貢船之時者銀八百四貫目、接貢船之時者銀四百貳貫目隔年持渡來り、先年表申上候通、大清國に於る者正金銀相用外付る、日本之古銀吹替り得る者量目相減候、元禄年中之新銀弥減り、然る者正徳四年午慶長銀之位に御吹替之節、貞享年中御定高之内、於薩州致沙汰其數

を減言上可仕旨、委細御書付を以被仰渡遂吟味、進貢料銀之内貳百貫目、接貢料銀之内百貫目相減申外、是者慶長銀より元禄銀者位劣りたる爲相濟筋を以、押る減少申付置外、此段被聞召届右被相減外、以後之御定數進貢料銀六百四貫目、接貢料銀三百貳貫目此節も隔年ニ吹替御渡被下度外、尤右料銀之内差心得減少申付度沙汰仕外得共、進貢接貢之使者相仕舞歸國仕迄之間、數日彼地滞在中過分之物入以前も各別相増事而已外、且貞享年中料數被相減、元禄銀御吹替被仰付外、以來者猶以正銀相減外付、諸事難相弁、兎哉角相勤致難儀罷在事外由承届外間、此上減少難申付外、右之通至當年者才覺不相調、料銀必至と差支候旨國元より申越外、日本一統通用被仰付外銀之儀、彼是難申上御座外得共、中山王大清之舊例難勤迷惑仕外付、右之次第御聞届可被下外、以上、

〔寛保二年〕 四月十一日 御名

扣正文在家老座

渡唐銀吹替御願之御案文三通、且又横折帳壹册一袋ニ入付差越申越趣有之外處被達 貴聞、御案文何ぞ思召寄及無之外間、弥以御願書可被差出外、申越候通今月被差出

外様ニ 御意外間、壹岐守様は被得御内意外儀共ハ其通ニ可致外、壹岐守様ハ

總州様も此程より之御世話ニ付、御挨拶被仰進筋ニ及可被成哉、此段者考次第可致首尾外、去方様ハ去々年右御願御企之節、御案文爲被成事外故、此節御願書被差出外儀、御存迄ニ一通り申上可然と被申談外趣、旁朱書ニ御返答被申越差越外、御案文等被差越外付る、達

貴聞、御願書今月十一日被差出外付、前以右之段壹岐守様ハ西八太郎御使者ニ被得御内意外處ニ、御勝手次第御差出可被成由御返答被仰進外、右之通ニ外得者從

總州様及此程より段々御世話ニ付る者、一通り之御挨拶可有御座儀と申談外付、八太郎ニ御口上御相應ニ相濟外、去方様へも御存迄一通り申上外、右之次第ニ右十一日御願書被差出外儀何ぞ差支無之付、御用係松平左近將監様ハ八太郎を以御願書被差出外處ニ、一通り被成御一覽外、事長半儀御座外間、得と被成御覽、追る何分可被仰達旨御挨拶御座外由申出外付、御願書被差出候處ニ、右之通御挨拶及御座外由、壹岐守様ハ八太郎ニ被仰進外、右之通ニ未何分ニ及仰渡無御座外、御願之通被仰渡外者、其段者早々可申越外得共、先此段申越候條可

被達

貴聞外、以上、

但御留守居首尾書壹通差越外、

四月十八日

鎌田太郎右衛門  
〔卷〕  
〔上〕 穎 娃 内 膳

〔卷〕  
下 嶋津 大藏殿

嶋津 本殿

樺山主計殿

種子嶋織部殿

〔卷〕  
「御返答

本文付る者去月廿一日其元被差立外飛脚便ニ委曲被申  
越趣相達外、右問合付る者此方ニ御吟味之趣追可  
申越外、此問合書者跡越相成外得共、壹岐守様ニ  
總州様より西八太郎を以御挨拶被仰進外譯表有之外  
付、達 貴聞置外、此段及御返答外、御留守居首尾書  
相返シ外、以上、

五月廿一日

〔本文書ハ一七八号文書ノ行間朱書ナリ〕

1790

継豊公御譜中

正文在文庫

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之外、遂披露外處一段  
之御仕合外、恐々謹言、

〔卷〕  
「寛保二年」 四月十八日 忠良判

松平大隅守殿

〔卷〕  
「在右裏」 忠良

本多中務大輔

1791

全上

今朝御香具一箱并丸熨斗一箱被獻之外、遂披露外處一段  
之御仕合外、恐々謹言、

〔卷〕  
「寛保二年」 四月十八日 乘賢判

松平大隅守殿

〔卷〕  
「在右裏」 乘賢

松平能登守

1792

継豊公御譜中

正文在文庫

1794

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

大納言様に菖蒲御兜一飾以使者被獻之外、首尾好遂披露候、恐々謹言、

(朱)「寛保二年」

四月廿一日 乘賢判

松平大隅守殿 乘賢

(朱)「在右裏」  
松平能登守

1793

吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見外、

公方様 右大將様 大納言様益御機嫌能被成御座、二月廿二日

公方様徳川刑部卿殿亭に被爲 成外段被承之、目出度被存由得其意外、紙面之趣各申談及 上聞外、恐々謹言、

朱力キ寛保二年 本多中務大輔 忠良判

四月廿三日 松平上總入道

1795

継豊公御譜中

同年四月二十五日相當

(徳川家継)

有章院殿之二十七年忌景、以故自其當日至二十七日、

將軍家被修梵儀於増上寺矣、因五月朔日繼豊使家臣

頭義岡左平太久中爲使价一獻三納香奠銀十枚於

尊靈前、

1796

継豊公御譜中

正文在文庫

爲端午之祝儀、帷子單物到來歡覺候、委曲本多中務大輔可述外也、

(朱)「寛保二年」五月二日

吉宗公 墨印

薩摩

中將殿

全上

爲端午之御祝儀、以使者御帷子單物被獻之外、遂披露候之處一段之御仕合外、恐々謹言、

(朱)「寛保二年」

五月二日

松平能登守

乘賢判

松平大隅守殿

1798  
繼豊公御譜中

扣正文在家老座

五月九日江戸被差立外急御使柏原彌太右衛門・中村

一 渡唐銀吹替御願書御用係松平左近將監様に被差出置外  
(日脱之)  
 恕兵衛六月二到着、御用左之通

一 渡唐銀吹替御願書御用係松平左近將監様に被差出置外  
 處、先月十九日御勘定奉行様方より御書付を以被仰渡、御役所は西八太郎罷出外處、御勘定方與頭衆・御勘定役衆より被申聞候外、渡唐銀吹替之御願に付吟味被仰渡外、依之御尋被成事外、渡唐銀不及吹替、文銀の員數を被相重外、相濟の者有之間敷外哉、又若何れ之筋に吹替無之外不相叶譯可有之外哉、何分

表相究可申出旨致承知外趣申出外付、爰元の者究難申上外間、國元に申越吟味仕、何分表可申上旨御勘定奉行様に八太郎を以申上置外間被達

貴聞、何分表早可被申越旨、先月廿一日急飛脚を以委曲申越外通之事外、然處先月廿八日左近將監様御達被成儀有之外間、御留守居壹人今日中參上可仕之旨、御用人より切紙到來に付、西八太郎罷出外處、琉球より大清國に相渡外進貢料接貢料之儀、伺之通向後年々慶長銀之位に吹立相渡外様、銀座之者共は可申付旨御勘定奉行に申渡外、且文字銀を以慶長銀之位に吹替外に者、増銀吹賃等之儀御勘定奉行に可被承合由之御書付一通、別紙寫之通御渡被成外由に、八太郎差出外付達 貴聞、左近將監様に則日御留守居御使者を以御禮御請被仰上外、左外右之通被仰渡外段、水野壹岐守様に八太郎を以被仰進外、

一 右仰渡之通文字銀を以、慶長銀之位に吹替外に者、増銀吹賃等之儀御勘定奉行に可被承合と之儀外故、西八太郎に申渡、先月廿九日御勘定奉行神尾若狹守様(番)に八太郎參上仕、仰渡之趣を以、御用人塩見千右衛門に致對談外處、若狹守様被聞召、銀吹替之儀銀座に今日被

仰付外、追ゝ委細御書付可被相渡旨、右同人を以被仰聞外由、八太郎申出候、

一 去ル二日若狹守様ハ八太郎被召呼參上仕外處、渡唐銀吹替増部吹賃等之儀ニ付、御書付一通御用人前條同人を以、御渡被成外由ニ差出外付達

貴聞、右之通吹替増部吹賃等之儀御書付を以被仰渡外段、壹岐守様ハ是又八太郎を以被仰進外、若狹守様ハ御渡被成外御書付、進貢料慶長銀之位六百四貫目、此代り文字銀千貳百四貫六百九匁四分六毛、内六百貫六百九匁四分六毛、足銀吹賃共ニ、且又接貢料慶長銀之位三百貳貫目、此代り文字銀六百貳貫三百四匁七分貳毛、内三百貫三百四匁七分貳毛足銀吹賃共ニ、右之通文字銀銀座ハ被差出、吹直させ可被請取外、尤進貢接貢之年銀高斷次第、無滯慶長銀之位ニ吹直相渡外様ニ銀座之者共ハ申付外由、別紙寫之通ニ何方銀座ニ吹直外と之譯不相知外付、右之段八太郎より若狹守様御用人ハ相尋外處、京都銀座ニ吹直可相渡旨申聞外由申出外、且又割増之儀ハ幾割増と御書付ニ若不相見得外、先達申越候通、御勘定方組頭衆・御勘定役衆先頃被申外表、吹替ニ被仰付外ハ、對州之例ニ社可有

之との事ニ有、右ニ付有者壹岐守様ニ對州人參代五割増之儀者 公義ニ表御用有之付有、其通爲被仰渡ニ可有之外、交易銀者九割増ニ爲被仰渡由候得者、細ニ御吟味を被遂外ハ、琉球より差渡外渡唐銀 公義御用者無之付得者、交易銀之例ニ可有之と被思召外趣表有之、其段先達申越外通之事外、然者此節若狹守様より被仰渡候御書付ニ、足銀吹賃共ニ有之候者、九割増ニ吹賃爲相込員數ニ可有之哉、對州交易銀九割増ニ爲被仰渡之由外得者、吹賃者外ニ出事ニ可有之候、然共吹賃迄相込九割増ニ有之外哉、右之譯不相知外、且又對州之儀九割増ニ被仰渡外得共、未吹替表無之由外得者、文字銀ニ員數を相重被差渡候歟、又者享保銀才覺有之被差渡外哉、左外ハ、右之段若御願又者御届ニ表被仰上外上ニ其通有之外哉、右躰之譯表不相知外付、段々之儀共承届申越外ハ、其元御考ニ表可罷成儀外故、其段達

貴聞、今月初式日御使被延置外得共、對州御留守居ハ西八太郎逢取外儀彼方段々差支事共有之、漸逢取聞合之趣申聞外處ニ、彼方より返答可仕由ニ有、未何分ニ表不申越外、然者先月廿九日増上寺ニ

公方様御佛詣ニ付 總州様御勉之儀有之ハ故、最早御使被延置ハ様ニ及難成ハ、且又當年者進貢前ニ吹直銀高六百四貫目之積ニハ故、此代リ文字銀千貳百四貫六百九匁四分六毛銀座ハ被相渡、吹直させ請取管之仰渡ハ得者、右銀高御手當之程及難計、其上吹直之銀高及當九月中ニ者京都ハ其元ハ不差下ハ不叶積之事候、大坂御振廻之儀及當年者段々御仕上セ米・生蠟共ニ相減ハ付者、江戸御續方さへ可差支ト之趣者、先比及御勝手方ハ爲被申越譯及有之ハ得者、大坂御振廻之程難計ハ得共、當九月中ニ爲差當渡唐銀之儀ニハ故、吹直之儀京都銀座ハ一度ニ申込ハ者、皆共一度ニ吹直者不相調管ハ得者、吹直銀漸々ニ相渡、吹直ハ分時々ニ請取、御國許ハ差下ハ様ニ及可有之ハ哉、何れ過分之銀高ニ者ハ故、其元より京大坂ハ被申越ハ節より銀座ハ申込ハ筋ニ者、往反之滯及有之事ハ間、先琉球方三百貳貫目之分者吹直銀之用意於大坂可相調儀及難計候得共、文銀借入を以右之員數之分者、京大坂申談早々致用意、銀座ハ吹直之儀申込ハ様ニ可致旨、此節之便ニ京大坂御留守居ハ申越ハ、尤右ニ付者委細之儀、御國元より可被申越ハ得共、右三百貳貫目之分者早々、

用意を以吹直、銀座ハ可申込ハ、若右之員數吹直銀之用意大坂ニ者不相調ハ、勿論相調筋ニ者、何分之譯者御國元ハ大坂より者、此節之御使便ニ各爲御考可申越旨、此方ハ申越候間、何分ニ及大坂より可申越ハ間、大坂より申越ハ趣を以其元ハ吹替銀之御手當者何分ニ及被申談ニ者可有之ハ、右申達ハ通、對州之様子聞合相濟、其元御考ニ可罷成急成儀も有之ハ、早々飛脚ニ者可申越ハ、

右之通ニ者今月初式日御使被延置、今日急ニ者被差立ハ、萬書付等日付不同ニ御座ハ、右段々之趣を以總州様被達 貴聞、首尾可被致ハ、別紙寫貳通差越ハ、以上、

五月九日

鎌田太郎右衛門  
一上 穎 娃 内 膳

鳴津大藏殿

鳴津 左殿

樺山主計殿

種子嶋織部殿

（米）  
一右江相添別紙

松平左近將監様より御渡被成り御書付寫」

寫

琉球國より大清國に相渡り進貢料接貢料之儀伺之通、向後年々慶長銀之位に吹立相渡り様、銀座之者共は可申付旨、御勘定奉行に申渡り、且文字銀を以慶長銀之位に吹替り、増賃等之儀御勘定奉行に可被承合り、

(奉) 一右ニ相添別紙

御勘定奉行神尾若狭守様へ御渡被成り御書付寫」

寫

琉球より大清國に渡り銀高、文銀を以慶長銀之位に吹直り、足銀吹賃等銀座に請取り割合

進貢料

慶長銀之位

六百四貫目

此代り

文字銀千貳百四貫六百九匁四分六毛

内六百貫六百九匁四分六毛足銀吹賃共ニ

接貢料

慶長銀之位

三百貳貫目

1800

吉貴公御譜中

正文在文庫

1799

此代り

文字銀六百貳貫三百四匁七分貳毛

内三百貫三百四匁七分貳毛足銀吹賃共ニ

右之通文字銀銀座に被差出、吹直させ可被請取り、尤進貢接貢之年銀高斷次第、無滯慶長銀之位に吹直相渡候様、銀座之者共は申付置り、

五月

(奉) 一御返答

本文被申越趣一々致承知達 貴間、御勝手方へ及相達り、先早々京大坂に三百貳貫目御借入之儀被申越り由得其意外、吹替御手當之儀、其元ニの御考ニ及可罷成儀共ハ、從御勝手方被申越り、御願之通吹替之方ニ被仰渡御内意頂上存り、此段及御返答り、以上、  
但被差越り別書寫貳通留置り、

六月十一日」

(本文書ハ一七九八号文書ノ行間朱書ナリ)



御札令披見外、

公方様 右大將様 大納言様益御機嫌能被成御座、三月十一日

右大將様徳川刑部卿殿亭被爲 成外段被承之、目出度被存由得其意外、紙面之趣及言上外、恐々謹言、

朱カキ 寛保二年 五月十九日

松平上總入道

松平能登守 乘賢判

1801

継豊公御譜中

扣正文在家老座

覺寫

七嶋諏訪瀬船 五百七拾石積一艘

船頭泊浦人 傳兵衛

水主拾九人

右素去々申十月、大隅守藏方に相納外管之米積廻として、琉球に罷下り節、琉球之使者今歸仁按司と申者乗船に罷下り段、相違無御座外、琉球に八重山嶋より壺物積入、去酉七月出帆仕外處、於洋中途大風船乗沈、乗組之者共橋船に乗移、漸致助命、唐國に漂着仕外儀、船頭・水主申上外之段承届外處、相違無御座外、以上、

松平大隅守内

寛保二戊年五月廿六日

大脇正兵衛印

1802

御奉行所

吉貴公御譜中

正文在文庫

なをく御さゝわりもあらせられ外はす外やうこと おほしめし外、何もくよろしく御申あけ被成外へく外、めてたくかしく、

土用中なからことのほか暑氣強御座外得とも、先々總州様御機嫌好、何の御障あらせられ外はす外哉、きかせられたく覺しめし外、こゝ御程にても

太守様暑氣の御障りも御座あそハし外ハす御機嫌好、姫君様 御子様かたこもいよく御きけんよく入らせられ外、さては此御箱のうち越後ちみ、御美しからぬ御事ニ御座外得とも、いつもの通りしんしられ外、此よしよろしく御申あけ被成外やうよく申せとの御事ニ御さ外、めてたくかしく、

朱カキ 寛保二年

ひち嶋

は や とさま

しま津

權さへもんさま

とみ

岡た

人、 藤枝

吉貴公御譜中

正文在文庫

返くことのほか御あつきにて御座りへ共、いよ

く御機嫌よくいらせられりや、なをきかせられ度

御ほしめしり、こゝ御ほど大守様も御あつきこも御

さゝhariもあらせられすいらせられり、薩州様もす

い分御機嫌よくいらせられり、菊姫様もをなし御事

り、御しうきおほせ上られり御事こ御さり、何もよ

ろしく御申上りへくり、めてかしく、

七夕の御祝義御めてたさをなし御事こいわる入らせら

れ、まつくその御地にて

總州様御機嫌よく被爲入、その外様方も御きけんよく御

にきくしく御いわるあそハしりハんと、かすく御め

て度思しめしり、こゝ御ほど大守様はしめさせられ、御

揃あそハし御機嫌よく、御にきくしく御いわるあそハ

しり、扱は此御もく録のことく、七夕の御祝義毎年の通

御いわるあそハしりて被進り御事こ、まことにいく久

しく萬く年も相かハらすとの御事こてり、おほしめし

り、此よしよろしく御申上被成りへくり、めてたくかし

く、

寛保二年

ひちしま

しま津

權左衛門さま

人さま

人

荻原

おかた

藤元

全上

なをく御機嫌よく入らせられり御事、被爲聞たく

おほしめしり、めてたくかしく、

ことのほか御あつきもつよく御座り得とも、先くその御

地にて

總州様御機嫌よく被爲入、御あつきの御障もあらせられ

す、方々様も御そろい被遊りて御き嫌よく入らせられり

哉、きかせられたくおほしめしり、さては此御もくろく

の通、蓮の飯あひかハらす毎年のとをり進しられり、誠に

幾久しくとの御事までこおほしめしり、此よしよろしく

御申上被成りやうにとの御事こ御さり、めてたくかしく、

寛保二年

ひち嶋

しまつ

權さへもんさま

はやとさま

人

人

荻原

岡田

藤元

正文在正龍寺

廣濟寺住持職事任先例可令執務之狀如件、

寬保二年六月二日 中將繼豐御判

守坤西堂

廣濟寺住持職事任先例可令執務之狀如件、

寬保二年六月二日 中將繼豐御判

永均西堂

先是元文五年庚申秋薩州河邊郡泊浦之傳兵衛者爲<sub>レ</sub>船頭同郡諏訪瀨島之仲五郎之船、欲<sub>レ</sub>渡<sub>レ</sub>船於琉球國八重山島、時琉人今歸仁按司亦自<sub>レ</sub>薩府欲<sub>レ</sub>歸<sub>レ</sub>鄉、駕<sub>レ</sub>渠船歸<sub>レ</sub>琉國矣、於是水主二人在<sub>レ</sub>琉球、或病死或嬰<sub>レ</sub>疾、以故雇<sub>レ</sub>善操<sub>レ</sub>船者二人於那霸充<sub>レ</sub>其數、通船二十一人、而寬保元年辛酉三月渡<sub>レ</sub>八重山島、載<sub>レ</sub>米粟於其船將<sub>レ</sub>歸之路、七月十二日在<sub>レ</sub>洋遇<sub>レ</sub>颶風、本船覆貨物盡沒、時水主一人溺死、其餘幸脫乘<sub>レ</sub>移橋舟、同十七日飄流至<sub>レ</sub>于大

清國浙江省寧波府屬縣舟山東小島、漁人等救<sub>レ</sub>之以聞<sub>レ</sub>舟山縣令、令乃厚給<sub>レ</sub>養之、具題<sub>レ</sub>朝廷候<sub>レ</sub>皇旨傳<sub>レ</sub>送之、經<sub>レ</sub>過鎮海・寧波・杭州・紹興・嘉興等<sub>レ</sub>至<sub>レ</sub>乍浦、

逾<sub>レ</sub>年至于爰<sub>レ</sub>亦縣令給<sub>レ</sub>衣食以待<sub>レ</sub>之甚渥焉、今茲壬戌五月乘<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>渡<sub>レ</sub>楫于本朝<sub>レ</sub>之商船、同廿日使<sub>レ</sub>三官者送<sub>レ</sub>回于肥前州長崎港、翌二十一日下<sub>レ</sub>船於<sub>レ</sub>是長崎奉行萩原

伯耆守美雅詳問<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>以漂流之事實上、則託<sub>レ</sub>二十人於家臣<sub>レ</sub>長崎大脇正兵衛爲<sub>レ</sub>貞、既而奉<sub>レ</sub>江府之裁許、七月二十三

日賜<sub>レ</sub>暇於漂流者二十人、故翌二十四日警固番川上彌右衛門親將、橋口次兵衛兼慶及兵具所肝煎中馬善右衛門率<sub>レ</sub>輕卒十五人護<sub>レ</sub>送之、八月三日著<sub>レ</sub>廳府乃居<sub>レ</sub>之客舍、

同六日吉貴召<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>漂<sub>レ</sub>流于舟山之二十人内、傳兵衛・仲兵衛・長右衛門於磯館私聞<sub>レ</sub>漂流之狀、各賜<sub>レ</sub>食及青蚨百疋以勞<sub>レ</sub>之也、既而繼豐使<sub>レ</sub>騎馬士堀孫太夫與央至<sub>レ</sub>長崎、同二十一日詣<sub>レ</sub>萩原美雅之第、贈<sub>レ</sub>太平布十四・蠟燭三百挺・琉球泡盛酒一壺以謝<sub>レ</sub>之、其餘至<sub>レ</sub>美雅之家

老長谷川嘉内、用人石井平學・成島牧右衛門・中西幸内・奥左右助及長崎町年寄藥師寺久左衛門・大通事官梅三十三郎・林三郎太亦賜<sub>レ</sub>之、各有<sub>レ</sub>差矣、事詳見<sub>レ</sub>于左、

全上

扣正文在家老座

當正月二日御使便ニ御國之者唐國ニ致漂着居ハ段、加世田片浦ニ漂着之唐人致沙汰、長崎御奉行所より及被仰越、御答申上ハ趣申上ハ處、此節長崎在勤之御附人大脇正兵衛申越ハ者、五月廿日萩原伯耆守様より可申出旨申來罷出ハ處、御用人石井平學を以、唐國ニ漂着ハ日本人貳拾人、唐船より送來ハ由申出ハ、定ハ薩州之者ニ有之ハ間、明日被召出、無別條ハ、正兵衛ハ御預ケ可被仰付ハ、其手當仕明日可罷出ハ、尤江府ハ被成御伺、追ハ何分ニ及被仰渡答ハ故、先其内御預ケ被成ハ間、堅固申付可召置ハ、屋敷内締方能キ所ニ差置、門外ニ出不申、役目外之者共ニ交リ不申、慎罷居ハ様可申付旨被仰渡ハ、左ハ平學より禁國ニ致漂着ハ及不相知ハ得者、先揚屋ハ被遣置先例ハ得共、此節之者共ハ日本ニ致通融ハ所ニ致漂着、前廣風説之趣及有之ハ故、御預被成事ハ間其通相心得、目明シ之者共を及召列、中途宰領等申付、屋敷ハ引取可申旨申聞ハ由、

一翌廿一日漂着之者共請取方之手當仕、正兵衛御奉行所

ニ罷出ハ處、送來候唐人四人并漂着之者共一所ニ被召出、伯耆守様御出、漂着之次第御問付有之、先御下ケ被成、正兵衛ハ御逢、漂着之者共ハ御問付被成ハ處、逢大風本船乗沈、橋船ハ乗移、唐國之内小嶋ニ漂着、漸致助命、夫より段々介抱を受ハ段申出、難風ニ及致漂着ハ儀無別條相聞得、日本通融之所ニ致漂着、宗門之御疑及無之ハ故、被仰渡置ハ通御預被成ハ、右之段者御國元ハ御狀を以可被仰越ハ得共、皆々無別條段御家老中承ハ、落着及可有之ハ間、正兵衛より早く可申越ハ、右漂着之者共ハ者御家來を以及御尋被成儀有之ハ、船上リニ有ハ故、暫休息仕ハ様被仰付ハ旨被仰聞ハよし、

一御家老・御用人立合、漂着者共ハ段々問付有之ハ付、内々承合ハ處ニ、唐船ハ御檢使被差越、所持道具被相改御奉行所ハ御取揚、右之内船頭共日帳其外書付有之、右日帳之面廿人之内兩人琉球人有之、於唐日本人ノ姿月代爲仕ハ由、段々細蜜之御糺之由付、平學ハ相尋ハ處、琉球ハ罷下ハ水主之内兩人差支ハ付、在番人ハ願を立、雇水主任乘與ハ由、日本船ハ琉球人乘與ハ儀、於唐者致遠慮ハ故、日本人ノ姿ニ致月代、日本人ノ名

を付り由、琉球ハ薩州御領之儀ハ得共、其通可有之事  
ハ、最初伯耆守様御聞被成り節、唐人ハ罷居候故致遠  
慮、琉球人之沙汰不申上由申出、隱置り方ニ者不相聞  
得ハよし申付、琉球ハ老大船少、琉球人共過半薩州之  
船ニ致渡海事ハ、琉球人日本人ハ相交り儀、於唐老  
致遠慮ハ儀及無別條事ハ、不圖被聞召りハ者御疑及可  
有御座ハ得共、何モ無子細儀ハ由申達り處、其通可有  
之儀ハ間沙汰可仕旨、平學申り由、

一右次第ニ預り手形宗旨付、御案文之通正兵衛より出  
置御暇被下、漂着者共御屋敷等相附差越、御長屋内ハ  
差置、結方堅固申付り由ニ、寫差越り付、爲見合相  
添差越申り、

一御預ケ被仰付、御家老共爲落着正兵衛より可申越旨、  
段々御丁寧之段正兵衛申越り付、去ル六日以飛札御答  
申上候、

一右漂着之次第船頭共ハ承り處、琉球ハ爲賣物積相渡り  
付、去々年今歸仁按司乗船ニ罷下、夫より八重山嶋  
ハ罷渡、那覇迄賣物積渡、那覇より御國元ハ出米積上  
り申答り付、八重山嶋ハ罷渡候節、乗組之者壹人相果、  
壹人病氣有之、水主不足付、琉球より那覇之者兩人雇

入、廿壹人乗組八重山嶋ハ罷渡、米粟積入、去年七月  
出帆、逢大風洋中ニ本船乗沈、無是非貳拾人橋船ハ  
乗移、壹人老乗後致溺死、同十七日小嶋ハ流着漸致助  
命、唐國ト相見得り付、琉球人之儀其姿ニ難差置、  
日本之姿ニ月代爲仕、名を及日本人之名申出り旨承り、  
右ニ付唐國ニ之次第丁寧ニ申付り儀共、正兵衛より  
申越り趣、別紙之通御座り、

一右之次第於江戸從

太守様御老中様ハ御届被仰上ニ可有之哉と、平學ハ  
正兵衛致沙汰候處、琉球人之儀沙汰なしにて可相濟旨  
申趣及有之ハ處ニ、伯耆守様被聞召、琉球人之儀御領  
内之者ニ者ハ得共、御沙汰なしにも難被成り間、右之  
次第江戸ハ可被仰上由被仰聞り、且又平學より琉球人  
之義、船頭申出り次第、委細江戸ハ被仰上答り間、御  
國許より江戸御届之儀及右之心得を以可申越り、琉球  
人乗組ハ儀伯耆守様ニ老能被聞召達、無子細儀ニ被思  
召り得共、於江戸若琉球人案内ニ爲致渡海事ニ者老  
無之哉と御不審及有之ハ者、別ハ御六ヶ敷儀ニハ故、  
被入御念船頭口書及江戸被差上、右跡之御不審無之  
様ニ被仰上答之由御内々承り、夫故ニ及り哉、御米

積として薩州之船琉球に罷渡り儀無別條也、琉球人共薩州之船に乘組及不苦事也哉之旨、正兵衛に及兩度御尋有之、薩州藏方米積として罷下り儀無別條、前より琉球人薩州之船に致渡海事り由、御答申出置り旨申越り、右次第り得老於江戸及御届可有御座と申談、總州様達 貴聞申越事御座り、

一 右次第之事り間、何分ニ及被申談、御届可被仰出事り、尤琉球買物積として去々年申秋琉球人中乗る那覇に罷下、夫より同國八重山嶋に罷渡筈り處、水主之内壹人老於琉球相果、壹人老病氣なる水主不足付、琉球人兩人雇入、貳拾壹人乘組り、酉三月八重山嶋に罷越、那覇に歸帆いたし候節、於洋中途難風本船乗沈、橋船に貳拾人乗移、壹人老溺死いたし、同七月舟山に致漂着、夫より同十二月浙江省之内乍浦に送届、始終共ニ丁寧介抱申付置、當五月廿日長崎に送來、於御奉行所被逐御吟味、何そ不審之儀無之付、彼表に附置り家來之者に御預ケ被仰付、追り何分ニ及可被仰渡旨致承知り段、申越り趣頭迄を吟味之上御届可有之事り、別紙爲見合正兵衛申越り、唐ニ及之次第又老預手形宗旨付寫壹通差越り、琉球之儀大船少、過半薩州之船に用事相弁、

水主差支り節彼地ニ琉人雇入り儀、唐國ニ老致遠慮儀も前より有來事ニ老り得共、初り相聞得り老自然御疑及可有之哉と、長崎御奉行に及被思召り所より委被相糺、其元は及被仰越之由り、然老於其許何そ御疑老無之筈り得共、萬一御尋等及有之りハ、委曲申越り通を以御吟味次第可被仰出儀と申越り、

一 琉球人乘組之儀、伯耆守様は老能被問召達り得共、於江戸御不審及有之り老御六ヶ敷り故、御不審無之様ニ被仰上筈り、此御方より及其心得を以御届有之様ニと正兵衛申越り趣、右申達通り得共、琉人薩州之船に乘組り儀前より有來り趣、頭より譯り御届被仰出老不及筈り、若御尋及有之りハ、其節御問條之趣應し、何分ニ及可被仰出儀と申談り、

一 送來り唐人に被下物之儀老長崎御奉行より江戸に被得御差圖、御老中様より何分ニ及被仰渡り節相究之由、且又御奉行所に此御方様り御禮物等正兵衛承合、委曲申越り様申渡置り條、追り相糺 總州様達 貴聞、何分ニ及申渡り様可仕り、

一 漂着之者共御預之事り處、番人等無人り故、警固番兩人・足輕拾五人相添可差越旨 御意り付、去ル五日海

陸急ニ差越申外、

右申越外間被達

貴聞、御届之儀何分ニ及御吟味次第被仰出外様可被致外、以上、

六月十一日

種子嶋織部

樺山主計

嶋津 空

嶋津大藏

〔采〕 穎 娃 内 膳殿

〔下〕 鎌田太郎右衛門殿

〔采〕 御返答

本文之趣 御兩殿様達

貴聞、別紙之通御用番本多中務太輔様に御届被仰出外處、被聞召置外由、御留守居申出外、御届書寫壹通・御留守居首尾書壹通爲御納得差越外、其元より被差越外別紙貳通相返シ外、以上、

七月十七日

〔本文書ハ一八〇八号文書ノ行間朱書ナリ〕

全上

扣正文在家老座

御國之者唐國に致漂着候次第大脇正兵衛承届、申越外趣左之通

五百七拾石積壹艘船主諏訪之瀬島之仲五郎

船頭泊濱之傳兵衛

右老船頭・水主貳拾壹人乗組、去々年申秋琉球之内八重山島に賣物積として罷下外付、同年十月鹿兒島出帆、山川に着船、彼地方出船、琉球那覇に致着、西三月琉球出帆、同月八重山島に參着、西六月賣物積入致出帆外處ニ、順風惡敷同嶋之内に懸もとし、同七月出帆、琉球之内久米嶋心差走り外處、漸々風強久米嶋に乗り付難成、無是非三日程任風罷在、弥風雨強相成外付、爲立願髪をも切爲申由、其翌日迄及相續大風ニ罷成、船難持留、積荷物之内貳百石計相捨り外得共、猶々風波強、又々荷物打捨段々相働外得共、水船ニ罷成難凌、十二日夜中本船乗沈、無是非橋船に乗附外、舟中廿壹人ニ御座外内、小根占之助八不相見得、本船に乘移外節溺死たるにて外半と存候、十二日より十六日迄無飯ニ致難儀外内、灘ふくとうの魚船端ニ相付外を三

ツ程とらへ、且又壹尺程之熊引の魚橋舟ニ飛入りを被下、命を續けよし、

一 七月十七日任風流り處、段々小嶋相見得、其内少シ大半成嶋を心懸走りり處、夜入時分より別る波高り得共、外之所に可參様無之、無是非入灣之所に乘懸、大波の橋船破損り得共、廿人之者共者兎哉角助命いたしり、橋船米水等無之付數日及飢、其夜者高盧原之所に一々罷居、唐國のり半と存り付、琉人兩人之儀者包丁の髪を切、日本人之姿に成、金城事ハ金右衛門、呉屋事五右衛門と名を替りよし、

但 琉人乗組り儀付の者別紙委細申達通り、

一同十八日人居可有之と高キ山に登り見り處、向峠に人相見得り付招り處、其人立歸、無間三人程參、唐人と相見得、跡より十四五人一々葺口山刀を持ち來り付相尋り得共、言語不相通手様にて、橋船相損り處可參様子に相見得り付、橋船破損何そ荷物無之趣手様いたしり得者、魚小屋と見得り所七ツ有之所に列參、粥を調、漬物・なし物喰せ申候、何國のり哉と尋申り得共相分り不申りよし、

一 漂着之次第相尋り様子り付、唐國のり琉球下り之儀者

遠慮有之事り付、琉球に渡海之儀者不致沙汰、日本國之内薩摩松平大隅守領内之者なる、山川と申所より米積入、七月七日出帆り段書付を以相違り得共分り不申り、左りる晝飯くわせ、飯料少々ツツ、人數應し持り外之所に差越り由、一日に三度ツ、賄いたし、別り丁寧いたしり由、此嶋三里計なる漁船二所に十壹艘ほど相見得申りよし、

一同廿六日小船壹艘參り付、右漁小屋之者共より漂着之者廿人共右小船に乗せ付、唐之地方に乗せ渡り儀頼り様子なる、小屋くより取置り且又者飯米少々ツツ、人數應し右船主に相渡、彼地出帆、段々嶋續なる人居有之所共不相見得り處、廿八日地方と相見得り所に致着、廿人共三卸置、可罷歸様子にり故、手様なる送來り者之内壹人案内として、野原又者廣田地を通り、川湊番所之様子に見得候所に參、最前之案内者罷歸り由、此所なる粥くわせりよし、

一同廿九日彼所より唐人兩人なる召列、大かわらふきの家に列越、入念粥相調り丁寧くわせ、中途難所り間、晝飯可致由なる白米四五升とらせりよし、左りる段々難所相しのき城下と見得り所に參、暮時分石門を通り、



其内番所等有之、唐人餘多相付、城内と見得外所に官人と相見得候者兩人装机(マシ)ニ腰をかけ、其外官人等數者五六人脇に引のき装机ニ腰をかけ居、明松とほし立、書付を以何國之者ニ、何様之事ニの流來外哉と尋外付、日本國之内薩摩國松平大隅守領内之者ニ外由、書付ニの相答外處、積荷御物敷、私商賣者敷と尋外付、國主米ニの御座外由申達、いつれ之所より積入、何月何日幾人乘ニの出帆外哉と尋外故、薩摩之内山川湊より米積入、七月七日出帆いたし外處、雨天ニの漸々日和惡敷、同十一日風波稠敷大風罷成、同十二日夜明時分大船乗沈、橋船に廿人乗付任風、同十七日曉東之小嶋に上り外由申達、又刀共所持不仕外哉之由外付、廿人共ニ刀持參不仕由申達、漂着者外壹人本船乗沈外節、溺死仕外段爲申達由外、然處砂糖湯いつれ及に給させ、夕飯之粥其外取合せ喰せ外、官人共歸外由、漂着者共ニ及五六丁程外之所に列參召置外由、番人十七八人相付、兩人程不寝之番を及附置外よし、

シ積荷無之、貳拾人共ニ身すからあかり、造作ニ成外よし申達、官人罷歸外由、官人共よりいつれ及呼外故、宰領人ニ相付參外處、一同ニ拜仕外様と申外故、致拜禮外よし、城内と見得外所に參懸り外節及石火屋をうち、門之内三百人餘左右ニ勢をそろへ、武具等段々飾立罷在、拜禮仕外様と申外故致拜外處、本船相捨橋船より揚り候哉と尋外付、其通外旨相答、通事を以食物猪肴有之外付、何ぞ念遣仕間敷外、追付長崎に可遣旨申外由、左外通事指南ニの皆々拜いたし罷歸外處、門口にて又々石火屋うち外由、本之所に罷歸、早速生猪・鳥・干魚相送、賄方一日ニ三度ツ、申付外由、

一 八月三日海邊之堂に宿移申付、病人及外故、醫師見廻療治いたし丁寧之事外、何と申所ニ外哉と折角相尋外得者、舟山と申所にて唐之内東之方嶋にて外、

一同四日城近き客屋と相見得外所に招呼外付、門二ツ通り參外、番人警固有之、武具等段々飾置外由、相尋候儀及有之外得共、文談口達共ニ相分り不申由、日帳用として筆紙墨願出、墨壹丁筆壹對、紙十枚遣外よし、

一同十五日官人と相見得外者參、頭役之者より遣外由ニ酒一壺・ふた・家鴨・菓子など送り外よし、

- 一 九月朔日福州より日本渡海之者二三人參、金右衛門病氣（病）の衣服無之難儀之様子見請、心差として古蒲團壹ツとらせりよし、漂着者相中（本ノマ、）に及錢四百文たはこ代としてとらせりよし、古郷なつかしく有之り半と日本諸白相送、茶碗貳束茶相添遣り得共、名者不存りよし、
- 一 十月朔日綿入衣服壹ツツ、遣り由、
- 一 同十五日福州之日本渡唐船之者共三人參、難儀之様子を見請、錢貳貫文志として遣り由、致辭退り得共押あ志之由申り付致受納り、右之内四官と申者有之、其餘者不存候由、其跡より酒肴送りよし、
- 一 十一月十二日福州之者壹人參、相中は錢貳百文たはこ用としてとらせり由、
- 一 同十五日船山頭役より生猪・酒相送り由、
- 一 同十六日大雪にて寒強り故、五尺手拭・足袋など遣りよし、
- 一 同廿七日頭役之方より、漂着者とも日本に相渡答（答）の、追る南京之様小船より相渡答付、爲餞別於城内官人壹人出會、股引壹ツツ、蒲團相中（本ノマ、）二十ヲとらせり付、右股引之儀者致受用、蒲團者斷申達り得共、押あ遣り由、左りの料理焼酎出りよし、
- 一 十二月四日舟山より南京に參答（答）の渡海船に乗附、順風無之滯船いたしり由、
- 一 同十五日右渡海船に多人數乗合（本ノマ、）の、鎮海と申所に致着、城下等數相見得候由、舟山より五六里有之よし、
- 一 同六日出帆、寧波に參着、大成城郭（本ノマ、）の一國之様子と相見得、鎮海方四五里も有之由、右之所より川船に乗附、同八日杭州と申所に參懸り、城郭有之、石門數多相見得りよし、翌九日紹興（しょうじょう）と申所罷通り處、大牛成城かまへ（本ノマ、）の城門ハ大石（本ノマ、）の調、黒金之とびら、上には櫓（本ノマ、）など有之り所川舟（本ノマ、）の罷通り由、川筋惡敷所者川船陸地持越、場所よき所より乗申所有之由、中途酒屋（本ノマ、）の毎度酒給させりよし、同十日川船より陸卸いたし、横壹里半計有之り大川、又者大牛成城郭等有之り所罷通、夫より又々川船（本ノマ、）の城下等數所共罷通りり由、
- 一 同十三日乍浦と申所に參着り、爰元之儀漂着者共受込斷申り得共、前以調置り由（本ノマ、）とらせり申り由、左りの客屋と相見得り所に召列料理出し、木綿四半手拭壹ツ宛爲取、酒肴菓子出シ、三官と申者其外三人取持として丁寧之事共之由、其後又々客屋と見得り所に三官其

外二三人參、臥具等入り付、先達舟山に相送り蒲團有之り付、斷之由爲申聞り得共押入り付、日本調之たはこ益きせる出申り由、

一右三官舟持にて漂着者共受込と相見得、宿をも三官所  
に爲仕、壹日三度宛賄申付り由、左りの乍浦頭役逢申  
善り間、日本衣服致着可罷出由、廿二木綿衣服  
木綿帶相添一通ツ、持參のらせり付、段々斷申り  
得共、右衣服の無之り得者頭役は逢り儀難成り由、  
の、押の爲取申り由、左りの十五日宰領二三人、三官  
儀者通事として罷越、城門二ツ罷通り處、左右刀差共  
數多罷在り由、三官通事の尋り者、薩摩人のり由  
と申り間、其通のり、七月七日山川出帆大風逢、本  
船相捨、橋船より流來り由申達り、然處三官を以食物  
又者看相續り間、世話存間敷り、來二月日本に相渡事  
り間左様相心得可申旨申り間、致拜禮り、酒・ぶた・  
羊等遣し暇出しり付、三官同道の致退出りよし、  
一同廿九日頭役より焼酎・取肴・くわし、歳暮之爲祝儀  
遣し、夕飯をも入念差出りよし、  
一正月元日砂糖ひたし之吸物・餅之汁・朝飯二汁二菜煮  
かん等のり入念りよし、

一同三日頭役は年頭の祝儀は罷越、せんし茶給申りよし、  
一漂着之者共受込人兩人有之、壹人ハ右三官、外壹人揚  
相公と申者之由、寺參などへも召列、段々丁寧之由、  
一廿二日頭役より召呼り段三官より申聞候付、皆々城内  
に參り處、三官の申聞り者、唐國に漂着いたし難儀

之善り得共、追付長崎に相渡善り間、世話存間敷と三  
官を以丁寧に承知いたしり由、左りの茶代として銀二  
三匁遣り由、

一四月朔日揚相公より爲餞別酒肴其外小道具遣り由、

一四月二日三官宰領の致乗船り由、同三日より十日迄  
日本渡りの荷物積入、五月十日順風能、乍浦より出船、  
同廿日長崎に致着船り、

右之通唐漂着之者共より承り趣、正兵衛より申越り、  
以上、

<sup>(奉)</sup>  
「寛保二年」六月十一日 右同御連名

穎 娃 内 膳殿

鎌田太郎右衛門殿

1811 継豊公御譜中

寛保二年壬戌六月十六日被行三嘉定儀式於 營中一焉、

故繼豐豫稟<sub>三</sub>白于幕府、乃得<sub>三</sub>允容、嗣嫡宗信登<sub>レ</sub>營  
始著座頂<sub>三</sub>戴御菓子<sub>一</sub>、故繼豐即日使<sub>三</sub>留守居役者至<sub>三</sub>執政  
及若年寄各之第<sub>二</sub>謝<sub>レ</sub>之、

1812 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、就酷暑之節

公方様 右大將様 大納言様御機嫌被相伺<sub>レ</sub>、益御安全  
御儀<sub>レ</sub>間可御心易<sub>レ</sub>、隨<sub>レ</sub>齎節一箱被獻<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>、各申談遂  
披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱カキ 寛保二年

六月廿二日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

1813 全上

御札令披見<sub>レ</sub>、就酷暑之節

公方様 右大將様 大納言様御機嫌被相<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>、益御安全  
之御事<sub>レ</sub>間可御心易候、隨<sub>レ</sub>齎節一箱被獻<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>、遂披露  
外處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

(向脱カ)

朱カキ 寛保二年

六月廿二日

松平能登守

乘賢判

松平上總入道

1814 吉貴公御譜中

正文在文庫

御札令披見<sub>レ</sub>、

公方様益御機嫌能被成御座、四月廿日東叡山 御靈前  
御參詣之儀被承之、恐悦旨尤<sub>レ</sub>、紙面之趣各申談及 上  
聞<sub>レ</sub>、恐<sub>レ</sub>謹言、

朱カキ 寛保二年

六月廿六日

松平伊豆守

信祝判

松平上總入道

1815 継豊公御譜中

正文在文庫

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉  
球泡盛酒二壺被獻<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>、遂披露<sub>レ</sub>處一段之御仕合<sub>レ</sub>、恐  
レ謹言、

(朱) 「寛保二年」

六月廿二日

信祝判

松平大隅守殿

信祝

(朱) 「在口裏」

松平伊豆守

全上

今朝琉球布一箱并砂糖漬天門冬一器・赤貝塩辛一器・琉球泡盛酒二壺被獻之外、遂披露外處一段之御仕合外、恐  
く謹言、

〔朱〕  
「寛保二年」  
六月廿二日  
乘賢判

松平大隅守殿  
乘賢

〔朱〕  
「在口裏」  
松平能登守

1817  
繼豊公御譜中

正文在文庫

端午之 御内書可相渡外間、明日五半時 御城江家來可  
被差出候、以上、

〔朱〕  
「寛保二年」  
六月廿四日  
本多中務大輔

松平大隅守殿